

令和 3 年

# 第 4 回美濃市議会定例会会議録

令和 3 年 9 月 6 日 開会

令和 3 年 9 月 30 日 閉会

美 濃 市 議 会

# 令和3年第4回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	7
諸般の報告及び行政諸般の報告	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案の上程	8
議案の説明	
承第8号(美濃病院事務局長 林 信一君)	8
休憩	9
再開	9
質疑	9
委員会付託省略(承第8号)	9
討論	9
議案の採決	9
議案の上程	9
議案の説明	
認第1号(副市長 堀部 勉君)	9
認第2号・認第5号・認第6号・議第56号・議第59号 (民生部長(福祉事務所長) 小森 誠君)	13
休憩	16
再開	16
認第3号・認第4号・認第8号・議第57号・議第58号・議第63号・議第64号 (建設部長 伊藤 篤君)	16
認第7号(美濃病院事務局長 林 信一君)	22
休憩	25
再開	25
議第55号・議第61号・議第62号(総務部長 瀨瀬敬久君)	25

議第60号（秘書課長 高橋保雄君）	28
議案の上程	28
議案の説明	
議第65号・議第66号・議第67号・議第68号・議第69号・議第70号	
（市長 武藤鉄弘君）	28
議第71号（教育次長兼教育総務課長 井上博司君）	30
休憩	30
再開	30
質疑	30
委員会付託省略（議第69号）	30
討論	31
議案の採決	31
議案の上程	32
議案の説明	
請第1号（3番 服部光由君）	32
休会期間の決定	33
散会の宣告	34
会議録署名議員	35

## 第 2 号 （9月16日）

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	37
欠席議員	37
説明のため出席した者	38
職務のため出席した事務局職員	38
開議の宣告	39
会議録署名議員の指名	39
認第1号から議第64号まで	39
質疑	39
委員会付託（認第1号から議第64号まで）	39
市政に対する一般質問	40
1 山口育男議員	40
1. 武藤市政2期8年間の成果と今後の展望について	40
① まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第5次総合計画の成果と第6次総合計画の今後の展望はどのようなか。	

② 持続可能な財政運営についての考えはどのようなか。	
③ 新型コロナウイルス感染症対策について、今後の対策をどのように進めていくか。	
④ 次期市長選挙についての考えはどのようなか。	
休憩 .....	49
再開 .....	50
2 梅村辰郎議員 .....	50
1. 美濃市の農業6次産業化の取組について .....	50
① 農業の6次産業化とはどのようなものか。また、その取組への支援制度にはどのようなものがあるか。	
② 大矢田地内に整備された農産物加工施設の目的、概要、期待される効果はどのようなか。	
③ 美濃市の農業6次産業化の推進にかかる今後の方針はどのようなか。	
2. (仮称)池尻・笠神工業団地開発計画について .....	53
① (仮称)池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況はどのようなか。	
② この計画の今後の見通しはどのようなか。	
3 豊澤正信議員 .....	54
1. 二年中止になっている美濃まつりについて .....	54
① 関係者より、今後の開催を危ぶまれる声が出ている美濃まつりについて、市は観光資源として、どうとらえているか。	
② アフターコロナに向けて、美濃まつりを市の観光振興としてどう活用するか。	
休憩 .....	61
再開 .....	61
4 松嶋哲也議員 .....	61
1. 少子化対策や地域政策における、美濃市と武義高校の関わりについて .....	61
① 少子高齢化が進む現代において、公立高校が市町村の人口増減に及ぼす影響をどのように考えているか。	
② 現状において、美濃市と武義高校の交流や関わり方はどのようなか。	
③ 少子化が進む中、武義高校を地域活性化の資源と位置づけ政策を進めるべきと考えるが、市の考えはどのようなか。	
2. 美濃市防災訓練の実施方法の変更について .....	65
① 今回行った「市民一斉避難訓練・災害対策本部設置訓練」の概要とその成果はどのようなであったか。	
② 今後予定されている「防災フェア」「関連団体連携訓練」の概要と期待する効果はどのようなか。	
3. 長良川遊水地について .....	68

①	左岸道塚堤防において、「堤防の浸透破壊に対する安全性を調査し、基準を満足していることが確認されました」と報告されたが、この結果は、どの程度の降雨・水位に対して安全性を評価するものか。	
②	遊水地の計画を進めるにあたり、左岸道塚堤防について、今回行った調査以外の調査を行う予定はあるのか。	
5	岡部忠敏議員	70
1.	災害弱者の避難支援について	70
①	災害弱者に逃げおくれを防ぐ避難情報の周知はどのようなか。	
②	災害弱者の早期避難を実現する個別避難計画の作成状況はどのようなか。	
2.	地域気象防災支援を行っている气象台との連携について	72
①	美濃市と岐阜地方气象台との連携状況はどのようなか。	
②	岐阜地方气象台からの情報を活かすため、美濃市職員の研修や訓練の状況はどのようなか。	
	休憩	73
	再開	73
6	服部光由議員	73
1.	児童に貸与されているタブレット端末に関わる保険について	73
①	保険に関して本年度初めに不適切な加入を勧める文書が保護者に配布されたが、その経過と教育委員会の対応はどのようなものか。	
2.	小中学校の感染症対策について	75
①	新型コロナウイルス感染者の急激な増大のなか2学期がはじまったが、感染対策としてどのような対応をおこなったか。	
②	今後の感染予防のためにどのような対応があるか。	
3.	健康文化交流センターの運用について	76
①	利用料金に関して減免ではなく補助金を交付することになった理由と、補助制度の進捗状況はどのようなか。	
②	多目的ホールの利用料金に加算料金を課すことは適当か。	
③	駐車料金の無料時間の延長はできないか。また、障がい者の利用の際の無料化はできないか。	
④	ワクチン接種会場として市が借り上げた際の会場使用料や駐車料金はどれほどか。また、7月以降の一般利用の状況はどのようなか。	
⑤	児童ルームを多くの人に利用してもらうために専門員は配置しないのか。	
4.	新型コロナワクチンの接種状況について	81
①	高齢者のワクチン接種の実績はどのようなか。	
②	一般のワクチン接種の状況はどのようなか。	
5.	美濃市独自の新型コロナウイルス感染症対策について	82

① 感染症の拡大を防止するために市民に対して定期的なPCR検査を市独自で 取り組めないか。	
② 市内で実施される講座等における感染防止のために、講師の方などの新型コ ロナウイルス陰性証明やPCR検査の費用を市が負担できないか。	
6. 長良川遊水地について .....	84
① 遊水地計画の進捗状況と今後の計画はどのようなか。	
延会 .....	86
会議録署名議員 .....	87

### 第 3 号 (9月17日)

議事日程 .....	89
本日の会議に付した事件 .....	89
出席議員 .....	89
欠席議員 .....	89
説明のため出席した者 .....	89
職務のため出席した事務局職員 .....	89
開議の宣告 .....	90
会議録署名議員の指名 .....	90
市政に対する一般質問 .....	90
7 辻 文男議員 .....	90
1. 喫緊の対応が必要とされる公共施設の将来負担を考慮した維持管理等への取 組について .....	91
① 老朽化が進んでいる教育施設の中で市体育館や旧美濃北中学校はどのように 考えているのか。	
② 長良川遊水地計画に連動する都市計画道路段・西洞線と山崎大橋から新美濃 橋までの長良川右岸の市道改良計画など道路インフラ整備への考えはどのよ うか。	
③ 将来負担を考慮し財政状況を反映した公共施設の維持管理等の実施計画を早 急に作成すべきと考えるがいかがか。	
2. 限られた厳しい財源における住民サービスへの取組について .....	95
① 市民が求める事業や地域インフラ整備に満足感が得られる施策とするための 取組はどのようなか。	
3. 地域産業活性化に向けての取組について .....	97
① 現在の美濃和紙推進課の業務分掌に商業振興を加え、観光と商業がセットと なる支援体制を構築すべきと考えるがいかがか。	
4. 地域の災害に対する意識を高め被害を最小限にとどめる施策について .....	99

① 更新されたハザードマップは住民理解を深めるための取組が必要であると考 えるがいかがか。	
② 災害の及ぶ範囲を想定し、地区ごとに避難訓練を実施すべきと考えるがいか がか。	
休憩 .....	102
再開 .....	102
8 古田秀文議員 .....	102
1. 民間活力による地域活性化について .....	102
① 地域おこし協力隊員募集にあたり応募方法、求める人材内容、業務概要、応 募結果はどのようなか。	
② 応募者の動機、当市を選んだ理由、取り組みたい活動内容、地域おこしへの 考え方はどのようなか。	
③ 隊員の任期、活動の広報、隊員と住民との円滑な関係作り、起業に向けての サポート体制の考え方はどのようなか。	
④ 「美濃市地域連携マネージャー」についてどのように活躍していただくのか。	
2. 安心・安全なまちづくりについて .....	107
① 昨年一年間に美濃市で起きた刑法犯の発生事例はどのようなか。	
② 学校に防犯監視システムとして防犯カメラを設置し危機管理に対応する考え はどのようなか。	
③ 自治会などで付けた防犯カメラの電気代など維持管理費を補助する考えはど のようか。	
④ 自治会などを対象にした防犯カメラの設置補助制度創設の考えはどのようか。	
⑤ 市内の公共施設や道路等、必要と思われる場所に防犯カメラを設置し市民の 安全安心を守る考えはどのようなか。	
休憩 .....	113
再開 .....	113
9 永田知子議員 .....	113
1. 吉川土地区画整理事業について .....	113
① 本事業のこれまでの取組と完了に向けての市長の見解はどのようなか。	
② 連絡道路の調整の遅延の実態や、建設の見通しはどのように立てられている のか。	
③ 「土地区画整理事業」において、赤道、青道はどのように対応されているか。	
④ 吉川土地区画整理事業のこれまでの工事の進捗から、赤道や青道の問題はあ ったか。あればどのように対応されてきたか。	
⑤ 令和3年6月議会の答弁から、市側と組合側は事業の完了について相互理解 に至っていない。本質的にどこに問題が生じているのか。	

- ⑥ 令和2年度の市補助金の組合への概算払いについて精算がなされていない。  
組合側が応じない理由は何か。
- ⑦ 土地区画整理区域内の土地利用について、健康文化交流センターの公園や東側道路などの設置に伴う計画変更はどのような手続きを経て行われたか。

散会の宣告	122
会議録署名議員	124

#### 第 4 号 (9月30日)

議事日程	125
本日の会議に付した事件	125
出席議員	125
欠席議員	126
説明のため出席した者	126
職務のため出席した事務局職員	126
開議の宣告	127
会議録署名議員の指名	127
議案の上程	127
委員長報告	
総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君	127
民生教育常任委員会委員長 須田盛也君	128
委員長報告に対する質疑	130
討論	130
議案の採決	134
休憩	137
再開	137
議案の上程	137
議案の説明	
市議第5号(1番 松嶋哲也君)	137
市議第6号(12番 山口育男君)	138
休憩	139
再開	139
質疑	140
委員会付託省略(市議第5号及び市議第6号)	140
討論	140
議案の採決	141
閉会の宣告	142



市長挨拶 .....	142
会議録署名議員 .....	144
総務産業建設常任委員会審査報告書 .....	145
民生教育常任委員会審査報告書 .....	146

美濃市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和3年9月6日に令和3年第4回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和3年8月30日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

1、専決処分の承認について

損害賠償の額の決定について

1、令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

1、令和2年度美濃市病院事業会計決算の認定について

1、令和2年度美濃市上水道事業会計決算の認定について

1、令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）

1、令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1、令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

1、令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）

1、令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）

1、美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

1、美濃市税条例の一部を改正する条例について

1、美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

1、市道路線の認定について

1、令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1、美濃市教育委員会委員の任命について

1、美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について

1、人権擁護委員候補者の推薦について

1、人権擁護委員候補者の推薦について

1、人権擁護委員候補者の推薦について

1、人権擁護委員候補者の推薦について

## 1、財産の取得について

令和 3 年 9 月 6 日

令和 3 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 1 号）

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 6 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 8 号 専決処分の承認について  
損害賠償の額の決定について
- 第 4 認第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 11 認第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 12 議第 55 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 13 議第 56 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 14 議第 57 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 15 議第 58 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 16 議第 59 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 17 議第 60 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 61 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議第 62 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議第 63 号 市道路線の認定について
- 第 21 議第 64 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 22 議第 65 号 美濃市教育委員会委員の任命について
- 第 23 議第 66 号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 24 議第 67 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 25 議第 68 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 26 議第 69 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 27 議第 70 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 28 議第 71 号 財産の取得について
- 第 29 請第 1 号 美濃市健康文化交流センターの利用 (利用料金表の改定等) に関する請願

---

### 本日の会議に付した事件

- 第 1 から第 29 までの各事件
-

出席議員（13名）

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子
議会事務局書記	中 村 亘 輝		

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いいたします。

これより私もマスクを外して議事を進行します。

---

### 市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ちまして、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第4回美濃市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、大変御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃は、議員各位におきましては、市政進展のため、多大なる御尽力、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

議会開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げたいと思います。

初めに、6月下旬から日本列島の太平洋側におきまして梅雨前線が停滞した影響により、広い範囲で大気不安定な状態となり、特に伊豆諸島北部では、24時間雨量が最大となる記録的な豪雨となりました。また、7月3日には、静岡県熱海市におきまして大規模な土砂崩れが発生し、死者・行方不明27名、被害建物128棟という未曾有の大災害が起こり、また熊本県におきましては、河川が氾濫するなどの災害が発生しました。

また、8月11日から21日にかけても停滞した前線の影響による線状降水帯が発生し、長時間、同範囲で大雨となり、気象庁は、広島県、長崎県、佐賀県、福岡県に大雨特別警報を発表し警戒を呼びかけ、九州・中国地方では土砂災害による人的被害の発生、河川氾濫に伴う家屋の浸水など多数の被害が発生しました。さらに、長野県岡谷市では土石流が発生し、3名がお亡くなりになり、県内においても土砂災害警戒情報が発令され、県内各地で大雨となり、国道41号線が崩落するなど甚大な被害が発生したところであります。

被災をされました全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興・復旧をお祈り申し上げます。

さて、7月23日開会した東京オリンピックでは、自国での開催ということもありまして、

多くの日本人選手が活躍し、獲得した金メダルは27個と史上最多の獲得数となり、多くの感動を与えていただきました。その中でも、体操個人総合で金メダルを獲得した橋本選手は、つり輪で一時順位を落とすも、最終種目の鉄棒で挽回、逆転で優勝するなど、不屈の精神に大変勇気づけられました。

また、昨晚パラリンピックが閉会いたしましたけれども、様々なハンデを背負いながらアスリートたちが必死にその競技に打ち込む姿、試合に臨む姿、結果を見て、私も大変感動しました。まだまだ我々にはできることがいっぱいあるなあ、挑戦すべきだなあと、こんな思いがあったところであります。こうしたオリンピック、パラリンピックのレガシーを今後の美濃市の市政にも生かしていけたらなああと、こんな思いで見えておりました。これからも、ダイバーシティとまではいきませんけれども、いろんな方々との共生を含めて、市政全般にいろいろ御支援いただければなああとと思っております。

また、一方では、新型コロナウイルス感染症は、東京など大都市圏において、8月ピークを迎えました。岐阜県でも連日のように多くの感染の方が発表されております。岐阜県におきましては、知事をはじめ、全市町村長による緊急事態宣言ということを発令されておりますけれども、このオール岐阜での取組をさらに進めていくこととしております。

中でも、最近美濃市では、お盆過ぎから大変多くの感染者が出ております。人口比に占めます割合でいきますと上位を占めておりまして、予断を許さないと、こんな状況であります。ワクチン接種につきましては順調に進んでおりまして、7月25日をもって希望する高齢者の皆様への接種は完了し、一般の方々の接種につきましても、9月5日をもって、昨日をもちまして、集団接種というものにつきましては終了したとなります。この段階で、対象者1万8,430人のうち1万3,141人が接種し、接種率は71.3%となっているところでございます。

また、最近の全国的な感染爆発の状況を受けまして、接種を控えていた市民から問合せが大変多くいただいております。毎日のように何十本という電話をいただいております。現状では、ワクチンがないということでお断りをするということがございますけれども、今般、県の御配慮によりまして、今月20日の週に1箱配付が決まりましたので、今日からその分につきましての受付を開始したということでございまして、希望される市民の皆様は希望どおりの接種についてやっていきたいと、このように思っております。今後も引き続き市民の命を守る、さらにはワクチンが足らなければ、国、県を通じまして要望してまいるということで対応してまいりたいと思っております。

しかしながら、ワクチンを打ったからといって感染がしないというものではありませんので、引き続き市民の皆様には、マスクの着用、手洗いの励行、3密回避、会食、感染地域への外出などの自粛など、基本的な感染予防対策を実施いただき、自分の身は自分で守る、家族を守る、こういうところをしっかりと認識し、コロナ社会を生き抜いていただきたいと思います。

さて、本日定例会に審議をお願いいたしました案件は、専決処分1件、令和2年度決算認定が8件、補正予算が5件、条例改正が3件、美濃市固定資産評価審査委員会委員の任命な



ど人事案件が6件、その他3件、合計26件でございます。議案の内容につきましては、後ほど副市長、担当部長から説明を申し上げますので、お願いしたいと思います。

ここで、令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきまして、概略につきまして御説明を申し上げます。

引き続き厳しい財政状況でございますけれども、またさらなるコロナ禍による追い打ちが加わる状況ございましたけれども、事業を取捨選択し、市民の生活に直結するものについては、やるべきものはやる、地域の特性を生かした魅力ある施策の展開、子育て支援による人口減少対策や産業活性化による地域経済の進展、市民の安全・安心の確保に向け魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開し、「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を目指してまいりました。そしてさらには、未来につながる美濃市づくりに取り組んできたところであります。

一般会計の決算額は、歳入137億3,989万円余、歳出は128億9,701万円余となり、8億4,000万円余の黒字決算となりました。

経常収支比率は93.8%、2.7%の悪化、実質公債費比率は9.3%、0.6%の改善、将来負担比率は41.0%であり、17.3%の悪化となりました。

厳しい財政状況の中に、さらにコロナ禍による税収の減少により、財政の健全化を表す数値に悪化が見られました。しかしながら、財政の健全化の判断となる早期健全化基準を上回るものではなく、今後、原因を究明しながら少しずつ健全に転換をさせてまいりたいと考えております。

歳入の主なものは、市税29億7,000万円余、5.3%の減少、地方交付税26億9,000万円余、1.2%の減少、国庫支出金37億7,900万円余、235.9%の増加となりました。

市債は8億9,000万円余で、6.6%の増加、基金は、主なもので、ふるさと美濃応援団うだつ基金1,500万円余、森林環境譲与税基金1,300万円余を積み立てることができました。

また、歳出につきましては、コロナ禍において事業実施が制限される中、第5次総合計画の10か年計画の最終年度として、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略を確実に前進させるため、「元気を継続 健康増進」「魅力の発信 地域の活性化」「安全・安心 生活基盤の充実」の3つの政策の柱を基に、魅力ある施策と将来のまちづくりにつながる事業を展開してまいりました。

最初に、「元気を継続 健康増進」であります。市民の皆様が生涯にわたって健康でいられるよう、個々の状況に応じた健康相談や保健指導を行ってまいりました。健康年齢向上の取組として、からだ改善プロジェクトの継続と美濃病院のみの健康管理センターを活用した人間ドックなどの健康診査を推進し、市民の健康意識向上につなげてまいりました。また、国民健康保険事業では、人間ドック受診者への助成制度を拡充し、受診率の向上を図ってまいりました。

さらに、老朽化した公共施設を集約した、健康や文化、多世代間の交流拠点となる健康文化交流センター、通称みのエネプラザの建設工事を竣工し、新しい施設として供用を開始す

ることができました。

2つ目の「魅力の発信 地域の活性化」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により様々なイベントが延期または中止となり、十分な魅力の発信を行うことができませんでした。令和2年にまいいた種がようやく結んできておるところでございましたが、その一つは、今夏に開催された東京2020オリンピック・パラリンピックの表彰状に採用されました美濃手すき和紙であります。表彰状が世界中のオリンピック・パラリンピックの選手に手渡されることによりまして、世界に向けて美濃手すき和紙の情報を発信することができたと思っております。しかしながら、コロナにより十分な発信とまでは行かなかったというふうに考えております。

さらに、令和2年9月には、旧松久邸と一体的な活用となる旧須田万右衛門邸の改修が終了し、古民家ホテルとして、さらには交流拠点として開業いたしました。10月には、道の駅にわか茶屋の敷地内には、宿泊に特化したマリOTTホテルがオープンし、滞在型観光に向けて準備が整ったという幕開けの年でもございました。今後は、ウイズコロナやアフターコロナを見据えた各種体験ツアーなどの創出を考え、関係人口の増加に力を入れていきたいと思っております。

また、平成28年度から進めてまいりました現存する最古の近代つり橋である国の重要文化財美濃橋の修復事業を令和3年3月に完了することができ、今後は文化的な価値を有する観光資源として活用を進めてまいりたいと考えております。

大きく3つ目の「安全・安心 生活基盤の充実」では、自分の命は自分で守ることを意識し、各地域において、自主防災組織を中心に災害への備えと防災意識の高揚を図り、防災訓練や防災資器材の購入支援を行いました。

市におきましては、災害の発生に備え、飲料水や食料、資器材の備蓄を進めるとともに、防災情報を市民に確実に伝達するため、防災行政無線や防災メール、防災ラジオの防災伝達ツールの活用を促進いたしました。また、水防法の改正に対応した洪水と土砂災害ハザードマップを新たに作成し、市内全戸に配付しました。

子供の教育につきましては、令和2年度新学習指導要領の完全実施に向け、ICT教育環境を整備する計画がコロナ禍におけるリモート授業の推進によりさらに加速したため、児童・生徒一人一人へのタブレット端末の配付と高速大容量ネットワーク環境の整備を進めることができました。

また、建設から40年以上が経過した給食センターにつきましては、安全・安心な給食を提供するための新たな給食センターの建設に向けて取り組み、建設用地の購入、令和3年度に着工する運びとなりました。

さらに、市民生活に欠かせない道路整備につきましては、県と連携して、新大矢田トンネル、岐阜・美濃線の4車線化など、大きな事業を着実に進めることができました。市道につきましては、須原・上河和線などの道路改良や下切・坂田線などの道路舗装、谷戸橋などの橋梁長寿命化事業に取り組んでまいりました。

令和2年度は、第5次総合計画の最終年度として、これまでの取組を検証するとともに、第6次総合計画を策定する年として位置づけ、市民で組織されましたワーキンググループ「考える会」において、市民の視点からいろいろな提案をいただき、それを基に第6次総合計画策定委員会において検討を重ねてまいりました。この間、議員皆様からもいろいろな意見を頂戴し、完成することができました。計画の基本理念を「市民と共に創るまち」とし、市民、議会、行政、各種団体、企業等々全ての者が協力し、美濃市をつくっていくことを目標とし、今年度から取り組んでいるところであります。先般、その概要版につきまして、全世帯に配付を行ったところであります。

次に、企業会計決算について御説明を申し上げます。

病院事業会計では、収益的収入が27億1,000万円余、収益的支出が26億9,000万円余となり、2,300万円余の黒字となりました。

上水道会計では、収益的収入4億2,900万円余、収益的支出が3億5,700万円余となり、7,100万円余の黒字となっております。

続いて、特別会計であります。国民健康保険特別会計など5つの特別会計の決算額につきましては、いずれの会計も黒字決算となっております。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。いずれの事業も実施に当たっては、市民目線に立った行政サービスの提供、次世代に過度な負担を残さない行政運営に努めたところであります。これもひとえに議員各位の御指導、御協力、市民の皆様の御支援のおかげと心から感謝を申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたします案件は、決算の認定、補正予算、条例改正、人事案件など、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### 開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから令和3年第4回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

暑い折ですので、上着は適宜お脱ぎください。

開会 午前10時21分

---

### 諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長から、さきに配付した報第4号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率の報告、報第5号、地方公共団体の財政の健全化に

関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率の報告、報第6号、地方自治法第243条の3第2項の規定による株式会社美濃にわか茶屋の経営状況説明書類の提出がありましたので、御承知をお願いいたします。

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君の両君を指名いたします。

---

### 第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月30日までの25日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は、本日から9月30日までの25日間と決定いたしました。

---

### 第3 承第8号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、承第8号についてを議題とします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

承第8号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第8号 専決処分の承認についてを御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の2ページをお開きください。

専第9号 損害賠償の額の決定についてにつきましては、美濃市立美濃病院の訪問看護ステーション清流による訪問看護中において発生しました医療事故の損害賠償の額について、令和3年7月12日に専決処分をしたものでございます。

専決処分の理由でございますが、今回の医療事故は市の義務に属する損害賠償であり、相手方様の希望に沿った損害賠償の履行のために急施を要し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

項番1. 損害賠償の額は176万2,333円でございます。

次に、項番2. 事故の概要でございますが、平成29年11月23日午前10時30分頃、訪問看護ステーション清流による訪問看護において、女兒に対し清潔ケアをする際に、女兒の衣服の一部がぬれたため、ドライヤーで乾燥をさせました。その後、衣服の熱が冷め切らないうち

に右足を衣服の上に戻したため、女兒の右大腿部後ろをやけどさせたものであります。

以上で説明は終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

---

再開 午前10時27分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいまの議題については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

承第8号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第8号は、これを承認することに決定いたしました。

---

#### 第4 認第1号から第21 議第64号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第4、認第1号から日程第21、議第64号までの18案件について、日程の順序を一部変更し、一括し議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、認第1号について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第1号 令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

美濃市の令和2年度決算におきましては、歳入歳出決算額とともに新型コロナウイルス感染症対策として行った各事業により前年度を大きく上回り、過去最大規模となりましたが、収入の柱である市税では、法人市民税の落ち込みにより、全体で前年比5.3%の減となりました。

こうしたコロナ禍の状況において、事業が制限される中、内容見直しを行いつつ魅力あるまちづくり事業を優先的に優先し、持続可能な財政運営に努めてまいりました。一部の財政指標は改善傾向にありますが、依然として厳しい財政状況が続いております。

それでは、赤スタンプ3番の令和2年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げます。

赤スタンプ3番の1ページをお開きください。

一般会計の決算の概要でございます。

下段の表を御覧ください。

先ほど市長の挨拶の中にもございましたが、令和2年度の歳入は137億3,989万3,098円、歳出128億9,701万1,336円で、歳入歳出差引額は8億4,288万1,762円となっており、このうち翌年度の繰越財源は4億8,329万3,190円で、実質収支額は3億5,958万8,572円の黒字決算となりました。

令和元年度と比較しますと、歳入は32億9,935万9,560円、率にして31.6%の増、歳出は29億3,175万7,268円、率にして29.4%の増となっております。

次に、2ページをお開きください。

一般会計の決算状況でございます。

下段の表は、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入の主な科目の決算額を説明いたします。

1款 市税は29億7,606万円で、構成比は21.7%、前年度比5.3%の減となっております。主な要因は、法人市民税の1億7,000万円の減によるものでございます。

少し飛びまして、11款 地方交付税は26億9,342万5,000円で、構成比19.6%、前年度比1.2%の減となりました。主な要因は、特別交付税の減によるものでございます。

15款 国庫支出金は37億7,919万9,000円で、構成比27.5%、前年度比235.9%の増となっており、主に特別定額給付金給付事業費の皆増によるものでございます。

16款 県支出金は6億4,840万5,000円で、構成比4.7%、前年度比3.1%の増となりました。

19款 繰入金は11億3,778万1,000円で、構成比8.3%、前年度比198.5%の増となりました。主に市民わくわくふれあい施設整備基金繰入金の増によるものでございます。

22款 市債は8億9,382万1,000円で、構成比6.5%、前年度比6.6%の増となっており、主に健康文化交流センター建設事業の土木債の増によるものでございます。

以上が、歳入の状況、各款別の主なものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

これは、歳入の状況を自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区別した財源内訳の状況でございます。

合計欄を御覧ください。

自主財源は、市税は減少しましたが、健康文化交流センター建設のため、6億円の基金を取り崩して、繰入金の増加により50億6,711万9,000円で、構成比は36.9%、前年度比11.3%の増となっております。

依存財源は86億7,277万4,000円で、構成比が63.1%、特別定額給付金の国庫支出金の大幅な増加のため、前年度比47.3%の増となっております。

一般財源は75億2,702万4,000円で、構成比は54.8%、特定財源は62億1,286万9,000円で、構成比は45.2%となっております。

次に、6ページをお開きください。

款別に主な科目を御説明申し上げます。

2款 総務費は31億6,632万6,000円で、構成比は24.5%、前年度比117.1%の増で、主に特別定額給付金給付事業の皆増によるもので、歳出の中で最も多くの支出額を占めております。

3款 民生費は27億8,481万6,000円で、構成比は21.6%、前年度比2.5%の増となります。

8款 土木費は28億2,663万9,000円で、構成比は21.9%、前年度比27.8%の増で、主に健康文化交流センター建設事業の増によるものでございます。

10款 教育費は12億5,671万5,000円で、構成比は9.7%、前年度対比26.7%の増で、小中学校情報機器整備事業の皆増によるものでございます。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、歳出状況を性質別に区別したものでございます。

1から3までの人件費、扶助費、公債費の義務的経費は37億3,721万円で、前年度と比較しますと1億4,259万1,000円、率にして4.0%の増となりました。その内訳は、人件費が2.9%の増、扶助費が3.1%の増、公債費が8.9%の増となっております。

主な理由としましては、人件費は、アルバイト、嘱託職員が廃止され、会計年度任用職員制度の開始による増、扶助費は、子育て世帯、ひとり親世帯への臨時特別給付金給付事業などによる増、公債費は、元利償還金の増でございます。

4から10の物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金を合計しますと67億9,397万3,000円となり、前年度と比較しますと21億3,718万4,000円の増となっております。

主な理由としましては、補助費等の特別定額給付金給付事業の皆増によるものでございます。

次に、11の投資的経費は23億6,582万8,000円となり、前年度と比較しますと6億5,198万2,000円の増で、率にして38%の増となっております。

要因としましては、健康文化交流センター建設事業などの普通建設事業費の増によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、各会計の赤字の程度を指標化したものでありますが、一般会計をはじめ、全ての会計について赤字となっております。

次に、11ページを御覧ください。

実質公債費比率につきましては9.3%、前年と比べて0.6%減少しており、早期健全化基準の25%を下回っております。

中段の将来負担比率でございますが、41.0%と早期健全化基準の350%を大きく下回っております。前年度と比較しますと17.3%増加しております。これは、健康文化交流センター建設など地方債残高が増加したこと、及びセンター建設のために積立てしてきた基金、特定目的基金を取り崩したことなどによるものでございます。

次に、資金不足比率につきましては、各公営企業会計ともに資金不足は生じておりません。

次に、13ページをお開きください。

財政指標等の状況でございます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から最下段の人口1人当たりの地方債現在高までを掲載しております。

表の上から4行目からの標準財政規模、これは美濃市が標準的に行政を運営するに当たって、一般財源の規模を示しますが、59億9,362万2,000円で、前年度と比較しますと2億5,230万6,000円増となっております。これは、令和元年度の消費税がアップしたせいがございます。財政力指数は0.558で、前年度から0.005ポイント上昇しましたが、県下都市平均と比較しますと0.062ポイント下回っており、実質収支比率は6.0%で、前年度より0.3%下回っております。

公債費負担比率は8.4%で、0.4%前年度より上回っております。

7行飛びまして、積立金現在高のうち、財政調整基金は21億8,897万円で、前年度から1,391万円の増額となりました。

7行下、表の中ほどの地方債現在高は71億932万4,000円で、前年度から2億6,497万6,000円の増となりました。これは、健康文化交流センター建設事業に伴う起債額の増でございます。

人口1人当たりの地方債の現在高にしますと、表の一番下の欄に記載のとおり、35万4,421円となり、前年度より1万8,205円の増となりました。

表の中ほどに戻りまして、経常収支比率につきましては、経常的な人件費や公債費などに対する充当一般財源が増加し、市税の経常的な一般財源が減少したため、93.8%となり、前年度より2.7%増加しております。

14ページ以降の説明は省略させていただきます、認第1号の説明を終わらせていただき



ます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（佐藤好夫君） 次に、認第2号、認第5号、認第6号、議第56号、議第59号の5案件について、民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、おはようございます。

それでは、認第2号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに、決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、令和2年度末で、世帯数は2,882世帯、被保険者数4,685人となっており、前年度末に比べて、世帯数は8世帯の減、被保険者数は100人の減少となりました。

それでは、赤スタンプ2の決算書148ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が24億5,885万2,107円、歳出総額は23億9,315万1,540円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,570万567円でございます。

次に、125ページへお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 国民健康保険税は5億228万8,000円で、歳入中の構成比は20.43%です。

なお、不納欠損額は384万3,000円で、収入未済額は1億4,149万2,000円となりました。

1つ飛びまして、3款 県支出金17億1,620万4,000円は、保険給付費等交付金と国庫負担金減額措置対策費補助金でございます。

1つ飛びまして、5款 繰入金1億6,376万1,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

2つ飛びまして、8款 国庫支出金340万9,000円は、災害臨時特例補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

127ページへ移りまして、歳入合計は、予算現額25億9,685万円に対し、調定額26億418万8,000円、収入済額は24億5,885万2,000円となっております。

129ページをお開きください。

歳出の支出済額でございます。

1款 総務費3,911万9,000円は、職員人件費、賦課徴収の事務経費、電算機器の使用料、各種団体への負担金等でございます。

2款 保険給付費16億6,042万円は、一般被保険者の療養給付費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などでございます。

3款 国民健康保険事業費納付金6億3,684万3,000円は、県への保険税等の納付金で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分でございます。

4款 保健事業費1,816万1,000円は、特定健診・保健指導及び人間ドック受診に対する助成や市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

131ページへ移りまして、歳出合計は、予算現額25億9,685万円に対し、支出済額は23億

9,315万1,000円となりました。

133ページ以降の説明は省略させていただきます、認第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第5号 令和2年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上人口は7,291人、高齢化率は36.3%で、前年度の同月と比較しますと、人口で68人、率で0.8ポイント増加となり、人口が減少する中、高齢化率は伸びているのが現状でございます。

また、介護保険の給付対象となります要介護認定者数は、本年3月31日現在1,165人、前年度の同月に比べ20人の増となっております。

それでは、赤スタンプ2の決算書200ページをお開きください。

こちらは実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は20億9,685万8,185円、歳出総額は20億3,464万8,892円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに6,220万9,293円でございます。

それでは、179ページにお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 保険料4億6,452万3,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分の合計でございます。なお、収入未済額は25万8,000円となりました。

1つ飛びまして、3款 国庫支出金4億7,788万3,000円は、介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金、介護保険事業費補助金などがございます。

4款 支払基金交付金5億4,029万1,000円は、40歳以上65歳未満の被保険者の保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金3億324万5,000円は、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の合計でございます。

1つ飛びまして、7款 繰入金2億9,486万3,000円は、一般会計からの繰入金で、介護給付費、地域支援事業費、事務費等及び低所得者保険料軽減分に対する繰入金でございます。

181ページに移りまして、歳入合計は、予算現額21億5,752万9,000円に対し、調定額20億9,711万6,000円、収入済額20億9,685万8,000円でございます。

次に、183ページをお開きください。

歳出の支出済額でございます。

1款 総務費3,360万2,000円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などがございます。

2款 保険給付費18億6,434万2,000円は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護や特定入所者介護サービス費等でございます。

3款 地域支援事業費8,294万8,000円は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等でございます。

一番下段に記載のとおり、歳出合計は、予算現額21億5,752万9,000円に対し、支出済額は20億3,464万8,000円で、執行率は94.3%でございます。

185ページ以降の説明は省略させていただきますして、認第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第6号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入し設立しました岐阜県広域連合が保険者として、資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、赤スタンプ2、決算書の212ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は5億4,754万5,308円、歳出総額は5億4,385万3,525円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに369万1,783円でございます。

次に、201ページへお戻りください。

決算額は、主なものを1,000円未満省略にて説明させていただきます。

まず歳入の収入済額でございますが、1款 後期高齢者医療保険料2億1,250万6,000円は、被保険者保険料の現年度分及び過年度の滞納繰越分でございます。なお、収入未済額がマイナスとなっておりますのは、還付事務の手續上によるものでございます。

1つ飛びまして、3款 後期高齢者医療広域連合委託金610万4,000円は、保健事業費の委託金でございます。

4款 繰入金3億677万8,000円は、一般会計からの繰入金で、療養給付費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金などがございます。

2つ飛びまして、7款 国庫支出金2万9,000円は、システム改修に係る国庫補助金でございます。

以上、歳入合計は、予算現額5億5,442万8,000円に対し、調定額5億4,742万5,000円、収入済額5億4,754万5,000円でございます。

203ページに移りまして、歳出の支出済額でございます。

1款 総務費375万4,000円は、事務経費及び保険料徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金5億3,385万2,000円は、広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保健事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費610万4,000円は、すこやか健診の経費でございます。

一番下段のとおり、歳出合計は、予算現額5億5,442万8,000円に対し、支出済額は5億4,385万3,000円で、執行率は98.1%でございます。

205ページ以降の説明は省略させていただきますして、認第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第56号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて御説明いたします。

それでは、赤スタンプ1の議案集の38ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万4,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ25億8,517万8,000円とするものでございます。

40ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

1款 総務費は76万2,000円を増額するもので、人事異動に伴う職員手当等を増額するもので、財源は繰入金でございます。

7款 諸支出金は1,625万2,000円を増額するもので、令和2年度の保険給付費の確定に伴う保険給付費等交付金の返還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

41ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第59号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

それでは、赤スタンプ1の議案書の60ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,783万1,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ21億1,251万8,000円とするものでございます。

62ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出により、歳入も併せて御説明いたします。

6款 諸支出金は2,783万1,000円を増額するもので、令和2年度介護給付費等負担金の確定に伴う国と県の負担金の償還金でございます。財源内訳はその他財源で、全て繰越金でございます。

63ページ以降の説明は省略させていただきまして、議第59号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時10分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第3号、認第4号、認第8号、議第57号、議第58号、議第63号、議第64号の7案件について、建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

決算認定について3件申し上げます。

それでは、認第3号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の173ページをお開きください。赤スタンプ3、173ページでございます。

初めに、農業集落排水事業の概要でございますが、上から2番目の表を御覧ください。

農業集落排水は、7地区で供用開始しております。そのうち富野地区は、関市への処理区へ排出しております。

令和2年度末現在の接続状況は、表の中ほど、7地区合計の設置済み人口として2,842人、その下、水洗化率は86.5%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ2、決算書の162ページをお開きください。赤スタンプ2、162ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は2億2,431万6,059円、歳出総額は2億2,422万3,958円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに9万2,101円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

同じ資料の149、150ページをお開きください。

まず歳入の表の収入済額について御説明いたします。

1款 分担金及び負担金191万8,000円は、新規加入者の分担金でございます。

2款 使用料及び手数料4,872万円は、集落排水使用料及び手数料でございます。

3款 財産収入45万9,000円は、減債基金利子でございます。

4款 繰入金1億7,317万4,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

5款 繰越金3万円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入1万2,000円は、雇用保険料個人負担分でございます。

歳入の合計は、調定額2億2,640万7,000円に対し、収入済額2億2,431万6,000円となりました。

次に、151ページ、152ページを御覧ください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 農業集落排水事業費1億765万3,000円は、施設維持管理費、事務経費、職員給与費等でございます。

2款 公債費1億1,657万円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は2億2,422万3,000円となりました。

以上で認第3号の説明を終わります。

次に、認第4号 令和2年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

公共下水道事業の概要については、赤スタンプ3、主要な施策の成果等説明書の175ページ、赤スタンプ3、175ページをお開きください。

初めに、下水道事業の概要でございますが、上から3番目中ほどの表、下水道の普及状況

を御覧ください。

公共下水道は、長良川右岸・左岸及び長瀬処理区の3つの浄化センターで処理を行っております。

令和2年度末現在の接続状況は、表の下から2つ目、接続人口の合計として1万249人、水洗化率は68.1%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、赤スタンプ2、決算書の178ページをお開きください。赤スタンプ2、178ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は9億1,111万2,713円、歳出総額は9億1,101万6,179円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに9万6,534円となりました。

次に、歳入歳出決算額につきまして、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

同じ資料の163、164ページへお戻りください。

まず歳入の表の収入済額について説明いたします。

1款 分担金及び負担金1,201万円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

2款 使用料及び手数料2億4,412万4,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

3款 財産収入36万4,000円は、基金利子でございます。

4款 繰入金6億1,463万6,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

5款 繰越金6万6,000円は、前年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入141万2,000円は、下水道工事指定店料、左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理経費負担金でございます。

7款 市債3,850万円は、縁故債の特別措置分、下水道事業地方公営企業法適用化業務公営企業会計適用債、左岸処理区污水管渠整備工事下水道事業債でございます。

165、166ページをお開きください。

歳入の合計は、調定額9億5,225万1,000円に対し、収入済額9億1,111万2,000円となりました。

次に、167、168ページを御覧ください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

1款 総務費4,665万8,000円は、職員給与費、事務経費等でございます。

2款 下水道事業費1億9,758万5,000円は、施設維持管理費、管渠整備事業費でございます。

3款 公債費6億6,677万2,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は9億1,101万6,000円となりました。

以上で認第4号の説明を終わります。

次に、認第8号 令和2年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の37ページをお開きください。赤スタ

ンプ5、37ページでございます。

初めに、上水道事業の概要でございます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するため、さらには近年の下水道の普及や宅地開発、住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年度に第5次拡張計画の事業認定を得て、計画的に施設整備を進めてまいりました。平成29年度に策定した美濃市水道事業ビジョン及び美濃市水道経営戦略に基づき、長期的な視点を持ちながら計画的に事業を行っております。

令和2年度の主な建設改良工事として、中央監視装置更新工事、前年度からの継続事業、県道美濃・川辺線配水管布設替え工事などを行いました。

給水人口は2万39人で、前年度より298人の減少、給水栓数は8,225栓で、9栓の減少、年間給水量は229万5,678立方メートルで、4,230立方メートルの減少、年間の有収率は71.6%で、前年度より0.6ポイント増加しました。

続きまして、28ページをお開きください。

令和2年度の美濃市上水道事業決算報告について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

(1)の収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は4億2,920万8,000円に対し、支出の決算額は3億5,783万5,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

次に、29ページを御覧ください。

(2)の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1億2,381万6,000円となりました。

その内訳は、第1項 企業債の1億1,970万円は、中央監視装置更新工事、県道美濃・川辺線配水管布設替え工事等に伴う起債でございます。

第2項 工事負担金411万6,000円は、消火栓6基の更新に伴う負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は2億7,846万7,000円となりました。

その内訳は、第1項 建設改良費の1億4,937万2,000円は、中央監視装置更新工事、県道美濃・川辺線配水管布設替え工事に係る支出でございます。

第2項 企業債償還金の1億2,909万4,000円は、企業債の元金償還金でございます。

欄外の記載ですが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,465万1,000円は、減債積立金6,500万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,357万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,607万2,000円で補填いたしました。

30ページをお開きください。

この損益計算書と34ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

30ページの1の営業収益の合計は3億2,194万円、2の営業費用の合計は3億1,559万1,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は634万9,000円となりま

した。

営業収益のうち、(1)給水収益は、水道料収入でございます。(3)その他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金でございます。また、営業費用のうち、(1)原水及び浄水費は、水源地の動力費など、(2)配水及び給水費は、配水設備及び配水管の修繕費など、(4)総係費は、人件費等です。(5)減価償却費は、施設や構築物の減価償却費です。(6)資産減耗費は、工事に伴う既設水道管の固定資産除去費でございます。

次に、31ページを御覧ください。

3の営業外収益は7,504万8,000円、4の営業外費用は2,343万7,000円で、差し引きますと5,161万1,000円の利益となりました。

このうち、営業外収益の(3)他会計補助金は、美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の利息でございます。

したがいまして、営業利益と営業外利益を足した5,796万円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた5,792万円が当年度純利益となりました。この当年度純利益にその他未処分利益剰余金変動額6,500万円を加えた1億2,292万円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続いて、33ページをお開きください。

上水道事業剰余金処分計算書(案)を御覧ください。

表一番右の未処分利益剰余金の処分については、議第64号にて、減債基金に積立て及び資本金に組み入れることについて議会の承認を求めるものでございます。

34ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で、資産合計は、表の一番右下になりますが、41億3,350万8,000円でございます。

35ページに負債の部が明記されております。

36ページをお開きください。

同じく貸借対照表の資本の部では、負債資本合計は、表の一番右下になります41億3,350万8,000円でございます。

38ページ以降には詳細を記載しておりますが、説明は省略させていただき、認第8号の説明を終わります。

続きまして、補正予算について2件説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の46ページをお開きください。赤スタンプ1、46ページでございます。

議第57号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億3,519万5,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額は、次ページ、47ページ



の「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

1枚めくりまして、48ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は、補正前の額に891万3,000円を増額し、補正後の額を1億2,228万1,000円とするものでございます。

その補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金822万2,000円を増額と分担金60万円及び令和2年度からの繰越金9万1,000円を増額でございます。

なお、49ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第57号の説明を終わります。

次に、2件目です。

同じく赤スタンプ1の議案集52ページをお開きください。

議第58号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,667万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,252万円とするものでございます。

また、次ページ、53ページの「第1表 歳入歳出予算補正」には、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の金額を記載しております。

次に、54ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1. 総括の歳出によりまして、歳入も併せて御説明申し上げます。

第1款 総務費は、補正前の額に465万4,000円を増額し、補正後の額を7,659万9,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金455万9,000円を増額と令和2年度からの繰越金9万5,000円でございます。

第2款 下水道事業費は、補正前の額に1,201万8,000円を増額し、補正後の額を2億6,736万5,000円とするものであり、補正額の財源内訳は、全て一般会計からの繰入金でございます。

なお、55ページ以降は内訳のため、説明は省略させていただき、議第58号の説明を終わります。

続きまして、議第63号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の70ページをお開きください。70ページでございます。

今回、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道路線の認定をお願いいたしますのは、記載してございます表の整理番号1番、生櫛59号線、2番、生櫛60号線及び3番、生櫛61号線の3路線でございます。

表には、路線名と区間の起点・終点等を記載しております。

なお、71ページから73ページには、各路線の市道（認定）要図を示しておりますので、御

参照ください。

また、認定する3路線の総延長は660.9メートル、幅員は5メートルから6メートルでございます。

以上で議第63号の説明を終わります。

続きまして、議第64号 令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明いたします。

赤スタンプ1、74ページ、併せて赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の33ページをお開きください。赤スタンプ1、74ページ、赤スタンプ5、33ページでございます。

先ほど認第8号で議第64号にて議会の承認を求めると説明したものでございます。

令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金1億2,292万888円のうち、5,792万888円を減債積立金に積み立て、6,500万円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、認第7号について、美濃病院事務局長 林信一君。

○美濃病院事務局長（林 信一君） それでは、認第7号 令和2年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の12ページをお開きください。

初めに、令和2年度の事業報告書でございます。

総括事項について御報告申し上げます。

昨年から続くコロナ禍の中、市内唯一の病院として、一般患者の診療や救急医療などの地域医療に加え、発熱外来の開催、PCR検査の実施、コロナ患者の入院治療等に取り組み、新型コロナウイルス感染症対策に翻弄された1年となりました。受診控えによる外来患者の落ち込みは大きく、その回復とともに、長引くコロナ感染症への対応が求められているところでございます。

今後も自治体病院として行政や医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献してまいります。

患者数につきましては、入院患者数は年延べ3万8,153人で、1日平均104.5人、外来では年延べ6万763人で、1日平均250.1人、病床利用率は85.7%でございました。

次に、収益的収支であります。以下金額につきましては、1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は27億125万4,000円、病院事業費用は26億7,910万4,000円で、差引き2,215万円の純利益を計上いたしました。このうち医業収益は25億382万5,000円、医業費用は25億2,120万5,000円となっております。

資本的収支につきましては、収入では1億9,134万4,000円、支出では4億3,217万4,000円となり、建設改良事業で、エックス線透視撮影装置、ナースコールシステム、人工呼吸器などの医療機器の整備を行いました。

次に、戻りまして2ページを御覧いただきたいと思ひます。

2ページになりますが、令和2年度決算報告書でございます。この報告書は予算執行の報告でありますので、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出でございますが、それぞれ決算額により説明させていただきますので、決算額欄を御覧ください。

収入の第1款 病院事業収益は27億1,752万5,000円、支出の第1款 病院事業費用は26億9,410万円でございます。収支の内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明を申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款 資本的収入の決算額は1億9,134万4,000円となりました。

この内訳は、第1項の出資金1億4,459万7,000円、これは企業債償還元金の一部を一般会計から出資金として受け入れたものであります。

第2項の企業債2,230万円、これはエックス線透視撮影装置購入に充てるための借入れであります。

第3項の補助金2,444万7,000円、これは新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計及び岐阜県からの補助金であります。

次に、支出の第1款 資本的支出の決算額は4億3,217万4,000円でございます。

この内訳は、第1項 建設改良費1億757万9,000円、これは医療機器等の購入及び病院セキュリティシステム更新工事などが主なものでございます。

第2項 企業債償還元金2億2,591万4,000円は、企業債の償還元金であります。

第3項 投資9,868万円は、資産運用のため、利付国債を購入したものであります。

なお、欄外に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,083万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4ページをお開きください。

令和2年度損益計算書でございます。

以下の財務諸表につきましては、消費税抜きの金額となっております。

1の医業収益は、(1)入院収益15億8,899万1,000円、(2)外来収益6億9,113万6,000円、以下、(5)その他医業収益までの合計25億382万5,000円となります。

2は医業費用で、(1)給与費12億9,165万円は、職員の人件費でございます。(2)材料費3億1,112万2,000円は、医薬品や診療材料の費用であります。(3)経費6億3,541万円は、施設管理、医療事務などの委託料、また光熱水費、賃借料、非常勤医師への報償費が主なものでございます。(4)減価償却費は、建物や医療機器等の減価償却費2億2,381万8,000円であります。以下、(7)訪問看護ステーション費までの医業費用の合計は25億2,120万5,000円で、医業収益から医業費用を差し引いた金額1,738万円の医業損失となりました。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(6)その他医業外収

益までの合計は1億8,355万7,000円で、企業債利息に対する負担金や市町村職員共済組合追加費用及び児童手当に対する補助金等一般会計からの繰入金のほか、新型コロナウイルス感染症関連の一般会計及び岐阜県からの補助金などでございます。

4. 医業外費用では、(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計1億4,227万6,000円で、企業債利息や病院建設時の消費税に係る繰延資産償却及び控除対象外消費税などでございます。医業外の収支におきましては4,128万円の利益となり、医業損失を差し引いた経常利益は2,390万円となりました。

5. 特別利益は、(1)その他特別利益1,387万1,000円で、国から給付された医療従事者等への慰労金でございます。

6. 特別損失は、(1)過年度損益修正損で、診療報酬の減額など175万円、(2)その他特別損失で、先ほどの医療従事者等への慰労金の給付を合わせて1,562万2,000円となりました。

特別利益から特別損失を引いた額175万円を経常利益から差し引きました当年度純利益は2,215万円でした。前年度繰越利益剰余金2億3,130万4,000円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2億5,345万5,000円となりました。

次に、8ページをお開きください。

令和2年度貸借対照表でございます。

初めに、資産の部で、1の固定資産は、(1)有形固定資産、(2)無形固定資産、9ページの(3)投資その他の資産合計で、一番右側の列に記載の42億5,375万8,000円、2の流動資産の合計は29億7,294万1,000円で、資産合計は、昨年と比べ894万8,000円減額の72億2,670万円となりました。

次に、負債の部でございます。

3. 固定負債の(1)企業債は、翌年度償還予定額を除く残高で27億3,619万1,000円であります。

10ページをお願いします。

4. 流動負債の(1)企業債は、翌年度の償還予定額で2億4,917万1,000円、(2)未払金は、年度末時点の額で1億2,682万4,000円、(3)引当金は、ロの賞与引当金8,087万1,000円で、これは翌年度の6月賞与に対する引当金でございます。(4)その他流動負債の預り金を合わせました流動負債の合計額は4億5,687万4,000円でございます。

5. 繰延収益は、以前に建物や医療機器などの資産購入に際し、交付を受けました国・県などの補助金を長期前受金として計上し、当該資産の減価償却費見合い分を収益化して減額していくものであります。その合計1億1,940万円を加えました負債合計は33億1,246万6,000円でございます。

11ページの資本の部では、6の資本金34億5,232万円、7. 剰余金の(1)資本剰余金は、国・県補助金などの合計で2億845万8,000円、(2)利益剰余金は、イ、当年度未処分利益剰余金2億5,345万5,000円で、剰余金合計は4億6,191万4,000円でございます。資本合計は39億1,423万4,000円となり、負債・資本合計は72億2,670万円となりました。

13ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第7号の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。  
休憩 午前11時50分

---

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第55号、議第61号、議第62号の3案件について、総務部長 額額敬久君。

○総務部長（額額敬久君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第55号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、各種事業の推進に当たり、当面する課題に対応するため、所要の補正をお願いするものでございます。

赤スタンプ1番、議案集の12ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,405万2,000円を追加し、補正後の予算総額を98億9,210万7,000円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、17ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は997万円を増額し、補正後の額を10億8,311万9,000円とするものでございます。内訳は、ふるさと応援寄附金関係経費422万3,000円、住民基本台帳ネットワーク関係経費で201万3,000円などで、財源は、個人番号カード交付事務費の国庫支出金が201万3,000円、一般財源795万7,000円でございます。

3款 民生費は3,765万2,000円を増額し、補正後の額を31億3,356万6,000円とするものでございます。内訳は、福祉医療事務経費で、福祉医療費助成事業費補助金返還金505万円、老人福祉事務経費の人件費が1,041万6,000円、児童運営事務経費で、子どものための教育・保育給付費国庫・県負担金等過年度分精算返還金が773万9,000円、生活保護事務経費で、生活保護費国庫負担金過年度分精算返還金375万9,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

4款 衛生費は3,258万円を増額し、補正後の額を9億6,402万8,000円とするものでございます。内訳は、清掃総務事務経費の人件費等で283万1,000円、衛生センター補修経費で、施設修繕費2,734万6,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

6款 農林水産業費は882万2,000円を増額し、補正後の額を3億9,396万円とするものでございます。内訳は、農業集落排水事業特別会計繰出金822万2,000円などで、財源は、林業

就業移住支援事業費の県補助金が45万円、一般財源が837万2,000円でございます。

7款 商工費は3,596万8,000円を増額し、補正後の額を4億2,234万4,000円とするものがございます。内訳は、テレワーク等支援事業2,640万円、美濃市観光キャンペーン推進事業に513万6,000円などで、財源は全て一般財源でございます。

8款 土木費は8,595万7,000円を増額し、補正後の額を16億3,350万4,000円とするものがございます。内訳は、道路維持管理経費1,160万円、市単市道道路改良事業に600万円、大矢田・極楽寺土地区画整理組合補助経費880万円、生櫛土地区画整理事業経費1,720万円、下水道特別会計繰出金1,657万7,000円、都市公園安全安心対策事業1,500万円などで、財源は、都市公園安全安心対策事業費の国庫補助金が500万円、一般財源は8,095万7,000円でございます。

9款 消防費は897万6,000円を増額し、補正後の額を4億6,639万1,000円とするものがございます。内訳は、非常備消防事務経費の人件費558万9,000円、防災フェア開催経費338万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。

10款 教育費は1,412万7,000円を増額し、補正後の額を9億7,768万4,000円とするものがございます。内訳は、各中学校施設改修経費555万5,000円、社会教育推進経費の人件費が267万3,000円などで、財源は、国県支出金50万円、その他財源で教育費寄附金が50万円、一般財源1,312万7,000円でございます。

以上、今回の補正総額は2億3,405万2,000円で、財源は、国県支出金796万3,000円、その他財源が50万円、一般財源2億2,558万9,000円で、一般財源は、繰越金1億9,737万3,000円と地方交付税2,821万6,000円でございます。

18ページ以降の説明は省略をさせていただきます、議第55号の説明を終わります。

続きまして、議第61号 美濃市税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集では66、67ページでございますが、赤スタンプ7番の議案説明資料で説明をさせていただきますので、3ページをお開きください。赤スタンプ7番の3ページでございます。

今回の条例改正は、地方税法等が改正されたことに伴い、市税条例の一部を改正するものがございます。

改正の主な内容につきましては、1点目は、市民税の均等割、所得割の非課税における扶養親族について、扶養控除の取扱いの見直しを踏まえ、年齢16歳未満の者及び扶養控除の対象となる扶養親族に限るとするもの、また公的年金等受給者の扶養親族について、年齢16歳未満の者に限ることとするものがございます。

2点目は、寄附金税額控除において、控除対象寄附金の範囲から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外するもの。

3点目は、特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例について、適用期限を5年間延長し、令和9年度までとするものがございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明をいたしますので、4ページ以降を御覧いただきたいと思っております。

なお、文言整理、あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第24条第2項では、個人の市民税の均等割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする改正でございます。

また、第28条の3第1項では、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、扶養親族を年齢16歳未満の者に限ることとする改正でございます。

次に、第33条の4第1項では、寄附金税額控除において、控除対象寄附金の範囲から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとする改正でございます。

次に、6ページになりますが、制定附則第2条の4第1項では、個人の市民税の所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとする改正でございます。

7ページの制定附則第3条では、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を令和9年度分の個人の市民税まで延長することとする改正でございます。

なお、附則では、施行期日を令和4年1月1日とし、扶養親族に関する改正については、令和6年1月1日と定めております。

以上で議第61号の説明を終わります。

続きまして、議第62号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1の議案集では68、69ページになりますが、赤スタンプ7の議案説明資料で説明をさせていただきますので、8ページをお開きください。赤スタンプ7の8ページでございます。

改正の趣旨は、納税者等の負担軽減と利便性の向上を図るため、固定資産の価格に係る不服審査の手續において押印等を不要とするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表により御説明をいたしますので、9ページを御覧ください。

なお、文言整理、条項番号の変更等につきましては、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

第4条におきまして、納税者が提出する審査申出書について、申出人の押印を必要としておりましたが、これを廃止するものでございます。

第8条におきましては、口頭審理における口述書について、提出者の署名押印を必要としておりましたが、これを廃止するものでございます。

また、第7条、第8条、第9条及び第11条におきまして、審査における意見陳述調書や口頭審理調書など、委員会において作成する各種調書について、これに関与した委員及び調書

を作成した書記が署名押印するとしておりましたが、これを記名に改めるものでございます。  
附則では、施行期日を公布の日と定めております。

以上で議第62号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第60号について、秘書課長 高橋保雄君。

○秘書課長（高橋保雄君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議第60号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

赤スタンプ1、議案集の65ページをお開きください。あわせて、赤スタンプ7、議案説明資料の1ページ及び2ページを御参照ください。

今回の改正は、効率的な行政手続の推進を図るため、形式的な手続及び押印に係る規定を見直すものでございます。

改正内容といたしましては、1点目は、第2条に規定されております職員のサービスの宣誓の際の任命権者等の面前での署名を不要とし、宣誓書を任命権者に提出するのみとするものでございます。

2点目は、宣誓書の様式において、宣誓者の押印の欄を削除することでございます。

附則では、施行期日を令和3年10月1日としております。

以上で議第60号について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で18案件の説明は終わりました。

---

## 第22 議第65号から第28 議第71号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 次に、日程第22、議第65号から日程第28、議第71号までの7案件についてを議題とします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第65号から議第70号までの6案件について、市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） それでは、議第65号 美濃市教育委員会委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集75ページをお開きください。

現在、市教育委員として任命をいただいております長瀬秀子さんの任期が9月30日をもって満了となりますが、引き続き教育委員として任命をいたしたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

長瀬さんの住所は美濃市志摩1116番地3、生年月日は昭和32年5月30日で、年齢は64歳でございます。

平成30年3月に退職されるまで、主に小学校で教鞭を執り、その後、教頭、校長を歴任され、学校現場の第一線で活躍されました。また、関市、岐阜県の教育委員会にも勤務されており、学校現場だけでなく、教育行政に対する見識を有する方でございます。現在は、大学



の講師として学生の指導と後進の育成に尽力されているとともに、御自身の考え方である家庭料理の大切さを伝えるため、今までの経験や資格を趣味として生かし、自宅で取れた野菜など、料理教室も開催をされてみえます。

このように、御本人は、教育への高い関心と御実践をお持ちの上、温厚、誠実なお人柄で人格、識見とも優れ、教育委員として適任者であると考え、令和元年10月から当該委員をお務めいただいておりますが、引き続き選任いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議第66号 美濃市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案説明を御説明申し上げます。

赤スタンプ1の議案集76ページを御覧ください。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております杉山英吉さんの任期が本年9月26日をもって満了となりますが、引き続き杉山さんを委員として選任いたしたく、御同意をお願いするものでございます。

杉山さんの住所は美濃市2272番地3、年齢は、昭和29年3月23日生まれの67歳、平成30年9月から委員をお務めいただいております。

杉山さんは、昭和60年9月から自宅にて登記測量事務所を開業されている土地家屋の専門家、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、選任いたしたく存じます。

つきましては、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は、令和3年9月27日から令和6年9月26日までの3年間でございます。

続きまして、赤スタンプ1の議案集77ページを御覧ください。

人権擁護委員の方の選任の同意についてでございます。

現在、人権擁護委員としてお務めいただいております4名の方の任期が令和3年12月末日をもって満了となります。人権擁護委員法第3条の規定に基づき、人権擁護委員を設置するため、また同法第6条第3項の規定に基づき、議会に御意見を伺い、法務大臣に対し推薦するものでございます。

議第67号の古田由美子さんは、住所、美濃市極楽寺27番地、年齢、昭和26年2月13日生まれの70歳、平成24年に就任されておりますが、今回、再任をお願いするものでございます。

議第68号の井上司さんは、住所、美濃市蕨生59番地2、年齢は、昭和27年7月3日生まれの69歳、平成27年に就任されておりますが、今回、再任をお願いするものでございます。

議第69号の松並正樹さんは、住所、美濃市松森1011番地1、年齢は、昭和32年8月6日生まれの64歳、平成30年に就任されておりますが、今回、再任をお願いするものでございます。

議第70号の平林津奈子さんは、新たに人権擁護委員をお願いするものでございます。住所は、美濃市片知491番地1、年齢は、昭和34年8月29日生まれの62歳、教員として長く務められ、令和3年3月、中有知小学校を最後に退職をされております。

今回推薦をさせていただく皆様は、いずれも広く社会の実情に精通され、市民の信望も厚

く、人権擁護委員として最も適任の方々と存じますので、候補者として推薦いたしたく、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第71号について、教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） よろしく願いいたします。

それでは、議第71号 財産の取得について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の81ページをお開きください。

現在建設中の新たな学校給食センターに設置します厨房機器につきましては、令和2年3月に実施しました公募型プロポーザルにより決定しました最優秀提案者と8月24日付で仮契約を締結いたしました。

つきましては、美濃市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、財産の取得予定価格が2,000万円以上でございますので、この契約について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、取得の内容について御説明をさせていただきます。

取得する財産は、厨房機器一式としまして、表に記載しました38種類216台の厨房機器類でございます。

82ページになりますが、取得の方法は随意契約でございます。取得金額は1億2,980万円でございます。取得の相手方は岐阜市中鶉2丁目105番、岐阜アイホー調理機株式会社、代表取締役社長 伊藤隆男でございます。

以上で議第71号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時25分

---

再開 午後1時26分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の7案件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の7案件につい

ては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第65号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第65号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第66号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第66号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第67号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第67号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第68号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第68号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第69号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第69号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第70号について、原案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第70号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、議第71号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第71号は原案のとおり可決いたしました。

## 第29 請第1号（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 次に、日程第29、請第1号について、紹介議員による説明を許します。  
3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は、請第1号について、お手元に配付されております請願文書表を読み上げて紹介いたします。

受理年月日は、令和3年8月26日、件名は、美濃市健康文化交流センターの利用（利用料金表の改定等）に関する請願、請願者は、美濃市大矢田1469番地1、後藤研也さん、美濃市2277番地、鈴木美智子さん、ほか賛同署名者1,392名であります。紹介議員は、私、服部光由であります。

請願の趣旨。

1. 市健康文化交流センターの多目的ホールは、構想段階からフロア部分を和太鼓やミュージカル、ダンスなどの練習場所として想定していました。設計段階でも構想を引き継ぎ、防音機能と併せてフロア部分の椅子を着脱可能な仕様にする、壁面に鏡を貼るなどされています。

しかし、利用説明会では「多目的ホールはコンサート、発表会、講演会などに利用できます」としており、料金表は講演や発表会を想定したものになっております。そのため、練習など日々の活動に使うには料金が高過ぎます。

ダンスなどの団体が以前に活動場所としてきた勤労青少年ホームの軽体育室の利用料金は1,100円から1,650円で、市健康文化交流センターの多目的ホールの4,400円から6,600円は4倍にもなります。冷暖房料金を含めれば、日々の活動には利用できない設定となっています。

リニューアルした関市のアピセ・関の多目的ホールは2,350円から3,650円となっており、市健康文化交流センターは倍近くの設定です。関市では利用料の減免もあり、駐車料金の必要ありません。

市民文化団体の日々の活動・練習に使いにくいばかりか、実際、この金額設定では平日の利用はほとんど見込めないと考えられます。利用しやすい料金設定に利用してもらうほうが経営的にもよいと考えられます。

2. 毎週活動をする、練習する団体にとっては現在の料金は高過ぎます。せめて以前の勤労青少年ホームのときのように、定期利用の団体には半額の減免措置を導入していただきたい。

市は、昨年末からの懇談会、説明会、市議会などで当初の減免の方向から団体への運営補助の形で経済的援助をする等に説明が変わってきました。しかし、補助の方法や内容も示されていません。現時点で、既に施設はオープンしているにもかかわらず、減免なしで補助金もない状態です。定期利用で日常的に利用する団体には、誰でも利用料金の減免という分かりやすい制度を求めます。

勤労青少年ホームの廃止で活動場所を失った団体は、市健康文化交流センターの利用に当

たり会費の値上げや参加者に参加費の増額や駐車料金の負担をお願いしている状況です。1年以上にわたるコロナ対応で活動が困難となる中で工夫しながらようやく活動を続けている文化団体を応援していただきたいです。

3. 市は多目的ホールの利用に当たり入場料金を取る場合は利用料金を割増しするとしています。商業的な利用なら2倍に加算することは理解できますが、市民の自主活動と考えられる入場料金3,000円未満の場合は加算なしでよいと考えます。

発表会などは市民が自らの発表の場として行うもので、資金活動というより運営上仕方なく入場料を設定する場合はほとんどだと考えられます。その場合には割増し料金を設定せずに市民の文化的活動を応援してもらいたいです。

4. 施設を利用する場合は既に利用料金も払っており、駐車料金は大きな負担となっています。100円といっても毎回、毎週のこととなり、講師の先生の駐車代の負担や、施設の利用時間帯が3から4時間であることを考えると駐車代は200円となることも考えられ、その負担は想像以上です。無料の時間をもっと延長していただくか無料・割引チケットなど減免措置を考えていただきたいです。

駐車場の有料化は、もともと観光ふれあい広場駐車場との関係で観光の車が市健康文化交流センターに止められたら困るということで始まったと聞いています。当初の狙いから外れて、駐車場の有料化は市健康文化交流センターに行こうとする気持ちの障害にさえなっているように感じます。市民や地域の方が気軽に市健康文化交流センターに来られ、交流できるためには、駐車場は無料であるのがよいと考えます。

請願項目。

1. 多目的ホールの利用料金にフロア利用のみの料金設定を行う。

2. 定期的利用（おおむね年間20回以上あるいは月3回以上の利用）の団体には、利用料金の50%の減免を行う。

3. 多目的ホールの商業利用の場合の基準を変更し、入場料3,000円未満の場合は利用料金の加算はなし、3,000円以上の場合のみ利用料金を2倍とする。

4. 市健康文化交流センターを利用する場合には、駐車料金の減免あるいは駐車料金を3時間までは無料とする。

以上で紹介を終わります。慎重な審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

ただいま議題の請第1号については、会議規則第132条第1項の規定により、民生教育常任委員会へ審査を付託いたします。

お諮りいたします。議案精読のため、明日から9月16日までの9日間休会したいと思います。ですが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、明日から9月16日までの9日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時までに、質疑については9月8日の正午までに事務局へ御提出ください。

---

#### 散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月16日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまです。

散会 午後1時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月6日

美濃市議会議長                      佐   藤   好   夫

署 名 議 員                      岡   部   忠   敏

署 名 議 員                      辻           文   男





令和 3 年 9 月 16 日

令和 3 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 2 号）

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 16 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 55 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 11 議第 56 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 議第 57 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 58 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 59 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 60 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 61 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 62 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 63 号 市道路線の認定について
- 第 19 議第 64 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 20 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 20 までの各事件

---

### 出席議員 ( 1 3 名 )

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市長	武藤鉄弘君	副市長	堀部勉君
教育長	島田昌紀君	総務部長	瀬瀬敬久君
民生部長 (福祉事務所長)	小森誠君	産業振興部長	永田幸泰君
建設部長	伊藤篤君	会計管理者兼 会計課長	篠田博史君
教育次長兼 教育総務課長	井上博司君	美濃病院事務局長	林信一君
民生部参事兼 保健センター所長	辻幸子君	建設部参事兼 都市整備課長	島田勝美君
総務課長・ 選挙管理委員会 事務局長	西部睦人君	秘書課長	高橋保雄君

---

### 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤村浩	議会事務局 議事調査係長	内藤佳奈子
議会事務局書記	中村亘輝		

## 開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し間隔を広げて着席をし、議場内の換気のため、一部扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いいたします。

議長席、演壇及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言を認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をください。

これより私もマスクを外して議事を進行させていただきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですので、上着は適宜お脱ぎください。

ここで発言の訂正をさせていただきます。

本定例会初日における休会期間の決定におきまして、休会期間を明日から9月16日までと申し上げましたが、15日までの誤りでしたので、おわび申し上げ訂正させていただきます。

開議 午前10時01分

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 古田豊君、11番 太田照彦君の両君を指名いたします。

### 第2 認第1号から第19 議第64号まで（質疑）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、認第1号から日程第19、議第64号までの18案件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第64号までの18案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ各常任委員会に審議を付託いたします。

なお、総務産業建設常任委員会は9月21日及び9月22日の午前10時から、民生教育常任委

員会は9月27日及び28日の午前10時からそれぞれ開催する旨、各常任委員長に代わって告知をいたします。

---

## 第20 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第20、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、会派代表質問を行います。

美濃市議会市政クラブ、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。マスクを外させていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従い、美濃市議会市政クラブを代表して、武藤市政2期8年間の「笑顔あふれる元気なまちづくり」の成果と今後の展望について4つの項目に分けて質問いたします。

1つ目の項目として、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第5次総合計画の成果と第6次総合計画の今後の展望はどのようなかということでございます。

2つ目の項目は、持続可能な財政運営についての考えはどのようなか。

3つ目に、新型コロナウイルス感染症対策について、今後の対策をどのように講じていくのか。

4つ目の項目として、次期市長選挙についての考えはどのようなかであります。

この4つについて質問をさせていただきます。

最初に、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第5次総合計画の成果と第6次総合計画の今後の展望はどのようなかであります。

武藤市長は、8年前の平成26年1月に「笑顔あふれる元気な美濃市づくり」を掲げるとともに、美濃市第5次総合計画の取組を継承していくとして、市長に就任されました。その直後の平成26年5月には、日本創生会議が公表した提言において、美濃市が消滅可能性都市とされたことを受け、地方創生すなわち人口減少対策と地域活性化が美濃市の最重要課題に位置づけられることとなりました。平成27年10月には、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、第5次総合計画の後期基本計画は、総合戦略と一体的に策定いたしました。以後、武藤市長における様々な施策は国の地方創生とともに展開されてきました。

これまでを振り返りますと、本美濃紙のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした美濃和紙ブランドの推進、古民家ホテルの整備やホテルの誘致など、滞在型観光の推進、みの健康管理センターや健康文化交流センターの整備を通じた市民の健康づくりの推進など総合戦略や第5次総合計画に掲げた目標達成に向けて、一定の成果が見られたのではないかと思います。

しかしながら、先日公表された国勢調査の速報値によりますと、令和2年の本市の人口は2万人を割り込んだ1万9,267人で、総合戦略を作成した平成27年の2万760人から1,493人の減少、率にして7.2%の減少となりました。

残念ながら、総合戦略において令和2年に人口2万1,000人を維持とした目標を大きく下回る結果となりました。もっとも、この人口減少問題に関しましては、美濃市のみならず全国の地方が抱える大きな共通の課題であり、各自治体においては人口減少社会と向き合い、息の長い地方創生の取組が求められているところでございます。

このような状況の中、本年3月に美濃市第6次総合計画が策定されました。策定に当たっては、8つの分野ごとに設けられた「考える会」からの提案・市民アンケート調査・市内中学生との意見交換会・県立武義高校生へのアンケート調査・個別インタビューなど、構想段階から多くの市民の皆様にご参加をいただき、市民が抱える様々な課題と今後の市政に対する市民の願いを丁寧に聞かれたと承知をしております。これらを踏まえた第6次総合計画には、人口減少をはじめとした市政の課題に対する方向性が示されているものと考えております。

そこで、1点目としまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略並びに第5次総合計画の成果と第6次総合計画の今後の展望はどのようなかをお尋ねいたします。

次に、2つ目の項目、持続可能な財政運営についての考えはどのようなかであります。

本市の令和2年度の一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書によりますと、令和2年度一般会計における歳入決算額は137億3,989万3,000円となり、そのうち自主財源は36.9%で、主なものである市税は29億8,000万円余りで、全体の2割程度となっております。市税の過去5年間の変遷は、平成27年度29億4,000万円、28年度29億8,000万円、29年度には30億2,000万円、30年度30億3,000万円、そして令和元年度は31億4,000万円と順調に伸びてきましたが、令和2年度はこのコロナ禍において、1億6,000万円余りの減額となっており、今後このような税収を安定的に維持できるのかどうか分からない状態であると思えます。

美濃市の人口を見てもみますと、10年前の平成23年度末に2万2,846人だったものが、令和2年度末には2万59人と減少しております。高齢化率は平成23年度末27.8%であったものが、令和2年度末には36.3%と8.5%上昇しており、一層の少子高齢化が進んでおります。高齢者が増加することで、介護給付や後期高齢者医療、国民健康保険など社会保障費の増加、また労働者人口が減少することで税収が減少するのではないかと思います。また、市内の公共施設の多くは、昭和50年代に整備されていますので、老朽化が進み、その改修あるいは建て替えに対し、今後大きな財政負担が出てくるものと容易に予想されるものであります。

このような中、私たちの子供や孫の世代に過度な負担を背負わすことのないよう、さらに持続可能な財政運営について、どのようなかじ取りをされるのかお尋ねをいたします。

次に、3つ目の項目であります。新型コロナウイルス感染症対策についてであります。新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月に中国で発生して以来、瞬く間に世界中に拡散し、日本においても感染が押し寄せ、現在第5波と言われる真ただ中にいます。

岐阜県においては、8月27日に国の緊急事態宣言が発令され、当初9月12日までの期間での措置でありましたが、9月末までの延長となりました。飲食店における営業時間短縮の要

請や公共施設の閉鎖、各種イベントの延期・中止の措置もなされているところであります。このような状況がいつまで続くのかは分かりませんが、これ以上感染が広がらないよう感染対策を万全にするための施策と並行して、ウイズコロナやアフターコロナを見据えた対策も行っていかなければ経済が立ち行かなくなるのではないかと考えています。

また、8月末日付の新聞報道では、ワクチン接種の状況を8月30日午前の数値ではあります。69.6%、約7割に当たる市民の皆様方が接種したとの報道がありました。しかし、一方で、最近の感染状況などを見たワクチン接種を受けていない市民の方からは副反応に対する怖さから接種を控えていたが、ここ数日間の感染状況から接種をしたいと思うが予約が取れない、市や保健センターへ問合せしても、かかりつけ医に申し込んでほしいと言われたといったこともお聞きをしております。市民の大切な命・生活を守るためにもワクチン接種は大きな鍵となりますので、希望者に対しましては早期にワクチン接種を進めていく必要があると考えます。このような状況ではあります。今後どのようにこの新型コロナウイルス感染症対策を講じていくのかお尋ねをいたします。

次に、4つ目の項目、次期市長選挙についての考えをお尋ねいたします。

美濃市選挙管理委員会は、来年1月25日に迎える市長の任期満了に伴う美濃市長選挙の日程を令和4年1月9日告示、16日投開票日と決定したところであります。また、武藤市長におかれましては、先月30日に行われました定例記者会見におきまして、次期市長選挙について出馬を前向きに検討されているとお聞きしたところであります。

武藤市長は、平成26年1月に市長として初当選を果たされ、2期目は無投票ではございましたが、市民の信認を受けたという形で今日まで7年7か月にわたって市政のかじ取りを担っていただいております。この間、県職員としての長年の行政経験と、培ってこられた幅広い人脈に基づいた対話と現場主義をモットーに、様々な施策を展開されてきました。特に2期目の公約とされておりました健康日本一の取組、地域資源として美濃和紙の活用、滞在型観光の推進による地域経済の発展では、市長の手腕が発揮されたところでございます。

市民が元気でなければ地域の活性化は図れないとして、健康で長生きできるよう健康年齢5歳アップに向けた各種健康診断の推進や健康講座の実施、高齢者の憩いの場である縁側コミュニティを推進し、コロナ禍においては、いち早くフレイル体操を取り入れ、高齢者の健やかな健康の維持のために力を傾注していただきました。

また、平成26年の本美濃紙のユネスコ無形文化遺産の登録を機に美濃和紙を世界中に向けて様々な形で情報発信を行い、美濃和紙ブランドを確立されてきました。その一つとして、本年開催された東京オリンピック・パラリンピックでは、表彰状に美濃手すき和紙が採用され、世界中の競技入賞者に手渡されることで、さらなる情報発信ができたことと思っております。

また、特に滞在型観光の推進による地域経済の発展では、東京オリンピック・パラリンピックを見据え、世界中から観光客を呼び込むために、古民家ホテルのオープンや道の駅をハブにして地域の魅力を感じながら自由に日本を渡り歩くという構想を持っていたマリOTT

ホテルの誘致にも力を注がれ、令和2年を美濃市の滞在型観光幕開けの年とされました。

しかしながら、残念なことに、新型コロナウイルス感染症の拡大において、海外からの来日客の減少、いわゆるインバウンドの減少のみならず、国内においても移動の制限がなされたりして、華やかな年にはなりませんでしたが、しかし、次の一手として地域おこし協力隊を就任させ、新たな体験プロジェクトを開発させるなど着々と準備をされているとお聞きしており、この件に関しましても大変期待しているところであります。

また、文化と健康・多世代間の交流施設として老朽化した市内の5つの施設を統合した美濃市健康文化交流センター、通称みのエネプラザも令和3年3月に完成し、当初完成翌月の4月よりの利用を目指しておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチンの集団接種会場となり、この7月より本格的な利用が開始されたところであります。さらには、国の重要文化財である美濃橋も改修を終え、地域資源としての活用が始まることと思っております。

今まで武藤市長により次々と打ち出される様々な施策については、枚挙にいとまはございませんが、それらが実行に移される過程において市長のモットーである対話と現場主義の理念に基づいており、市民の皆様からの声をしっかりと反映しつつ、市民目線に立った感覚を重視されているものと感じております。

現在、市政を取り巻く状況は人口減少・少子高齢化やグローバル化の進展などの課題に加え、新型コロナウイルスという未知との闘い、また局地的な豪雨による自然災害の発生など目まぐるしく変化し、社会情勢はますます混迷を極めております。私たちは、まずこのコロナ社会を生き抜き、急速に進む少子高齢化や人口減少の課題を解決していく必要があります、市政もこれらの諸課題に的確に対応していかなければなりません。こうした重要な時期だからこそ、リーダーに求められるものは、優れた行政手腕と将来を見据えた先見性、また行政に精通した能力であります。

令和2年度に策定された第6次総合計画は、今まさにその実現に向けて、スタートラインより一歩、二歩と歩みを進めたところであります。この総合計画の基本理念は「市民と共に創るまち」、将来都市像を「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」とし、今後も厳しい財政状況が予想される中でも、その実現に向けて、積極的かつ勇猛果敢に取り組んでいかなければなりません。多くの課題を克服し、これからも本市が着実に発展を続け、市民の皆様が様々なことに挑戦し、夢をかなえることができるよう、引き続き武藤市長の卓越した手腕が必要であると強く考えております。

そこで、令和4年1月に執行が予定されている美濃市長選挙への出馬へ向けての決意、考えなどにつきまして明確な答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

市政2期8年間の成果と展望について市政クラブを代表して山口議員から4点の御質問をいただきました。



まずは私に対しまして過分なるお言葉をいただき、また激励をいただき誠にありがとうございました。

平成26年に市民の皆様の御信託をいただき、市長に就任して以来、7年7か月が経過いたしました。その間、笑顔あふれる元気な美濃市づくりの実現に向けて、対話主義、現場主義の下、直接現場へ出向き、市民の声に耳を傾けてまいりました。その上で市民が何を求め、どうすれば市民の願いに応えることができるのかを常に考え、実行し実現に心がけてまいりました。ここまで職責を全うしてこられましたのも、市議会の皆様、市民の皆様の御理解と御協力、そして市職員の努力があつたのことと思っています。心より感謝を申し上げる次第でございます。

そこで、さて、1点目の美濃市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び美濃市第5次総合計画の成果についてでございますが、議員の御紹介のとおり、これまでの私の市政運営は総合戦略とそれに連動する第5次総合計画の後期計画に基づき進めてまいりました。総合戦略に掲げた6つの基本目標に沿って総括をさせていただきます。

1つ目の「美濃和紙」伝承でございますが、本美濃紙がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機としまして、美濃和紙伝承千年プロジェクトを推進してまいりました。このうち、保存・伝承に関しましては、手すき和紙技術等を保存・伝承するため、後継者への奨励金を交付するほか、本美濃紙職人を育成するための集中的な技術研修を実施し、昨年までに保存会の会員は9名、研修生は11名となりました。また、和紙の製造に欠かせない用具類を展示する施設として美濃和紙用具ミュージアムを整備し、校外学習で訪れる小・中学生に和紙文化の理解を深めていただきました。

一方、産業活性化に関しましては、県と連携し、ロンドン、パリ、ニューヨーク、シドニーといった世界の大都市において美濃和紙文化の海外発信を行ってまいりました。先日の東京オリンピック・パラリンピックにおいても、入賞者に美濃和紙で作成した表彰状が手渡され、世界中のアスリートを通じて国内外に美濃和紙をPRすることができたと思っています。

さらには、世界中から観光客が訪れる台湾ランタンフェスティバルに美濃和紙あかりアート作品を出展し、PRも行ってまいりました。このほか県や関連事業者と連携し、美濃和紙の新たなブランドを立ち上げ、美濃和紙産業全体の活性化も図ってまいりました。引き続き1,300年の歴史と誇る美濃和紙を次の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

2つ目の「地域活力」発展・創造でございますが、古民家再生事業により、旧松久邸と旧須田万右衛門邸をNIPPONIA美濃商家町としてオープンするとともに、道の駅美濃にわか茶屋の隣接地に宿泊に特化したホテルを誘致することで、本市が目指す滞在体験型観光の拠点を整備いたしました。また、サテライトオフィスの開設に係る事業者に補助を行い、コロナ禍において高まったテレワーク需要に応え、都会から美濃市への人の流れをつくり出す拠点も整備したところでございます。また、地域住民の長年の悲願でありました仮称でありますけれども、新大矢田トンネルの整備につきましては、県と連携し着実に進捗しているところでございます。

3つ目の「地域居住」増加・継続でございます。若年層の定住促進と人口増加を図るため、市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対し家賃補助を行うなど、また優良住宅地を造成する場合の費用助成やその土地に市外転入者が住む場合の仲介奨励金を交付するなど、移住の促進を図ってまいりました。さらに、進学を契機とした若者の市外への転出抑制と公共交通機関の利用促進のために、名古屋圏へ高速バスで通学する学生の定期券購入費の補助を行ってまいりました。加えて、縁側コミュニティの開設を推進し、住民が気軽に集い交流を深めることができる場も創出してまいりました。このほか、市民の熱望でありましたホームセンターコメリを誘致し、市民の利便性の向上も図ってきたところであります。

4つ目の「子育て環境」改革でございますが、保護者の経済的負担軽減を通じた子育て支援として、赤ちゃんの紙おむつの購入費助成、保育園、幼稚園、小・中学校における給食費の補助を行っております。また、国の幼児教育・保育の無償化に先駆けて、市内在住の5歳児の保育料を1年間前倒しで無償化としました。さらに、木との触れ合いを通じ、子供の感性豊かな心の発達を促すため、市内の保育園、幼稚園と道の駅に木育広場を設置したほか、1歳児へは木製おもちゃのプレゼントも行っております。

加えて、小・中学校においては、教育体制の充実を図るため、少人数指導のための人員と個別支援の増員、あるいはデジタル社会への対応とコロナ禍における学びを保障するため、高速大容量ネットワーク環境を学校に整備したほか、児童・生徒全員へのタブレットの配付やWi-Fi環境が整っていない家庭のためのWi-Fiルーター配備などを行いました。このほか、子供たちの安全・安心な給食を届けるため、新たな学校給食センターの建設にも着手したところでございます。

5つ目の「健康年齢」向上でございますが、老朽化の著しい保健センター、老人保健センター、児童センターなどの施設が持つ機能を集約し、子供から高齢者まで世代を問わず、市民が利用しやすい施設として健康文化交流センターを整備いたしました。また、市民一人一人の健康状態に合わせ、食事療法や運動プログラムを実践するからだ改善プログラムを通じて、市民の健康意識の向上にも努めてまいりました。さらには、生活習慣病等の早期発見・早期治療や健康維持への意識を高めるため、国民健康保険加入者を対象に国保ドックの受診費用の助成も行っております。

最後の6つ目でありまして、しかし、「自然環境」回帰でございますが、日本最古の近代つり橋である国指定重要文化財でもある美濃橋の大規模改修を実施し、清流長良川の魅力を伝える美しい景観を整備いたしました。また、世界かんがい施設遺産「曾代用水」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を活用したイベントを通じ、未来を担う子供たちに本市が誇る遺産の理解を深めてもらいました。また、市民が木工製品に触れることができる拠点としてみの木工工房FUKUBEも整備しました。このほかにも進行形でありますけれども以安寺山においては、四季折々に咲く花木を植えて市民の憩いの場とする整備事業を進めているところでございます。これらの施策を展開した結果、第5次総合計画で設定した200項目のうち、おおむね半数以上が最終目標値を達成し、もしくは改善することができました。

また一方で、計画策定時から横ばい、もしくは後退した項目もあります。例えば小児生活習慣病予防事業受診率、胃がん検診の受診率、認定農業者数、観光客入込み数などがあります。また、議員御指摘のように、国勢調査の速報値において美濃市の人口は2万人を下回っております。総合戦略において目標としていた将来目標2万1,000人が達成できていないのが現実であります。

このような課題がある中で、昨年度末に第6次総合計画を策定いたしました。議員御紹介のとおり、策定段階から多くの市民に参加いただき、市政への期待や願いを語っていただきました。

主な意見を紹介いたしますと、健康や福祉の分野では、お年寄りの方や障がいのある方も含め、住み慣れたまちで安心して暮らしたい。子育てや教育の分野では、子供を安心して産み育てる環境が欲しい。観光や産業の分野では、地域経済を守るため観光客を呼び込んでほしい。若者が転出しないよう、市内に働く場所が欲しい。住環境や防災の分野では、車を運転できなくなった高齢者の移動手段を確保してほしい。災害時に近所で助け合える体制がほしいなどといった意見をいただいています。

このような市民の願いを実現するために策定したのが第6次総合計画であります。総合計画では4つの基本目標である健康でうるおいのあるまち、子どもたちが誇りに思う輝くまち、魅力と活力のあるまち、安全・安心なまちとこれらを実現するための9つの政策を定めました。基本理念には「市民と共に創る」を掲げ、第6次総合計画の実現に向けて行政のみならず、市民、事業者、各種団体など美濃市に関わる全ての人たちが力を合わせて取り組んでいくことを目指しています。

先日、全世帯に概要版をお配りさせていただきましたが、内容について一人でも多くの市民の方に見ていただき、それぞれが目指す思いの実現に向けて、身近なところから少しずつ実行していただけることを期待をしているところでございます。

最後になりますが、議員御指摘のとおり、少子高齢化や人口減少は避けられない喫緊の課題でありますので、美濃市で生まれ育った人が安心して生活いただくこと、もしくはこれから美濃市に移住していただける方々を地域として温かい心で迎えていただくことも含め、美濃市に住んでよかった、美濃市に来てよかった、これからも美濃市で暮らし続けたいと思っただけできるよう、市民の思いである第6次総合計画を着実に実施していくことが重要と考えております。そして、市民の皆様が自分の夢をかなえる、あるいは希望する未来に向かってチャレンジできる元気なまちを実現したいと思っております。

次に、2つ目の財政運営についての御質問でございます。

市長就任時であります。平成25年度末の本市の財政状況は、財政調整基金、これは貯金の部分でありますけれども、残高が15億1,000万円余、地方債残高、これは借金でありますけれども、普通会計が一般会計が70億9,000万円余、特別会計が105億円余、公営企業会計が55億3,000万円余、全体で地方債、借金の額は231億4,000万円余でございました。そして、借金返済に係る公債費は8億5,000万円余でございました。市の財政状況を示す健全化判断

比率につきましては、実質公債費比率は13.1%、将来負担比率は79.8%、実質赤字比率、連結赤字比率については赤字額はございません。財政力指数は0.525となっております。

また、令和2年度の決算では、財政調整基金の残高が21億8,000万円余、25年度に比べ6億7,000万円の増となっております。また、借金に当たる地方債残高につきましては、普通会計は71億円余、特別会計は69億2,000万円余、公営企業会計は42億1,000万円余で、借金に当たる地方債残高は182億5,000万円余となり、48億8,000万円の減となっております。また、借金の返済に当たる公債費は6億6,000万円余で1億9,000万円余の減となっております。健全化判断比率につきましては、実質公債費比率は9.3%で、3.8%の改善。将来負担比率は41.0%で38.8%の改善、赤字比率につきましては変わりなく赤字はありません。財政力指数は0.558で0.033の上昇となっております。

なお、令和2年度普通会計の地方債残高71億円余のうち、臨時財政対策債44億6,000万円余につきましては、今後国から100%全て交付されるものとなりますので、実質の市の負担とはなりません。したがって、実質的な一般会計の赤字は26億3,000万円余となり25年度の31億円余に対しまして、約5億円の減少となっております。

このように、資金残高の増加と地方債残高、公債費の減少を両立し、各財政指標も改善することができたものと思っております。この間、ハード面では美濃橋の修復、健康文化交流センターの建設、美濃病院健康管理センターの建設、美濃小学校大規模改修、美濃和紙用具ミュージアムの整備、市役所庁舎の非常用電源改修など、また現在進行中ではありますが、新学校給食センター建設などを行っております。

これらの事業は、市民わくわくふれあい施設整備基金9億8,000万円余、あるいは公共施設整備改修等基金7億5,000万円を造成したことや、国や県のあらゆる補助制度のほか、公共事業債や補正予算債など国からの交付税措置のある有利な市債を活用することで、将来に過度な負担とならないよう努めてきたところであります。

なお、今後想定される施設整備につきましては、これまでと同様に公共施設整備改修等基金を積み立てることや、国や県の補助金を最大限活用する、そして可能な限り借金を圧縮する。また借り入れる場合であったとしても交付税の算入のある市債を活用し、将来世代への負担が過度にならないよう努めてまいることとしています。

なおこれ以外にも、財政需要は多くあります。例えば、大規模災害に対する備えや、今後さらに進行が見込まれる高齢化への進展に伴う医療費の増額、介護給付費など扶助費の増加が見込まれます。こうした資金需要にも適切に対応するため、日頃から各種事業の見直しを行うなど、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目であります。

新型コロナウイルス対策の御質問についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、大きく分けまして2つの対策があります。感染防止対策と経済対策ということであります。

まず感染防止対策であります。市民の皆様や飲食店などに対し、同報無線、防災安心メ

ール、チラシの配付など基本的な感染防止対策の周知、全世帯へのマスクの配付、小・中学校においては手指消毒剤や加湿器、アクリル板などの設置、教室の抗菌処理の実施、保育園などにおいては保育士の増員や換気式エアコンの導入補助、自治会には地区集会施設への空気清浄機の設置補助、飲食店には手指消毒剤やアクリル板設置補助などを行ってまいりました。

また、ワクチン接種でありますけれども、65歳以上の高齢者の接種は7月25日に終了しております。64歳以下の接種につきましては、7月12日から開始し、現在対象者の77%が接種済み、または予約済みという状況になっています。なお、市内においては、8月下旬から若年層を中心に多くの方が感染されたことから接種希望者が増えております。ワクチンが不足しておりますので、なかなかお応えができていないんでありますけれども、県を通じて国からの配分をお願いしているところであります。

ちなみに、9月20日の週と10月の第1週に1箱ずつですので、大体1,000人分のワクチンが確保できたというふうに今現在であります。そういったものを早期に希望者に接種いただくよう努力をしてまいりたいと考えております。

次に、経済対策であります。市民向けには特別定額給付金、子育て世帯、ひとり親世帯への給付金、下宿する大学生などへの家賃及び共益費補助の実施、中小企業者向けには融資に係る利子、保証料等の補助、業務転換への支援、雇用調整助成金の支援、家賃及び固定費の一部助成、宿泊・飲食店向けには30%宿泊割引、2,000円会食割引など多くの財政支援も行っておりまいた。また、商店等の売上増加のためには、市民向けにプレミアム商品券の発行やP a y P a yを活用したキャッシュレスポイント還元事業を実施、または現在も行っているところでございます。

また、働き方改革の中でリモートワークやテレワークに対応するため、市内でサテライトオフィスに取り組む事業者に対しても、県と連携し支援を行ってきたところであります。

今後は、希望する全ての方が早期にワクチン接種ができるよう最大限努めてまいるとともに、公共施設や小・中学校において活動が継続できるよう感染防止マニュアルに基づく対策を徹底して推進してまいります。さらには、アフターコロナ、ウイズコロナを目指し、宿泊・飲食に対する支援に加え、リモートワークなどの対策にも力を注いでまいることとしております。

最後の質問でございますが、次期市長選挙についての考え方はどうかということについてお答えさせていただきます。

先ほどの御質問の中でも少しお答えさせていただきましたけれども、1期目は、安全・安心の社会の実現、強みを生かしたまちづくり、また2020年を見据えたインフラ整備として各種の施策を展開してまいりました。2期目は、住みたい、住み続けたい、まちづくり健康日本一を目指してとして、健康年齢向上への取組の強化と子育て環境の充実、滞在型観光の推進による地域経済の発展、歴史文化を生かした誇りづくりを柱として全力で市政に取り組んでまいりました。

2期8年にわたり、健康、教育、安全・安心、文化、産業、観光など各分野の施策を実施してまいりましたが、おおむね目標を達成することができたと感じております。これもひとえに市民の皆様、議員の皆様のご支援と御協力によるものと改めて感謝をしているところであります。一方、できなかったものも多くあります。例えば仮称であります、池尻・笠神工業団地の整備、健康年齢の向上、人口減少対策、地域経済の活性化につきましては、十分に目標が達成できておりません。

こうした中でありますけれども、今年に入りましてから、多くの市民の皆様方から、あるいは各種団体の皆様、さらには今市政クラブの代表質問の中でも、引き続き市政を担っていただきたいとの温かい言葉、励ましの言葉をいただいております。これまで、2期8年を振り返りながら、市民の皆様に十分に期待に応えられたのかと、こういった自問自答する中で、まだ人口減少の対応と、少子化への対応、高齢化の進展への対応、災害への備え、働き方の変化への対応、喫緊では新型コロナウイルス感染症の対策、さらには多くの市民に関わっていただきました第6次総合計画の実現といったまだまだやらなければならない大変多くの課題が山積みになっています。これらの課題を何としてでも解決し、市民の安全・安心と地域の活性化を実現したいと、こういう思いが日に日に強くなってまいりました。いま一度市政を担わせていただきたく出馬を決意いたしました。皆様のご支援も引き続きお願いしたいと思っています。これで私の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 武藤市長におかれましては、それぞれの項目につきまして本当に力強い御答弁をいただきました。ありがとうございます。

そこで市政クラブとして意見やら要望やらをさせていただきます。

厳しい財政事業においても、健全財政を堅持しつつ、併せて新型コロナへの対応と優先順位により各施策を実行しながら総合戦略及び総合計画に取り組むといった大変な市政運営の真ただ中にあると思います。しかしながら、市長の思いをしっかりと私たちも受け止めさせていただきたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、市長におかれましては、長年の県職員としての経験に基づいた卓越した手腕をお持ちです。多くの施策の実現に向け、最大限の努力をしていただきたいと思います。特に滞在型観光の推進による地域経済の発展には、地域資源を活用していかにして多くの人を、人流を呼び込み、関係人口を増加させるのかが課題となるのではないかと思います。これこそが市民と共に創るまちへの一歩になると確信しております。その実現に向け、引き続き会話と現場主義の下、全力で様々な事案に、施策に挑戦いただくことを強く思っております。また、こういったことを要望させていただきながら、私たちの市議会市政クラブとしての代表質問を終了したいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一般質問に入ります。

最初に、5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告に従い、一般質問、美濃市の農業6次産業化の取組についてと（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画についてを一問一答方式により御質問いたします。

農業の6次産業化とは、農業所得の増加のため、農産物を栽培することにとどまらず、高付加価値化のために加工し、製品化、そして販売まで取り組むものと、美濃市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想に書かれているのを目にしたことがあります。私の地元、大矢田では昔から農家が栽培した野菜を漬物にして販売したり、時期が来るとウルチ米で五平餅を作って売っていますが、これらも6次産業化の一つと言えるのでしょうか。

さて、昨年度、大矢田地内に美濃にわか茶屋生産者の会が農産物加工所を建設され、現在稼働されています。この施設は、農業6次産業化を支援するための市の補助金を受けて建設されたもので、その施設の用地は市有地を借り受けて整備されたと聞いております。この場所は、毎年のように私に近隣の住民から苦情があつて、市にお願いして草刈りをしていただいていた土地でもありますので、生産者に活気をもたらす施設が整備されたこととともに、土地の活用においてもありがたいことだと思っております。

私は6次産業化が、美濃市の農業が今後、維持、継続、そして発展していくための重要な取組であり、少子高齢化や後継者不足などの改善につながるものとして、非常に関心を持っております。今回は、大矢田に建設された農産物加工施設の概要や、農業の6次産業化に対する美濃市としての考えをお聞きしたいと思います。

ここで1点目の質問は、農業の6次産業化とはどのようなものか、またその取組への支援制度にはどのようなものがあるのか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、こんにちは。

それでは、梅村議員のただいまの御質問、農業の6次産業化について、また、その取組への支援制度についてお答えします。

農業の6次産業化とは、農業者自らが生産と加工、販売を一体的に行い、新たな付加価値を生み出す取組により、農業者の所得の向上や雇用の確保を目的とするもので、農作物を生産することが1次産業、その農産物を加工することが2次産業、そしてその加工品を販売することが3次産業であり、1次、2次、3次を乗じて6次産業と言われております。

農業6次産業化の取組に対する支援制度としましては、国、県、市にそれぞれありまして、国においては6次産業化を目指す農業者に助言をするプランナーの派遣制度でありますとか、

加工や販売の施設整備に対する補助や融資制度、新商品開発や販路開拓等に対する補助制度などがございます。

また、県においては6次産業化を目指す農業者のためにサポートセンターを設置し、相談者への支援体制を整えているとともに、国の制度の対象にならない加工設備等の導入経費に対する補助制度がございます。

市においても、昨年度、農業6次産業化のための加工販売施設の建設及び機械や什器の導入に対する補助制度を制定し、美濃にわか茶屋生産者の会に活用をいただいたところでございます。

なお、市においては、国、県の制度を活用した事例はございません。

[5番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） 6次産業が、1次産業と2次産業、3次産業を乗じて6次産業というもので、農業者が自ら生産した農産物の付加価値を高めて流通、販売を行うことで、所得の向上を図るものということが改めて分かりました。

また、農業6次産業化の取組への支援には、加工施設の整備に対する支援だけでなく、6次産業化を目指す農業者に対する相談体制やプランナー派遣制度などの支援もあり、国・県などの支援体制が広く充実していることが分かりました。

ここで2点目の質問ですが、昨年度、大矢田地内に整備された農産物加工施設の目的、概要、そして期待される効果はどのようなか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問、大矢田地内に整備された農産物加工施設の目的などについてお答えいたします。

本施設は、美濃にわか茶屋に出荷をしている生産者の会が生産したニンニクを加工し、黒ニンニクとして商品化するための乾燥設備、熟成設備を有した加工施設で、その目的は、ニンニクを生産者の所得の向上及び耕作放棄地の解消につなげることであります。現在、ニンニクを生産者は49名で年々増加しており、その生産も年間約2.6トンと安定してきた状況下において、生ニンニクとして販売するより、乾燥、熟成をさせ、黒ニンニクとして販売をし、販売単価を上げることで所得の向上につなげたいというものでございます。

施設の概要としましては、立地場所が大矢田の上切地内、敷地面積が388.05平方メートルの市の所有地、建物は鉄骨地上1階建てで建築面積は99平方メートル、導入設備は最大生産能力が年間で約8.4トンの乾燥設備及び熟成設備を設置し、総事業費約1,600万円をかけて整備されました。

次に、期待される効果でございますが、ニンニクは鳥獣被害が少ないこと、また栽培時期は春から秋にかけて栽培されておりますが、黒ニンニクとして商品化をすることで年間を通して安定的に販売ができることから、生産者の所得の向上につながることを期待できます。

さらに、生産意欲の向上や新規就農者の確保、生産農地の利用拡大と、さらに耕作放棄地



の解消につながるなど、市の農業振興や活性化に資すること、また今後ふるさと納税の返礼品に活用するなど、美濃市産ブランドの黒ニンニクとしてPR効果にも期待できるものと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ただいまの答弁のように、この加工施設が軌道に乗り、生産者の所得が上がれば、生産者は増加することで新規雇用にもつながり、そして生産農地の利活用の拡大が見込まれるとともに、耕作放棄地の解消にもつながっていく。今後の生産者の会の運営に期待します。また、市としても今後PRや販路開拓などへのサポートに御尽力をいただければと思います。

ここで3点目の質問です。冒頭で触れましたが、今年度、美濃市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が見直されると聞いております。この構想や関連する計画の内容を踏まえ、美濃市の農業6次産業化の推進に係る今後の方針はどのようなか、産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 3点目の御質問、本市の農業6次産業化推進の今後の方針についてお答えいたします。

議員が申されました美濃市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想では、農業の担い手の経営発展と安定化を図るため、6次産業化を推進していくこととしており、また美濃市第6次総合計画の基本計画においては、6次産業化の新規取組数を成果指標としております。

市内では、今までにも議員が言われました五平餅をはじめ漬物や焼き芋、柿ジャム、仙寿菜スイーツなどが商品化されているところですが、市内で生産されている富有柿やサツマイモ、里芋、イチゴ、トマト、仙寿菜、梅、栗などの農産物を6次産業化の取組によって商品化いただくことが一定の課題解決につながるものと考えておりました、市としましてはこういった取組を積極的に支援してまいりたいと考えております。

[5番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 5番 梅村辰郎君。

○5番（梅村辰郎君） ありがとうございます。

先般、お米の相場をJAから聞いた情報では、60キログラムで1万2,500円、10アール当たり単収8俵で10万円だそうです。生産に係る経費を考えると、とても採算が合わないように感じます。それに比べ、一概には言えませんが、付加価値のついた農産物加工品によっては、単価が非常にいいと聞いております。今後の農業を考えますと、今の農業では食っていけないという現状の回避につながればという思いです。

この5年先、10年先には、今現在活躍されている農家さんが高齢化によりリタイアされていくことは目に見えています。6次産業化は、その課題を解消できる一つの手法であると思

います。今後、生産者の就農意欲の向上や後継者の確保及び育成、そしてこの先増加が懸念される耕作放棄地の解消につなげていくために、ぜひ6次産業化の推進を市の重要な施策と捉えて支援体制の構築を図っていただければ幸いです。1つ目の質問を終わります。

続いて2つ目は、（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画について御質問いたします。

本工業団地開発計画については、平成28年に事業の進捗状況と今後の計画について一般質問をさせていただいております。当時は関市と美濃市の一体開発として、既に基本構想の策定、基礎調査、農工計画の策定がされ、造成や道路などの基本設計を行い、これから負担割合や概算の分譲価格による事業の採算性を検討していくと答弁をいただきました。

その後、事業の採算性を検討する中で、平成29年には関市が実施困難と判断し事実上の離脱となった状況下において、美濃市としては既存の計画を生かしつつ、美濃市の区域内において、新たな開発計画を進めていくと全員協議会で報告を受けております。

その後、平成30年の市議会にて、古田豊議員がこの計画の進捗状況について一般質問をされております。質問に対して、市は、この事業を進める中で、農工法の改正により県独自の農産基本計画の策定が必要となり、市の計画は県の計画の策定後に認可されるため、県に早期策定をお願いしている。また、併せて工業団地開発事業の基本計画を進めていくと答えられています。

池尻・笠神工業団地の開発事業については、平成18年度から始まり、既に15年が経過しており、私の地元、大矢田でも計画地付近に土地を所有しているなど関心が高い方が多く、度々この事業の進捗について相談を受けています。

ここで1点目の質問は、（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画の進捗状況はどのようなか、産業振興部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 梅村議員の2つ目の御質問、（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画についての1点目、計画の進捗状況についてお答えいたします。

（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画は、平成18年度から関市池尻地区と美濃市笠神地区の両市にまたがる区域として、本市、関市、岐阜県、岐阜県土地開発公社との4者で、基本構想、農工計画、基本設計を策定し事業を進めてまいりましたが、その採算性を検討する段階において、平成29年度に関市が実施困難と判断し、事実上の離脱を表明されたことから、以降、既存の計画を生かしつつ、美濃市の行政区域内における新たな開発事業として、現在まで進めてまいりました。しかしながら、この計画においては十分な用地面積が確保できないこと、造成に係る費用が莫大であること、さらには立地する企業が事前に決まらなると、農村地域産業導入実施計画、これ略して農産計画と言っておりますが、農産計画の認可が得られないといったことなどから、現実的には困難な状況となっております。

なお、近年では複数の企業から工場立地の相談があり、市内各所を見ていただきましたが、特に笠神から大矢田にかけての西南部地区においては、開発行為の要件である接道の幅員9メートルがないことから、立地に至っていないのが現状でございます。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（佐藤好夫君） 5 番 梅村辰郎君。

○5 番（梅村辰郎君） この計画には大きく3つの課題があり、これらは非常に切実な現状であり、先が見えない状況になっていると察します。この状況下において、この計画の今後の見通しはどのようなか、市としての見解を産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2点目の御質問、計画の今後の見通しについてお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、用地面積の問題、経費の問題、そして農産計画の認可取得の問題により、この（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画の推進は困難な状況でありますので、まずは開発行為が可能となる接道の道路幅員の拡幅を進めるとともに、美濃市全体の土地利用の見直しを行う中で、企業誘致を推進してまいりたいと考えております。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（佐藤好夫君） 5 番 梅村辰郎君。

○5 番（梅村辰郎君） 本計画が大きな課題により停滞している状況にあることについては承知しましたが、今後の進捗状況を見据え、早期にこの計画を進めていくのか凍結するのかの判断をしていただくことと併せて、答弁にもありましたが、この笠神から大矢田地区にかけての西南部地区を中心とした道路の整備や土地利用の見直しについては、早期に進めていただけるようお願いをしまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、4 番 豊澤正信君。

○4 番（豊澤正信君） 皆さん、こんにちは。

議長より発言のお許しをいただきましたので、私は発言通告書に従い一般質問、2年中止になっている美濃まつりについて、関係者より今後の開催が危ぶまれる声が出ている美濃まつりについて、市は観光資源としてどう捉えているか、アフターコロナに向けて美濃まつりを市の観光振興としてどう活用するかを一問一答にて産業振興部長に質問していきます。

美濃まつりは御存じのように、コロナ禍により2年連続中止になっています。3年前までの美濃まつりの開催に当たり、関係町内（以下め組も含む）はどのような運営活動をしてきたか、詳細な説明が必要と思います。美濃まつりは御存じのように、花みこし、山車・練り物、流し仁輪加の3部門から成ります。

それでは、花みこしから説明させていただきます。

大人みこしの1基の実働人数は平均で担ぎ手40人前後、取り巻きが20人前後から成り立っています。この取り巻きというのは、町内の責任者及び町内の顔役や高齢の参加者をいいます。取り巻きはみこしを担ぐわけではありませんが、その存在でどの町内か分かるともに、長年の経験でもめごとを収めるなど大変重要な責務があります。このような方々、取り巻きがどの町内にもお見えになるのがこの美濃の花みこしです。そして、子供みこし1基の実働人数は子供20人前後です。役員を含めた父兄の方々にさらに20人。大人みこし、子供みこし

両方の参加で町内100人はいるんです。さらに大人みこしでも100人を超える大所帯の町内もあります。平成31年のみこしの参加実績は、大人みこしが18基、子供みこしが14基参加しています。市民がこれだけ参加する行事がほかにありますか。参加人数のスケールを想像してみてください。そして、観光客のほかに地元でも大勢の見ている人があるんです。

そして、お祭り当日までに町内はどんな準備をしてきているのか。最初はみこしの屋根を花で飾る竹刀と呼ばれる竹の手配から始まります。10月頃から昨年使用した竹の折れ、ひび、虫食い、竹のしなり具合から来年使える本数を数えます。大人みこしの竹は2メートルから4メートルのもので300本、子供みこしは1メートルから3メートルのもので40本使います。竹刀の供給は職人に頼むほか、自町内で行う、美濃地区連合会に依頼するというような具合です。

その昔、花の染めは各町内でそれぞれが好みで染めていたようですが、その作業は時代が進むにつれ、市内の業者が依頼を受けて標準色に染め上げるようになりました。標準色に対して濃い色または薄い色を好む町内は、いまだに自町内で染めの作業を行っています。紙は京花紙で、以前は各地のものを使用していましたが、現在は市内の製紙会社で花みこし専用に機械すきされた美濃和紙を全町内が使っております。年が明けると町内は花とこよりを各家庭に配ります。大人、子供ともにある町内は約12万枚、こより6万枚でこのような量になります。この作業の内容は、まずこよりをより、2枚の花を交互に重ね、こよりを通してのりづけをする花つけ作業といえます。100軒の町内なら1軒で花1,200枚、こより600本の作業になります。

3月に入ると出来上がった花を竹に巻く花巻き作業です。この花巻き作業は町内総出で行う地区や、各家庭で行う地区があります。この花つけ、花巻き作業がなかなか大変で、こよりが非常に難しいです。私もこよりができません。ですので、2枚の板を合わせて、えいとこよりをしております。現実には高齢の家庭では身内に頼んだり、シルバーに依頼などして役割をこなしてみえます。この作業をシルバーに依頼すると、町費の1年以上の多額な費用がかかり、高齢家庭では悲鳴が聞こえているのが実情です。

花を巻いた竹をみこしにつけるみこし組は、雨風がしのげる倉庫の都合のつく町内では、祭り1週間前の日曜日に、都合のつかない町内は前日の金曜日に行い、平日の作業は人手が少なく大変な作業になっています。

祭り当日は町内総出で當本前に集まり、お神酒を振る舞い、みこしが八幡神社へ向けて出発していきます。八幡神社を経由して順路が広岡町通りに到着しますと、昼食の休憩です。昼食はおにぎりですが、以前は各町内の女性役員の方々が当日の朝握ってみえました。30キロのお米を何回かで炊き、1個の大きさを決める標準の茶わんがあり、約500個になるように作っていました。現在は握る場所、労力、衛生面から業者より500個購入して、3つを袋詰めにし配付をしています。

みこしが終わり自町内に戻ってきますと、早々花の部分を分解し仮保管します。この時点で約3時半です。みこしの順路になった道路に散乱しているみこしの花を町内の方々が掃除

し片づけます。早々に仁輪加を担当する若者は仁輪加の準備に。仁輪加は5時に出発して、15町内を回って帰ってきますと10時前後になります。これで美濃まつり試楽の1日が終わります。

次は山車・練り物に関して話を進めます。

山車は昭和51年、県の有形民俗文化財に指定されました。指定されたことをきっかけに1年に1両ずつ高山で修理することになり、県と市から補助金と町内から100万円を負担して修理が行われ、6年目には6両ともきれいになりました。山車の修理が終わると、次はからくり人形の修理も行われていきます。平成に入り、山車の幕の修理、新調が各町内で行われていきました。山車の幕の総額は1,000万円を超える大きな金額なんです。その25%が町内負担になりました。どの町内も幕に関しては製作基金を設け、何年がかりで達成した経緯があります。練り物に関しても、複数の町内で衣装の新調、そして修復、かつら、お面の修復、町印旗の新調を行っています。練り物は市の文化財指定のみですから、新調、修復に補助金はあるものの、67%が町内負担になっています。年1度引き出すことや使用するだけで、現状維持するだけに費用が大変かかるのが実情です。

2日目、山車・練り物は11時頃に八幡神社に向けて出発して、奉納を済ませ、3時頃町内に帰ってきます。仁輪加も1日目と同様5時に出発して10時頃帰ってきます。それで本楽が終わるといってお祭りです。

最後に若衆の活動ですが、山車にてはやし方を担当したり、練り物のはやし、そして役者を担当しています。若衆は町内の集会所で山車囃子や仁輪加の練習を3週間ほど行うなど、どの町内も若衆を頼りにしていますので、町内より若衆手当として、まとまった予算を用意しています。

そして、祭りが終わると町内はその年に使用した備品や祭りはんてんの員数を行い、次年度の担当當本に引継ぎして、はんてんをクリーニングに出します。みこし、山車、仁輪加などははんてんは100枚になります。

これまで述べてきたように、美濃まつりには多額な費用が必要なんです。この9月に全家庭に配付された第6次総合計画の概要の冊子の中に、「歴史や文化など、美濃市のよさを学べるようにします」「市の文化や歴史を知る機会がないために、美濃市への愛着や誇りを持つ人が減っています」としっかり書いてあります。今回、第6次総の冊子を見ると、時代のニーズなんだろうが、紙面のサイズが大きくなっていましたし字も大きくなり、非常に簡潔明瞭で読みやすい冊子になっていましたので、私も何回も何回も読み返させていただき、評価させていただきました。

冊子の中で触れている美濃市への愛着や誇りの郷土愛は、実際には祭りの精神の中に宿っていると私は思っています。どうして町衆がこれだけのお金を費やして祭りを今まで続けてきたのか。これは町内に住む者として長年継続してきた行事を後世に引き継ぎ、先人が残した美濃市の財産を守っていくことに宿命を感じ、それが地域のプライドであり、郷土愛になっていると私は思います。美濃市に生まれ、祭りに関わり育つと、この土地から離れられな

い人がいます。自分の家を建てる時、祭りに関わってきた町内に建てたいという若者が少なからずいます。そんな人たちを郷土は財産だと思います。そして、町衆の間にはこんな言葉があります。それは祭り男といいますが、これはどれだけ祭りを通して地域に一生懸命になれるかという褒め言葉です。

例を挙げますと、祭りの前日から仕事に手がつかない祭り男、祭りの前夜は一睡もできない祭り男、祭りの話になると目の色が変わる祭り男、祭りに関してはどうしてもええことまでよう知っておる祭り男というような具合で、挙げていったら切りがありません。みこしのところで触れた取り巻きという方々にこの祭り男が多くおられるようです。このように祭りは自発性にこそ本質があり、自分たちが楽しむことで祭りを長く続けてこれました。

こんな思いで続けてきた祭りも、今回コロナ禍で2年中止になっています。1年目は中止になったとしても、祭り当日に時計を見て、今頃なら広岡町やなあ、今頃なら八幡様に行っておるなあなんとか思いを巡らせたものですが、さすがに2年目は割と淡泊になり、何も思うことなく過ぎていきました。

新聞にこんな記事を見つけました。郡上おどりも2年連続の中止で、今年も昨年同様にライブ配信が実施されましたが、視聴者数が昨年の2割程度に伸び悩んだそうです。いろいろと理由が考えられますが、2年連続中止のダメージが顕著に表れた結果と理解します。時間の経過とともに人の気持ちが冷めていくことが怖いんです。美濃まつりも2年連続中止になり、考える時間が増えて、改めて周りを見返すと、精いっぱい振り払ってきたはずの人口減少、高齢化の波にどっぷりとつかっていることに気がつきます。

子供みこしに関しても、3年前まではやめようなんて選択肢は持っていませんでしたが、現在、私の町内の小学生は4人です。どの町内も同様だと感じています。参加をやめる町内が出てくると、周りにばたばたと負の連鎖反応が発生してしまいます。観光協会から祭りの補助金はいただいておりますが、1町内全体の費用の1割程度の補助金しかありません。残りは全て町費で賄っています。町費は年間予算の6割をお祭りですべて使っております。祭りが2年中止になったことで、今年は町費の取立てをやめた町内や半額にした町内があるようです。

先ほども言いましたが、祭りは自発性にこそ本質があり、私たちが楽しむことで地域のコミュニケーションを築いてきました。今まで行ってきた美濃まつりは参加者が楽しむとともに、うだつの町並みで繰り広げられる祭りが市の観光資源となって活性していたと思います。今までの祭りの地域の文化を守り伝えるために何が必要か、現在岐路に立っております。郷土愛を持つ市民が一人でも多く増え、永遠に活気あるまちになればと期待をしています。

第6次総の中に、市民の皆様に積極的に取り組んでほしいこととして、地域のお祭りなど伝統文化を守っていきますとはっきり書いてあります。これまでずっと美濃市は美濃まつりを観光に活用してきたんです。今までのように、頑張れ頑張れ、応援しますの表面的なことではもう成り立ちません。美濃市は美濃まつりを観光に必要であれば、コロナをきっかけに資金、人材に相談に乗りながら手を差し伸べる時期が来たんじゃないですか。

ここで質問をさせていただきます。関係者より、今後の開催が危ぶまれている声が出てい

る美濃まつりについて、市は観光資源としてどう捉えていますか、産業振興部長にお聞きいたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） それでは、豊澤議員の1つ目の御質問、美濃まつりについて市は観光資源としてどう捉えているかについてお答えいたします。

御承知のとおり、美濃市におきましても人口が減少し、さらには高齢化率が高まってきております。人口減少や高齢化は地域内の消費の減少につながり、商店の売上げが減少したり空き店舗が増えることで、町なかのにぎわいがなくなったり、生活が不便になったりすることも想定されます。

したがいまして、現状を維持していくためには、地域内の消費を維持拡大する必要があります。そのためには観光産業を推進し、交流人口を増やすことが重要であります。そのため、市では、これまでにユネスコを契機とした和紙産業の活性化、海外誘客、いわゆるインバウンドのためのプロモーション、滞在型観光への転換のためのホテルの誘致、古民家ホテルの整備などを進めてまいりました。

また、イベントの開催も観光産業を推進する重要な施策の一つであります。特に、他市町村や他県からの誘客につながるイベントとしては、美濃まつり、ツアー・オブ・ジャパン、美濃和紙あかりアート展、ひんこ祭りなどがありますが、その中でも伝統のある美濃まつりは大変重要な観光資源の一つと位置づけております。

今まで美濃まつりに対しては、山車や練り物などの修繕費用補助金としてここ10年間で約1,200万円、また平成31年は美濃まつりの開催に当たり実施経費補助金として152万円、当日の警備員や仁輪加コンクール会場設営などの観客対応経費として246万円を支出し、さらには観客整理や会場清掃などに延べ40人の市職員を従事させるなど、毎年支援を行ってきております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年と今年は美濃まつりが中止になりました。町内の方々からは、お祭りがなくてさみしい、また何とかして来年以降も祭りをやっていきたい、こうした強い思いはあるんだけど、現実には高齢化とか少子化とか、そういう中で花みこしの花巻き作業や当日の担ぎ手の確保など多くの課題があり、継続することが難しくなってきたかなあという切実な声もお聞きしております。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、美濃まつりは市の観光資源として重要なコンテンツでありますので、市として何ができるのか、今後関係者の方々と意見交換をする中で、何とかして存続ができるよう検討していきたいと考えております。

例えば財政面の支援としては、花みこしを担ぐ権利を返礼品としてふるさと納税をしていただいたり、あるいはクラウドファンディングで資金を集めるということも考えられます。また、担ぎ手の確保としては、市外にお住まいの美濃市出身者の方々や、美濃まつりに興味がある方々に担ぎ手として参加していただくようなことについても、関係者の方々と意見交換をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、美濃まつりは交流人口の増加、地域消費の拡大、地域住民の絆づくりなどいろいろな観点から重要な観光資源でありますので、関係者の方々と十分知恵を出し合いながら進めていきたいと思っておりますので、御協力いただければ幸いです。

〔4番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

今の回答を聞きまして、非常に前向きに答えていただいて、非常に私ども関係者はありがたいと思っておりますので、またいろいろ話合いの中でいろいろな改善策、いい知恵を生み出していきたいというふうに思っています。今のような回答をいただきますと、アフターコロナに向けて、美濃まつりを市の観光振興にどうして活用していくかというような話が非常に話しやすい環境になりましたので、次の質問に移ります。

こんなことわざがあります、「冬来たりなば春遠からじ」。必ずコロナが収束して、ふだんの生活が一日でも早く戻ることを祈っています。そして、コロナが収束してからいろいろなことを考えていたらもう遅いと思えます。今から観光振興を考える必要があります。美濃市は素材がある割には見せ方、アピールが下手ですねとよく耳に入ってきます。どうしてだろうと聞きますと、素材がある割にはそれぞれの関連がないと言っています。関連とは何だろうとよくよく聞いてみますと、点と点を結ぶ線になるようなストーリー性がないということだと気がつきました。例えば美濃和紙・うだつとしたときに、和紙の流通の繁栄で商人はうだつを上げ、立派な町並みができました。ここまでのストーリーはよくありましたが、この先のストーリーは和紙の里がゆえにどうなったということは、話が途切れてしまっています。

ここで1つ提案ですが、雨乞いを起源に持つ町騒ぎという行事が発展して、花みこしがあります。その昔は、屋根に鳳凰を飾り担いでいたみこしですが、和紙の里だからこそ鳳凰を飾るみこしから和紙を飾るみこしに変わって、現在の花みこしができました。現在の和紙の文化がつくった町並みを春は花みこしでにぎわいます。花みこしの名称も美濃和紙花みこしとすれば、完全にストーリーがつながるんじゃないんですか。うだつの町並みで30基以上の美濃和紙花みこしが乱舞するなど、奥行きのあるインスタ映えを意識した写真などを作成し、国内外に多くに伝えたらどうですか。

美濃和紙花みこしとは美濃市しか名のれません。美濃市は花みこしの元祖として、市を挙げてアピールしたらどうですか。以前、ツアー・オブ・ジャパンの美濃ステージの開会式の際に、美濃らしさを出そうということで、みこしの太鼓だけで数年参加しましたが、ぱっとしませんでした。そこで、幼稚園、保育園の園児による子供みこしを担ぎ出したら、太鼓は威勢よくなりますし、選手からは拍手を送られるなど非常に評判がよかったです。みこしを担いだ市内の園児たちも大喜びでした。

みこしは、今までに大阪万博、御堂筋パレード、未来博、まつり博、清流国体などなど、遠征した一例ですが、各地に参加しています。花みこしがこれだけ各地から参加要請され、歓迎された理由を考えてみてください。何の説明も要らず、見ただけで華やぐ雰囲気をつく



るんです。美濃市はこれを利用しない手はありません。

流し仁輪加もどうかと思いましたが、インバウンドではなかなかハードルが高いです。これからの観光まちづくりは、滞在・体験型観光の推進が重要だと言っています。子供みこしなら簡単に準備、提供できますし、僅かなスペースで観光客の体験もできるだろうと思います。さらに美濃まつり当日は豪華な花みこしがあり、多数参加すると誘客を働きかけます。そして、またこれは次の提案ですけれども、花に使っている紙に「美濃」などと透かしをもしできたなら、観光客が町並みに落ちたみこしの花を拾うと「美濃」という透かしがもし入っていれば持ち帰るんじゃないですか。そんなようなことを私は個人的に本当に思っています。

市はこのほど滞在・体験型の観光づくりの推進を目的として、総務省から地域活性化企業人制度を活用して、株式会社エイチ・アイ・エスから派遣社員が着任されました。その方の抱負を読ませていただきますと、美濃市が持つすばらしい歴史と伝統、文化と美しい自然を組み合わせ、積極的に発信し、地域の持続発展に貢献したいと思っておりますと書いてあります。私もそのとおりだと思います。今回は外から見た目を大いに振るっていただいて、活躍を期待しようと思っております。

コロナ収束後は全国が一斉に観光誘客へとスタートします。観光客も密を避ける方向から、一極集中から地方への分散傾向にあると言われております。美濃市が飛躍できる最高のチャンスじゃないですか。美濃市を文化息づく観光まちづくりを実現させようじゃないですか。将来のために今まで続く美濃まつりにしたいです。

ここで質問です。アフターコロナに向けて、美濃まつりを市の観光振興としてどう活用するかを産業振興部長にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 2つ目の御質問、アフターコロナに向けて美濃まつりを市の観光振興としてどう活用するかについてお答えします。

美濃まつりにおきまして、とりわけ花みこしは日本に数あるみこしの中でも美濃和紙という伝統の紙を使った日本に一つしかないものでありますし、また仁輪加も国内の幾つかの地区で演じられる寸劇ですが、流し仁輪加は美濃市でしか見ることができないものであります。こうしたオンリーワンのものを活用することが観光振興につながるものと思っております。

しかしながら、それらが観光客に披露されるのは1年のうちで、花みこしは実質1日、美濃流し仁輪加は2日だけにとどまっております。天気によっては中止の場合もあり、恒常的な観光振興としてはなかなか活用できない状況にあります。

今後、各町内の方の御理解と御協力がなければできませんが、例えばゴールデンウィークでありますとか秋の行楽シーズンなどでも花みこしや山車などを何基か展示していただく、あるいは議員御提案の子供みこしを使った花みこし担ぎ体験ができれば、さらなる交流人口の増加や観光振興につながると思っております。

ちなみに、平成30年と31年に美濃まつりのPRのために開催日までの1週間程度、花みこしの展示を関係者の協力により実施していただきました。平成31年にはテレビに取り上げられたこともありまして、その年にはそれまで以上に大変多くの方に来ていただき、地域内の消費も相当高まったものと思います。今後はそうした経験も生かしまして、関係者の方々と意見交換をする中で、観光振興としての活用についてさらに深めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 4番 豊澤正信君。

○4番（豊澤正信君） ありがとうございます。

そういうことの中で、高齢化というのは全て負の方向ばかりじゃないんですね。高齢化というのは、逆に取ると時間があるということもあります。そんな中で、時間に余裕のある方々でこういうところ辺りも盛り上げていくということは非常にいいことだと思います。そして、また来年の開催に向けて美濃まつりの実行委員会が来月から話し合い、検討に入っていきます。コロナ禍で会議も頻繁に行えない中で、1月末にはみこしを、2月末には山車・練り物、流し仁輪加の開催中止を決定しなければなりません。今年の祭りを中止するに当たり、あまりにも判断材料が少な過ぎました。近隣町内の動向を見ながら、岐阜まつり、関まつりが中止になったから美濃まつりも中止にしようとする根拠もなく中止になっては、美濃まつりがかわいそう過ぎます。来年の祭りをどうするかに関して、行政からも判断材料を提供していただきたいと思っておりますし、何とか来年こそはできればというようなことを思っております。そんなお祭りのことばかり今日は申しましたけれども、市の活性化に大いなる期待を寄せている立場からこのような質問をさせていただきました。どうもありがとうございます。私の一般質問はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午後0時01分

---

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 皆さん、こんにちは。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従い一問一答形式で、1点目、少子化対策や地域政策における美濃市と武義高校の関わりについて3つの質問を総務部長に、2点目、美濃市防災訓練の実施方法の変更について2つの質問を同じく総務部長に、3点目、長良川遊水地について2つの質問を建設部長にいたしますので、よろしく願います。

それでは、1点目の質問です。

少子化が進む現在、これまで以上に人は宝であり、財産として教育と確保が未来を開く上で有用になってまいります。当然ながら、当市においても若者世代の人材確保は大きな課題

であります。御承知のように総人口の減少基調が続き、少子高齢化が進む中、我が国の高校生世代の人口も当然減り続け、高校生の総数は、1989年の564万人をピークに2020年では320万人まで減少しております。

また、高校の単位制導入、総合学科の創設、中高一貫教育の導入などを柱とする高校教育の多様化の中で、1990年代後半から高等学校の統廃合が進められた結果、1990年に約4,200校あった公立高校は650校が消滅し、2020年現在、3,550校まで減少しております。それに伴い、1990年当時に1市町村に1つの公立高校が存在していた1,197市町村のうち、2019年までに245市町村で公立高校が消滅しており、約30年間で1市町村に1つの公立高校が存在していた市町村の約2割において公立高校が消滅したことになります。

美濃市も、1市町村に1つの公立高校が存在する市町村に該当するわけであり、1市町村1校の公立高校が存在していた市町村に限定ですが、高校が存続している市町村と高校が統廃合で消滅した市町村では、高校生世代の総人口に対する比率や減少率に較差が確認されています。あるデータによると、仮に人口1万人の市町村で想定した場合、2000年から2015年の15年間で高校の1クラス分、約40人規模で高校生世代の縮小較差が確認されております。

美濃市にあります県立武義高等学校では、現在のところ入学希望者も多く、統廃合等による消滅の対象ではないと聞いております。しかしながら、高校の存続は将来的な人口維持につながるという観点から、当市においても大変重要な案件であると考えます。

ここで1つ目の質問です。

少子高齢化が進む現代において、公立高校が市町村の人口増減に及ぼす影響をどのように考えているか、総務部長の考えをお聞かせください。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） 皆さん、こんにちは。

それでは、松嶋議員の1点目の御質問、少子化対策や地域政策における美濃市と武義高校の関わりについての1点目、公立高校が市町村の人口増減に及ぼす影響をどのように考えているかについてお答えをいたします。

一般論で申し上げますと、高校のみならず、小・中学校も含めて地域から学校がなくなった場合においては、少なからずその地域のにぎわいや経済が衰退し、その地域の人口減少につながっていくものと推測されます。民間シンクタンクの調査においても、統廃合により公立高校が消滅した市町村においては、統廃合前の数年間に転出超過の傾向が他の期間よりも強く見られたとの結果が出ているところでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

次に2つ目の質問です。

岐阜県立武義高等学校は、1920年（大正9年）に武義中学校として設立され、1947年（昭

和22年)新制高校発足により武義高等学校に改称されました。昨年、創立100周年を迎えた県内でも長い歴史を誇る伝統校であります。また、平成22年に新校舎が全て完成し、冷暖房完備の大変きれいな教室に生まれ変わっております。

現在の武義高校は1学年5クラスの編成で、生徒数、1年生が男子75名、女子105名、2年生が男子67名、女子108名、3年生が男子95名、女子100名、計550名です。通学距離では6キロ以内の生徒が152名、6キロ以上が398名で、地区別では美濃市内142名、関市374名、郡上市21名、美濃加茂市10名、その他3名であります。

武義高校では、普通科1・2学年の総合的な探求の時間において、地域の教育・福祉・観光・防災・産業等に精通された方を協議会委員として招請し、地域の課題に対して生徒たちが協働して解決策を模索・提案する地域課題探求型学習を行っており、商業科・情報処理科3学年の課題探求において、地域産業の担い手育成形成戦略事業等を通して地元企業と連携し、地域の魅力発信や地域ブランドの形成に取り組んでいると聞いております。

ここで2つ目の質問です。

現状において美濃市と武義高校の交流や関わり方はどのようなか、総務部長に答弁を求めます。

○議長(佐藤好夫君) 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長(瀨瀬敬久君) それでは2点目の御質問、美濃市と武義高校の交流や関わり方についてお答えをいたします。

本市では、若い世代の行動力や発想を活用するため、様々な場面で武義高校の生徒から御協力をいただいております。例えば吹奏楽部には、ツアー・オブ・ジャパン美濃ステージ開会式や乳幼児家庭教育学級のクリスマスコンサート、美濃市産業祭などに御出演をいただき、市のイベントを盛り上げていただいております。また、美濃和紙あかりアート展では、多くの生徒にボランティアとして活躍をいただいております。

さらに、昨年度は第6次総合計画の策定に当たり、生徒を対象としたアンケート調査に御協力をいただき、市の魅力や課題、将来の市に望むことに関する御意見を計画の参考とさせていただきます。

一方で、武義高校の生徒の学びを支援するために様々な要望にも応えております。例えば看護師を目指す生徒のために、美濃病院において生徒のインターンシップの受入れを行っております。また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、毎年3年生を対象に模擬選挙等を実施し、主権者教育の推進を連携して行っております。

ほかにも授業の一環として、高齢者福祉、観光、人口減少などをテーマに地域の課題について学ぼうとする生徒が市役所を訪問するケースもあり、その都度、各課において資料提供や職員による説明を行っているところでございます。

[1番議員挙手]

○議長(佐藤好夫君) 1番 松嶋哲也君。

○1番(松嶋哲也君) 答弁ありがとうございました。

様々な交流が行われているということについて理解いたしました。

次に3つ目の質問に移ります。

定住・移住の判断基準に子育て・教育環境を重視される方が多く見られます。その方たちは、保育園、小学校、中学校、高校までを視野に入れて決定されるようです。また、自分の将来を高校生のように決められる方が多くいます。どんな職に就き、どこに住むか、そのためにどんな進路を選ぶかを決定するわけです。

このような観点からも、武義高校へのアプローチが少子化対策につながってくると考えます。特に現在の武義高校は、美濃市から進学する生徒さんが25%、関市等の市外から進学する生徒さんが75%です。高校時代に美濃市のよさを多くの生徒さんに知っていただくことが、美濃市で働く、美濃市に住むなど、将来において美濃市と関わっていただくことになるのではないのでしょうか。

県教育委員会は、少子高齢化、グローバル競争の激化、技術革新の進展、Society5.0の到来など急速な社会の変化が予想される中で、主体的に学び、自分で将来を切り開く力や、地域社会の活性化に貢献し活躍する地域社会人の育成が必要と示しています。

先日お会いした武義高校の瀧下校長から、本校では様々な活動を通して調和の取れた人格を形成し、地域や県内外での社会の発展に寄与できるリーダーの育成を目指しています。地域社会人として活躍するために、ふるさとの自然や文化等をよく知り、自らがふるさとで活躍していく将来像を描けるよう、ふるさと教育の充実を図っているとお聞きしました。

ここで3つ目の質問です。

少子高齢化が進む中、武義高校を地域活性化の資源と位置づけ政策を進めるべきと考えるが、市の考えはどのようなか、総務部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは3点目の御質問、武義高校を地域活性化の資源と位置づけ政策を進めるべきと考えるが、その市の考え方についてお答えをいたします。

武義高校の学校経営計画では、教育指導の重点目標の一つに「地域に開かれた学校として地域社会に貢献する教育を推進する」と掲げており、ふるさと教育を通して地域の魅力を理解し、地域課題の解決策を提案する生徒の取組を支援することとされております。幸いなことに、武義高校の近くには、美濃市の歴史、伝統、文化を代表するうだつの上がる町並みがあり、またその中には、古民家を再生したホテル経営や空き家を改修した飲食店経営など、市内に在住する方や市外から移住された方が地域活性化に取り組む多くの事例があることから、生徒にとっては地域課題の解決策を身近で学ぶことができる恵まれた環境にあるものと考えられます。

最近では、武義高校の家庭クラブが市内の事業者とともに美濃和紙を使ったマスクケースとエコバッグを商品化するなど、今後も民間企業と高校との連携が進んでいくものと期待しております。市といたしましては、そのような活動を側面的に支援していきたいと考えております。

また、武義高校を地域活性化の資源と位置づけた政策は重要だと考えておりますので、今後、議員の皆様や高校から具体的な政策の提案がありましたら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

総人口の減少基調が続く中で、現存する全ての高校を存続させることは、高校生の量的需要の側面からも現実的ではありません。高校の存続には、単に存続を要望するのではなく、生徒やその家族が武義高校を選ぶため、より多くの高校生が学びたいと思えるカリキュラムづくりを地域の特徴を生かして構築することが必要であると考えております。そして、美濃市で学びたい、住みたいと思える理由をつくっていくことが求められるのではないのでしょうか。

市町村においては、所管外である県立高校まで政策的なアプローチをする難しさや、市町村が県立高校の存続に積極的に関与する政策には、人的・費用的な負担があることも理解しております。しかしながら、県立高校が地域社会の活性化に貢献し、活躍する地域社会人の育成を進める中、地域企業との接点が少ないなどの問題もあり、市町村の積極的な協力が必要であると聞きます。

ここで要望です。

持続可能なまちづくりを進めていく上で、ぜひ武義高校をかけがえのない資源と位置づけ、行政・教育機関・民間企業・市民など地域が一体となり、新たな時代に向けてふるさとの誇りと愛着を持ち、地域の活性化に貢献できる地域社会人の育成と、地域にとって魅力ある学校づくりを政策として進めていただくことをお願いします。

また、議員、高校からの具体的な政策の提案があれば前向きに検討したいとの回答をいただきましたので、高校との連携において具体的な政策を提案したいと考えております。

これで1点目の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、2点目の美濃市防災訓練の実施方法の変更について、引き続き総務部長にお尋ねします。

本年も大雨による河川の氾濫、広範囲の浸水・冠水、土砂災害などによる甚大な被害が全国で発生しております。このように日本列島で未曾有の災害が相次ぐ中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、防災の在り方が改めて問われております。

私は、令和2年9月の定例会の一般質問で、災害時の避難について質問いたしました。その答弁の中で、市では、ハザードマップ、防災マニュアルの配付や防災訓練、自主防災組織避難訓練を通じて、居住地域の危険場所や避難経路の確認、災害時の避難の必要性について啓発しているところですが、避難される方は非常に少ない現状です。西日本豪雨時のアンケート調査では、避難した主な理由が、周辺の環境変化、人からの声かけ、近隣住民の避難、避難勧告・指示等の発令の3つに集約され、身近な人の声かけが有効であると結果が出てい

ます。このようなことから、市民一人一人が危険から生命を守るため避難行動を取っていただけるよう、声かけをキーワードに、自治会、消防団、消防署、警察等連携して、住民の意識啓発に努めていきたいと考えていますと回答をいただきました。

私からは、市避難訓練について、猛暑・酷暑で熱中症の危険性がある中、開催時期の見直しと内容についても検討いただき、コミュニティ防災を推進していただきたい。また、ハザードマップ完成後の住民説明会について、自治会との連携で地域を細かく分けて、その地域の状況に合わせた避難情報を提供し、地域の防災力向上に結びつけていただくよう要望いたしました。そして、住民皆様の生命と財産を守るため、引き続き尽力いただくよう申し上げたところでございます。

そうした中、今年度、美濃市防災訓練の実施方法が変更されました。

ここで1つ目の質問です。

今回行われた市民一斉避難訓練、災害本部設置訓練の概要と、その成果はどのようなものであったか、総務部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、松嶋議員の2点目の御質問、美濃市防災訓練の実施方法の変更についての1つ目、市民一斉避難訓練、災害対策本部設置訓練の概要についてお答えをいたします。

市防災訓練につきましては、これまで猛暑・酷暑の中で実施しており、開催時期や内容について検討できないかとの御意見をいただいておりますので、今年度は市民避難訓練と職員による災害本部設置訓練、防災啓発を行う防災フェア、そして応援協定を締結している団体との連携訓練の3つに分けて計画をしたところであります。

8月29日には、震度7の内陸直下型地震が発生し、住宅の倒壊や倒木、落石、建物火災、道路に亀裂が入り車両の通行ができないなどの想定で、市民一斉避難訓練、災害対策本部設置訓練などを実施いたしました。同報無線及びエリアメールを発信し、各地域において避難場所への避難訓練や安否確認を行っていただきましたが、コロナ禍ということで、残念ながら4地区、約200人の参加という結果でありました。

しかし、同報無線など市内全域に訓練を周知いたしましたので、各家庭でも話題にしていただき、防災意識の向上につながったものと考えております。

また、職員の訓練につきましては、参集訓練に加え、情報収集訓練、災害対策本部設置訓練を実施いたしました。みのエネプラザにて開催した災害対策本部員会議では、地震発生1時間後、24時間後の情報収集の在り方について協議を行うとともに、災害時の初動や本部としての役割について確認し、理解を深めたところでございます。

このほかに美濃市社会福祉協議会と美濃青年会議所による災害ボランティアセンター開設・運営訓練や、アマチュア無線美濃クラブの市内情報収集訓練なども併せて実施をしていただきました。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

コロナ禍ということで、訓練についても想定どおり行えないなど御苦勞があったというふうに思っております。

今後の避難対策においては、災害が発生したときに、その被害の拡大を防ぐためには、自分自身を守る自助とともに、地域や近隣の人々がお互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要となります。自助・共助によるコミュニティー防災を推進し、防災力向上のため、リスクコミュニケーションを促進する機会づくりが求められています。

日本列島で未曾有の災害が相次ぐ中、避難情報が住民の皆様の避難行動に結びつかないことが大きな問題であると考えております。これは、行政・住民の双方に課題があり、早急に対策を進める必要があります。

今回、発言通告書の提出後に新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、防災フェアの中止が決定いたしました。しかしながら、予定されていた防災フェアの概要と期待された効果、中止により防災の周知・啓発をどのように行っていくかについてお答えいただきたいと思っております。

ここで2つ目の質問です。

今後予定されている防災フェア、関係団体連携訓練の概要と期待する効果はどのようなか、総務部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは2点目の御質問、防災フェア、関係団体連携訓練の概要についてお答えをいたします。

防災フェアにつきましては、消火器・放水体験、消防車や自衛隊車両の展示、子供も楽しめる体験型ブースの設置や過去に発生した大地震の映像を紹介するなど、視覚的・体感的にも防災に関する知識や意識を高めいただくものを計画しておりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により防災フェアはやむなく中止することになりましたが、防災意識の向上への取組は重要なことと考えており、内容を一部変更し、啓発事業を実施したいと考えております。

次に、災害応援協定を締結している関係団体との連携訓練については、震度7の地震が発生し、道路は倒木や亀裂によりところどころで寸断、家屋倒壊による負傷者及び火災の発生、水道管破裂による断水、停電等の被害が発生したとの想定で、11月21日に訓練を予定しております。具体的には、建設協力会による倒壊物の撤去、森林組合による道路の倒木等の除去、電気工事組合や上下水道組合によるライフラインの復旧をはじめ、救出救助、火災の消火活動等の訓練を一連の流れの中で行います。

こうした訓練を実施することにより、いざというときに迅速な対応が取れるよう備えていきたいと考えております。

[1番議員挙手]



○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

防災については、周知・啓発・訓練が実際に災害が起こったとき、いかに市民の避難行動に結びつくかが重要であります。繰り返しになりますが、自治会との連携で地域を細かく分けて、その地域の状況に合わせた避難情報を提供し、地域の防災力向上に結びつけていただくよう要望いたします。

そして、住民皆様の生命と財産を守るため、引き続き尽力いただくようお願い申し上げます。2つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

次に3点目、長良川遊水地について2つの質問を建設部長にいたしますので、よろしくお願いたします。

先ほどの質問の冒頭で申し上げたように、本年も大雨による河川の氾濫、広範囲の浸水・冠水、土砂災害による甚大な被害が全国で発生しております。このような防災・治水に関する問題は、市民皆様の生命と財産に直接関わる重大案件であります。

この治水に関する事項として、美濃市においては、令和元年5月20日、木曾川水系流域委員会において、長良川に整備する遊水地候補6か所から本市の横越地区が選定され、令和2年3月31日には本曾川水系河川整備計画の変更位置づけられ、計画が進められることになっております。

私は、本年3月の定例会の一般質問で、長良川左岸道塚堤防の調査結果については、地域にお住まいの皆様の関心が高いこともあり、影響が大きい自治会へは、結果が出た早い段階で具体的な数値等を含め報告をお願いいたしました。今回、新型コロナウイルス感染症が拡大し、人を集めての説明会開催が困難な状況下、8月31日付にて国土交通省より、長良川左岸道塚堤防の調査結果が書面による回覧で流域の自治会に報告をしていただきました。その内容は、堤防の浸透破壊に対する安全性についてであり、調査箇所、断面の選定の理由、現地写真、地質調査結果、堤防の浸透破壊に対する安全性の照査結果、堤防破壊のメカニズムが記載され、堤防の地質調査を行った結果、自然に形成された基礎地盤や堆積層の上に人工的に盛られた堤防が存在することが分かりました。また、地質調査により得られたデータを用いて浸透破壊に対する安全性を評価し、いずれの断面も安全性が基準を満足していることが確認されたのであります。

ここで1つ目の質問です。

左岸道塚堤防において、堤防の浸透破壊に対する安全性を調査し、基準を満足していることが確認されたと報告されたが、この結果はどの程度の降雨・水位に安全性を評価するものか、建設部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） 皆さん、こんにちは。

今の御質問の堤防の調査結果は、どの程度の降雨・水位に対しての安全性を評価するものかについてお答えいたします。

本年4月より、長良川に架かる山崎大橋上流の72.0キロ地点から下渡橋下流73.3キロ、この数字は河口からの距離を示しております。その区間、延長1.3キロが県から国土交通省へ管理移管されました。このため、国土交通省では、左岸堤防、いわゆる道塚堤防に当たる72.0キロ、72.2キロ、72.465キロの3地点において浸透破壊に対する安全性を評価いたしました。

浸透破壊に対する安全性の評価に当たっては、国土交通省に確認したところ、事前の降雨により堤防が湿潤状態となっている状態において、洪水時の最高水位が計画高水位まで達した場合の安全性を評価し、安全性が基準を満足していることが確認されたと報告を受けております。

[1番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

2つ目の質問です。

大雨・洪水において河川流域の皆様が一番心配される点は、堤防の決壊であると考えております。今回の報告書にも記載がありましたが、堤防破壊の原因は次のように分類されます。

1. 浸透。①滑り破壊。降雨により堤防内の水位が上昇し、河川水が堤防内にしみ込み堤防が滑り始める。さらに堤防の崩壊が進み、堤防が決壊する。②パイピング破壊。基礎地盤内に水がしみ込みパイプ状の水みちがで、堤防が沈下し始める。低くなった堤防を河川水が越流し、堤防が決壊する。
2. 越水。河川水が越流し、堤防の裏側が削られ、堤防の裏側の崩壊が進む。さらに堤防の崩壊が進み、堤防が決壊する。
3. 浸食。河川水により堤防の表側が削られ、浸食が進行し、堤防が決壊する。このようです。

今回の調査で、1の浸透破壊に対する安全性について評価し、基準を満たしていることが確認されました。しかしながら、2. 越水と3. 浸食に対する安全性はどうか、このような心配が残ります。

ここで2つ目の質問です。

遊水地計画を進めるに当たり、左岸道塚堤防について、今回行った調査以外の調査を行う予定はあるのか、建設部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの2つ目の質問、今回行った調査以外の調査を行う予定はあるのかについてお答えいたします。

国土交通省に確認したところ、今回行った以外の調査として、左岸道塚堤防における樹木の生い茂った状況や護岸の状態などを目視で実施したとの報告を受けました。

また、今後は必要に応じて詳細な検討をしていく予定ということでございます。

[1番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） 答弁ありがとうございました。

今の御答弁にもありましたように、今後も必要に応じて適切な調査を行っていただきたいというふうに思っております。

引き続き長良川遊水地の整備については、国土交通省との連携において長良川遊水地計画の段階ごとに正確な情報を迅速に周知していただき、住民皆様の不安を解消するとともに、セミナー、説明会の場を設け、地域住民の意向を十分に検討した上、計画を進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 次に、8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） こんにちは。

発言通告に従いまして2点の質問、1つは災害弱者の避難支援について、もう一つが地域気象防災支援を行っている気象台との連携についてを一問一答で行わせていただきます。

まず1点目、災害弱者の避難支援につきまして、総務部長にお尋ねいたします。

改正災害対策基本法が令和3年5月10日に公布され、5月20日に施行されました。甚大な災害をもたらした令和元年の東日本台風（台風19号）などにおいて、避難勧告・避難指示の区別が分かりにくく、本来避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れる事例が起きたため、避難勧告を廃止し、避難指示に一本化して、従来の勧告の段階から避難指示を行い、避難情報を分かりやすくしました。

高齢者や障がい者などの自ら避難することの難しい災害弱者の方は、災害発生の前にある程度時間的な余裕を持って避難を開始することが重要であります。災害弱者の方に災害の事態または警告するに当たりまして、災害弱者の方が円滑に迅速な避難の確保が図れるような情報提供と必要な配慮をすることとなります。

そこで、1つ目の質問で、災害弱者の逃げ遅れを防ぐ避難情報の周知はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、岡部議員の1つ目の御質問、災害弱者の避難支援についての1つ目、災害弱者の逃げ遅れを防ぐ避難情報の周知についてお答えをいたします。

自然災害などが発生した際の避難情報については、同報無線、防災ラジオ、防災・あんしんメール、携帯電話を活用したエリアメール、ケーブルテレビの放送や自治会長への電話連絡、緊急の場合には市の広報車、消防車両による巡回等、複数の手段により避難情報を発信しております。しかし、防災・あんしんメールの登録者数を見ますと4,181件で、全市民の約21%、防災ラジオの販売台数は4,118台で、全世帯の約50%となっております。また、降雨時や台風などの暴風時には同報無線が聞こえないなど、十分に情報が行き届いていないことが推測されます。

こうした状況を解消するため、少なくともレッドゾーン、イエローゾーンの土砂災害の警戒区域や浸水が1メートルを超える区域にお住まいの方には、防災・あんしんメールの登録、防災ラジオの設置などをお願いしていきたいと考えております。

なお、高齢者等避難や避難指示を発令した場合には、自治会や民生委員の方を通じて、声かけによる避難情報の周知を行っていただいているところがございます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（佐藤好夫君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

避難情報の周知におきまして、防災・あんしんメール、そして防災ラジオ、これの普及拡大をぜひとも積極的に進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、2 点目の質問に移ります。

改正された災害基本対策法には、災害弱者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務化しております。個別避難計画は、避難先や経路などを事前に定めることで早期避難を実現することが目的です。その主な記載項目には、一つ、避難行動要支援者の名前、住所、連絡先、一つ、避難支援が必要な理由、一つ、避難を支援する人や団体の名前、民生委員とか自治会とか自主防災組織などがあります。そして一つ、避難先の場所、経路、移動する際の注意事項です。そして一つ、避難支援で市町村長が必要と認める事項などが記載されることになっております。

避難行動要支援者名簿の作成は、全国で約99%の市町村で作成されておりますが、個別避難計画の作成は全国で約10%台にとどまっております。作成が円滑に進むよう、要支援者の状況を把握している福祉専門職などの連携も図らなければなりませんので、作成に時間もかかるかとは思います。

そして、2 つ目として、災害弱者の早期避難を実現する個別避難計画の作成状況はどのようなかをお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは2 点目の御質問、災害弱者の個別避難計画の作成状況についてお答えをいたします。

令和3 年5 月に災害対策基本法が改正され、要支援者ごとの個別避難計画の作成が市の努力義務とされたところであります。市といたしましては、市民の安全・安心を守ることを目的に、自ら避難することができない真に支援が必要な方について早急に調査し、そうした方の個別避難計画を作成することとしております。

個別避難計画には、議員も申し上げられましたように、要支援者の住所、氏名等の基本事項のほか、避難支援等実施者の氏名、住所、電話番号、避難施設や避難場所、避難経路などを記載することとされてございます。作成に当たっては、自治会、近隣の皆様などどう支援するのか十分協議し、計画を作成してまいりたいと思っております。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（佐藤好夫君） 8 番 岡部忠敏君。

○8 番（岡部忠敏君） 個別避難計画は努力義務ではありますが、災害は一つも待ってくれません。市民の安心・安全を守ることが大切です。自ら避難することのできない、真に支援が

必要な方を早急に調査していただき、個別避難計画を早期に策定していただきたいと思っております。

2点目の質問に移ります。

総務部長にお伺いします。

地域気象防災支援を行っている気象台との連携についてであります。

気象庁では、近年激甚化・頻発化する自然災害から国民を守るため、国と自治体の両面から住民の避難行動等を支援する取組を進めております。地域ごとの災害特性を踏まえ、人材の配置によるところの担当チームを地方気象台にて編成し、担当地域を固定することにより、各市町村、固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされております。

具体的な取組としましては、平常時に気象防災ワークショップ等の開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階から記者会見などを実施し、住民に見通しを伝えるとともに、ホットラインによる市町村長への助言などを行っております。

そこで、1つ目として、美濃市と岐阜地方気象台との連携状況はどのようなかお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは2つ目の質問、地域気象防災支援を行っている気象台との連携についての1点目、岐阜気象台との連携状況についてお答えをいたします。

市長と気象台長の間にはホットラインを有しており、緊急時には直接連絡が入ることになっております。

また、岐阜地方気象台においては、県内圏域ごとに地域防災支援チームが結成され、県と連携しながら市町村をバックアップしていただける体制が整備されております。主な連携内容として、雨雲の動きや警報級の雨量情報、台風による暴風情報、土砂災害の危険情報などがメールで届くことになっております。

また、気象台において専用ダイヤルが24時間体制で整備されておりますので、当市から随時今後の気象状況の見込みを聞くことも可能で、万が一重大災害が発生した場合には、気象台職員が市災害対策本部に常駐し、今後の気象情報等について助言をしていただける体制となっております。

なお、日頃から意見交換をする場を設けるなど顔の見える関係を構築しており、今後も気象台とは連携を密にしながら市民の安心・安全を確保してまいります。

[8番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） 答弁ありがとうございます。

続きまして、気象台から発表される防災気象情報の受け手である市町村でも、気象災害情報の専門家を育成していくことが大切であります。内閣府や消防庁などにおいては、地方公

共団体の防災業務を担当する職員を対象とした研修や訓練等を定期的実施しております。これらの研修等において、最新の気象行政の動向や防災気象情報の実践的な利活用方法などについても情報提供されております。

2つ目の質問ですが、このような岐阜気象台からの情報を生かすため、美濃市職員の研修や訓練の状況はどのようなか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは2点目の御質問、職員の研修や訓練の状況についてお答えをいたします。

職員の研修や訓練につきましては、防災担当者が気象台の主催する気象防災ワークショップに参加し、気象情報の実践的な活用方法を学び、スキルアップを図っております。また、内閣府が主催する全国危機管理トップセミナーや県が主催する市町村長向け危機管理対応研修のほか、防災関係団体が主催する研修・訓練には、市長をはじめ担当職員が積極的に参加し、危機管理の対応について知識の習得に努めておるところでございます。

なお、今後もこうした研修が開催される場合には、できる限り多くの職員が参加するよう努めてまいりたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 8番 岡部忠敏君。

○8番（岡部忠敏君） ありがとうございます。

こういった研修とか訓練にできる限りの職員の参加を勧めるよう努めていくとおっしゃられました。職員ばかりでなく、ぜひとも地域防災のリーダー、この方たちの参加も検討してもらいたいと思っております。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時06分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、こんにちは。

私は発言通告に寄せました、児童に貸与されるタブレット端末に関わる保険について、小・中学校の感染症対策について、健康文化交流センターの運用について、新型コロナワクチンの接種状況について、美濃市独自の新型コロナウイルス感染症対策について、長良川遊水地について、以上6点を一問一答形式で質問させていただきます。

最初に教育次長にお尋ねいたします。

今年度、タブレット端末の保険に関して、今年度初めに不適切な加入お誘いが行われましたが、その経過と教育委員会の対応はどのようなものか。

児童・生徒へ貸与されているタブレット端末の故障及び破損があった場合、故意の破損以外は保護者への修理等の負担を求めない、このようにしております。

ところが、A社の「学生・子ども総合保険」のお知らせチラシの文面に記載されている「今年度から市より貸与されるタブレット端末の補償もありますので、同様の保障を御用意されていない方には加入されることを強くお勧めします」と明記された、あたかも児童がタブレット端末を破損したときに保護者の負担が生じるような文面でした。こういった中で、この保険に加入された、途中集計でしたが、140から150名の方が加入された、このように聞いております。

この保険の、2021年4月承認のB21-100152については、その補足資料に適切でない表示があり、公正取引上の重大な問題があると思われまますので、直ちに是正しなければならないと考えます。現在、教育委員会もこの問題を重視し、調査対応をされていると伺っていますが、保護者の不利益にならないこと、また学校関係者への信頼を損ねるような行為を行ったA社に対して適切な対応をお願いします。

おおむね以上のような内容で、本年6月議会において教育委員会に要望しました。その後の経過と対応をお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） こんにちは。

それでは1点目、服部議員から御質問いただきました、本年度当初に保険勧誘を勧める不適切な文書が保護者に配付された後の経過と教育委員会の対応についてお答えをさせていただきます。

該当します保険会社には、保護者に理解しやすい内容で周知するよう依頼し、加入者に対して誠実な対応を行うことを要請いたしました。

保険会社は全加入者146名に連絡し、9月6日現在でございますが、126名が契約を継続、12名が契約を取消し、4名が回答保留、残り4名がまだ連絡が取れていないということで、引き続き保険会社のほうが連絡を取るということを聞いております。

また、保護者には、破損したなどの場合には、故意または重大な過失によるもの以外のものであれば、教育委員会で修理しますと文書のほうで周知をさせていただいたところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） この問題は6月議会の中で私が要望した中身で、教育委員会のほうが対応を、それ以前も含めてですけれど、された内容というふうになっております。

問題なのは、まず保険会社がこのタブレット端末に関わる保険ということが必要ないということを理解しながら、この保険のお誘いチラシを行った。また、父兄の方々も、このタブレット端末における故障についてどう対応するのか、このことが分かっていなかった、もしくは自己負担が必要なのか、こういったことを思われたということが大きな要因だったと思

います。

これは、関市、美濃市、郡上市の3市の父兄全体に当てはまるわけですが、今後はぜひ、保険会社にその保険の中身について適切であるかどうかをしっかりと説明する、そしてもう少し保険会社の善意というのか、加入された方に対する対応をきちんとしていただくようお願いをしたいと思います。

また、父兄の方については、さらにこの後、教育委員会が周知するという、周知されたというふうになりましたけれど、事前にぜひともこのタブレット端末が生徒の教育、情操教育のために本当に必要なんだと、そのためには故障もきちんと教育委員会が修理する、こういったことをもう少し徹底して教育を進めていっていただきたいなど、このように要望いたします。

次に、現在、2学期が始まりまして、そういった状況の中で、新型コロナウイルス感染者の急激な増大がこここのところなっております。感染対策として、学校、教育委員会としてはどのような対応を行ったのか、また行おうとしているのか御質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、服部議員からの御質問の2点目、小・中学校の新型コロナウイルス対策についての1点目についてお答えをさせていただきます。

緊急事態宣言が発出され市内感染者も多い状況でしたので、始業式の8月30日から9月10日までの2週間を感染症対策として学級を2つに分け、給食はなしで午前と午後に分かれた分散登校を行いました。教室内の人数を半分に減らすことで、対面による授業を行っても感染リスクが高くないようにしたところでございます。

また、分散登校中の授業では、合唱や楽器演奏や接触のある運動など感染リスクの高い学習活動や校外学習は行わず、感染リスクが低い学習活動を中心に実施することで感染防止対策を行ったところでございます。

なお、分散登校は予定どおり10日までとし、9月13日からは通常登校と戻っているところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 今後の感染予防のためにどのような対策を考えておられるのか、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） それでは、御質問の2点目についてお答えをさせていただきます。

学校内の感染予防の対策としましては、令和2年9月及び12月議会の一般質問でも御答弁させていただきましたとおり、健康調査、手洗いや消毒、3密の回避、換気の徹底を継続して行ってまいります。

また、県内小・中学生の感染事例の多くは家庭内感染によるもので、市内でも同様な事例



が報告されております。学校での感染予防のためには、家族の不要不急の行動により家庭内にウイルスが持ち込まれることを可能な限り回避することが大切であると考えております。

このため、保護者の方に学校活動等に関することを教育委員会や学校からお知らせする際には、家庭内での感染予防についての内容を加えるなどして、感染防止対策の啓発活動を繰り返し行ってまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

小・中学校における感染防止は、非常に子供たちもそうですし、先生、教育関係者、家庭内の家族の方、本当に大きなリスクを背負った形での教育が今されようとしていると思います。ぜひとも、これまでの感染対策をさらに強めた形で、例えばコーティングなんかはされたために、消毒を一定限減らすことができたりとか、そういった今までの経験を十分に生かした上でさらに感染予防に努めていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、健康文化交流センターの運用について、民生部長にお聞きいたします。

2016年に発表された（仮称）市民わくわくふれあいセンター基本構想（案）、現在の健康文化交流センターでは、子供を産み育てる環境、健康の喜びを実感できる環境、元気な高齢者を増やす環境、夢と希望を創造する環境、市民活動を育てる環境を大綱とし、子供の居場所づくり、健康を実感できる環境づくり、高齢者の生きがいづくり、生涯学習の環境づくり、市民活動の拠点づくりとし、老朽化の著しい老人福祉センター、児童センター、保健センター、勤労青少年ホーム、グリーンプラザ小倉山のレクリエーション研修等を中心に、市内全域のそれぞれの機能や付随する機能を集約するとしています。そして、既存の公共施設の集約化、複合化を進める国の財政支援制度の活用をし、国の財政支援制度に適応する計画づくりを行い、市の財政負担が極力小さくなるよう検討する、このようにしております。

こうした中で、本年4月から運用が開始された健康文化交流センターですが、市民の方から施設利用料金、駐車場の有料化など、利用しやすい施設としては多くの問題があるのではないか、このような声が上がっております。料金の引き下げとか、何かそういったことを要望すれば、美濃市は受益者負担の原則を表明していますが、国の財政支援制度の利用についての足かせからも、こういった方向が出されているのか疑問を持ちます。

そこで、質問いたします。利用料金に関して、減免ではなく補助金を交付することになった理由と、補助制度の進捗状況はどのようなものでしょうか。

本年3月に開かれた勤労青少年ホームの定期利用団体との打合せ会で、健康福祉課長は、利用料について障がい者団体と定期利用団体については半額、駐車料金については団体への補助金の方向で検討している、このように話されておりますが、減免ではなく補助金交付はどのような検討がなされたのでしょうか。また、補助制度の進捗はどのようなものか、民生部長に質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 皆さん、こんにちは。

健康文化交流センターの運用についての1点目の御質問、利用料金に関して減免ではなく補助金を交付することになった理由と、補助制度の進捗状況はどのようかについてお答えさせていただきます。

健康文化交流センター、愛称名「みのエネプラザ」は、指定管理者制度による管理運営を行っており、維持管理経費の総額として約5,350万円を見込んでおります。

このうち、健診業務などの行政サービスを提供する保健センターについては全額公費で賄うこととし、多目的ホールや会議室などについては、利用料金として施設を利用する方にも維持管理経費の一部を御負担いただき、残りについては公費で賄うこととしています。維持管理経費に対する利用料金収入は350万円を見込んでおり、その負担割合は1割を若干下回る程度であり、残りの大半を占める約3,750万円は公費による負担分となっております。

このため、利用料金の減免は、維持管理経費に対する公費負担の割合をさらに拡大させるものであり、原則災害時など特別な場合に限り行うこととし、その代わりに、利用する方へはその目的や活動内容等に応じて補助金を交付することとしました。

なお、市が主催する事業などでは、駐車料金を含む必要経費を市が予算措置し、利用料金として指定管理者に支払うことで参加される方の御負担がないように対応しているところがあります。

また、補助制度の進捗状況に関しましては、既存の補助制度を活用し、既に交付している運営補助金等に上乗せ交付をしたり、新たな補助金として交付するなど、利用団体や施設の利用状況等を考慮しながら、なるべく簡易で分かりやすい仕組みとなるよう制度設計をしているところであり、年内中には皆様にお示しできればと考えているところでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 本年の4月から運用が開始されている。しかし、いまだにその補助制度が明確にされないというのは、あまりにもおかしいのではないのでしょうかね。

また、健康文化交流センターの条例審議の際に、民生教育常任委員会の直前に、当局から減免もしくは補助を今検討している、この議会中には間に合わないため条例には賛同してほしい、このような旨の話が私にありました。そういった要請があったこともあり、条例には賛同いたしました。

また、利用団体への説明、市議会議員への説明などの不履行は、市民と議員に対する冒瀆ではないのでしょうか。今回の答弁にある時期は必ず履行していただくよう重ねて要求いたします。

次に、多目的ホールの利用料金に加算料金を課すことは適切かどうかお聞きいたします。

多目的ホール利用料について、入場料を取る場合の加算措置について、利用料金の割増し加算ができないことは条例第13条で明らかであるし、指定管理者募集要項でも明記しており

ます。なぜ加算できるのか。施行規則は設置規則を根拠に決めると明記しているのに、なぜそれに反したことができるのか、法令上の問題があるのではないかと御質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 2点目の御質問、多目的ホールの利用料金に加算料金を課することは適当かについてお答えさせていただきます。

多目的ホールの利用料金については条例で規定しており、規則では入場料を徴収する場合に限り、条例で規定する利用料金を加算することとしています。

入場料の取扱いに関しては、商業目的の団体等が収益事業として徴収する入場料等を想定していますが、加算料金を含め分かりづらいということで御指摘もありますので、より明確にするため条例改正など必要な修正を行う予定でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） すみません、ちょっと今の答弁の中身はよく分からなかったんですが、私の理解は、利用料金は、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例、改正令和2年12月21日、条例第35号の第13条に交流センターの利用条件が定められ、表の額を超えない額の範囲で市長の許可を得て定める、このように記載されております。

美濃市文化交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則、美濃市規則第11号の第7条に、利用者が入場料またはこれに類するもの（以下入場料等という）を徴収する場合は、条例別表第1に掲げる利用料金表に次の額を加算するとし、利用料金の5割、10割を加算する、このようにしております。

この条例35条で加算をしてはいけない、このように言っているのに、規則の11号では5割、10割の加算をする、その明確な答弁が今私はちょっと理解できなかつたんですが、条例で規定されているのに、規則はその範疇を超えた料金の徴収を可能にする、これは可能だというふうな認識なんではしょうか。すみません。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） ただいまの再質問についてお答えをさせていただきます。

私どもの運用につきましては、利用料金についてはこの条例で定めようということで、この利用料金を超えるというわけではなく、利用料金の範囲内で規則において加算をするという判断でございます。

ただ、議員さん指摘のとおり、分かりづらいという御指摘がありますので、より明確な条例改正等が必要であるというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 分かりにくいというよりも、むしろ利用料金の5割、10割を取りますよと明確に書いてあるもんですから、それはちょっと違うんじゃないんですかという質問な

んですけど、ちょっと申し訳ないんですが、私にはよくその説明が分からないんですけどというふうで、この段階で私がこういったことを、押し問答になってしまうと思いますから、民生部長が明確な形で、分かるような形で改正も含めて検討するというところでよろしかったんですよね。そういった答弁ですよね。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 先ほどより分かりづらいということで御指摘がありますので、誤解のないような表現にするよう条例改正等進めていくということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 了解いたしました。

次に、駐車料金の無料時間の延長はできないか、また障がい者の利用の際の無料化はできないかをお聞きいたします。

基本構想には将来のまちづくりの拠点となる施設にするとし、美濃地区内では歩いて施設にアクセスし、周辺地域の市民はデマンドタクシーなどの公共交通機関で美濃地区にアクセスする、このように行っています。美濃市内全域の方が利用するには、自家用車の利用がどうしても不可欠になります。

駐車料金の支払いは、定期的に利用される方や気楽に施設を利用しようとする方にとっては厳しいものになります。ぜひ駐車料金の無料延長、障がい者の利用の際の無料化、このようなことを要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） 3点目の御質問、駐車料金の無料化の延長はできないか、また障がい者の利用の際の無料化はできないかについてお答えいたします。

みのエネプラザの駐車場については、昨年12月議会で料金体系や利用料金などについて御審議、議決していただいたところであり、無料時間の延長など見直しについては考えておりません。

なお、駐車料金については、障がい者の方の利用を含め、行政上必要な施策等で利用する場合は、市が主催者等へ補助金を交付し、主催者等が駐車料金を負担したり、市が駐車券を購入して参加者に配布したりするなど、対応を進めてまいります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 全面的な駐車場料金の無料時間の延長とか、またそういったことはできないという回答でした。しかし、市の主催するいろんな行事とか、また障がい者の方への駐車料金の無料化だと思うんですが、無料化には積極的に行うと、このような答弁だったというふうに理解いたします。

みのエネプラザを利用される方々については、障がい者の方とかそういった方に、駐車料

金の無料化の話をごひとも徹底してお話ししていただいて、先日も保健センターのある行事に参加された方が駐車料金を支払われて帰られて、どうして保健センターに行くのにお金が要るんだという話が私のところへ来ました。それは保健センターの方が、その方が補助券をもらうということをごひとにされたのかどうか分かりませんが、なかなかそういったことが徹底されずに、駐車料金を支払われて帰られる方も時たまお見えになるというふうにごひとにしているものごひとから、ごひともそこら辺はよろしくごひとにしたいと思ひます。

次に、新型コロナワクチン接種会場として市が借り上げた際の会場使用料や駐車料金はどれほどでしたでしょうか。また、7月以降の一般利用の状況はどのような状況になっているか、ごひとに聞きたい思ひます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） それでは4点目の御質問、ワクチン接種会場として市が借り上げた際の会場使用料や駐車料金はどれほどか、また7月以降の一般利用の状況はどのような状況についてごひとに答えてさせていただきます。

市では、4月から6月までの3か月間、みのエネプラザをワクチン接種会場として使用してきましたが、この間の利用料金は、会議室等の利用料金が140万2,000円で、駐車料金が56万2,000円で合計196万4,000円となっています。

また、7月以降の一般利用の状況は、8月までの2か月間で延べ2,055人の利用があり、多目的ホールや会議室などの貸館部分で870人、利用料金として32万5,000円の収入がありました。

駐車場の入庫台数は、7月以降8月までの2か月間で延べ5,005台あり、駐車料金として37万5,000円の収入がありました。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 次の質問に行きます。

今、児童センターがみのエネプラザに統合されました。そこには児童ルームという形で継承がされたというふうにごひとに理解してはいたんですが、児童センターの部分をみのエネプラザのほうに持ってきて、児童ルームという形は残したという形になったということをごひとに最近ごひとに確認したんですが、今、当時の児童センターにおいては職員さんとか、児童に対応する従業員の方がお見えになった。

ところが、今は児童ルームにはどなたもお見えにならなくて、父兄の方がお子さんを連れて、あそこで施設を使っているというのが実態だというふうにごひとに思ひておひとにいます。従来のような形で、児童ルームにもっと多くの人に気楽に安心して利用してもらうためには専門員を配置するのが適当だというふうにごひとに思ひておひとにいますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 小森誠君。

○民生部長（福祉事務所長）（小森 誠君） それでは5点目の御質問、児童ルームを多くの人に利用してもらうために専門員は配置しないのかについてごひとに答えてさせていただきます。

児童ルームに専門員を配置する予定はございませんが、児童センターで行ってきた遊びを通じた児童の健全育成について、児童ルームを中心とする活動プログラムを計画し、実施していく予定としております。

児童センターでは1日平均8人ほどの子供たちが訪れ、将棋やかるたなどの遊びをはじめ、工作教室や幼児親子向けの交流サロンなどの活動を行ってきましたが、みのエネプラザの児童ルームにおいても、年間を通じて子供たちが安心できる安全な居場所づくりと、親子の交流の場所づくりを進めていきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

健康文化交流センターについては、市民の方から減免措置とか駐車料金の無料化とか、そういったお願いがござっております。約2週間の間に1,400名近くの方がこの署名に賛同されたということで、市民の方のみのエネプラザに対する希望、それから要望、物すごく大きいものがあるというふうに思っております。

私の一般質問では、みのエネプラザについては、時間の関係でここまでしか質問できませんが、ぜひとも前向きな対応をお願いしたいなど、このように思います。よろしく願いいたします。

次に、新型コロナワクチンの接種状況について、民生部参事にお聞きいたします。

高齢者のワクチン接種の実績はどのようであったでしょうか、お聞きします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 皆さん、こんにちは。

服部議員の御質問の1点目、65歳以上の高齢者のワクチン接種の実績ということですが、高齢者の接種は、5月8日美濃市健康文化交流センターでの集団接種を皮切りに、途中会場変更もありましたが、1回目、2回目合わせて延べ39回実施しております。

このほかに市内の高齢者福祉施設等へも出向いておりますが、これまでに市が開催した会場での接種者は6,810人となりました。

9月15日現在ですが、市内の高齢者の対象者数は7,557人、市外で受けられました方も合わせますと1回目終了者が7,045人で接種率は93.2%、2回目終了者は6,917人で接種率は91.5%となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 引き続き、一般のワクチン接種の状況はどのようであったのかお聞かせください。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の2点目、一般の方の接種の状況についてですが、9月15日現在、12歳以上64歳未満の方の対象者は1万873人となっております。

す。市内の接種会場を利用されました方が主になりますが、1回目終了者は6,924人で接種率63.7%、2回目終了者は6,513人で接種率59.9%となっております。

8月下旬からの第5波により、ここに来てワクチン接種希望者が大変急増しております。9月初旬から市内の開業医さんと美濃病院で230人ほどの枠を設けましたが、予約開始と同時にほぼ全て埋まってしまいました。

その後ですけれども、県からの9月中のワクチン供給が1箱から2箱となりましたことを受けて、さらに集団接種と美濃病院の個別接種の枠を合計822人設けましたが、これも4日ほどで一杯になっております。

今後の接種は、ワクチンの供給次第ということになります。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ありがとうございます。

地元の市町村が一生懸命ワクチンを打とうと思っても、国からワクチンがなかなか来ない。しかも最近は高齢者だけではなくて、50代以下20代以上の方の感染が非常に多くなってきて、結局そのことが家庭内感染につながっていくと、こういった負の連鎖が続いているのがつい最近まででした。ようやく今のところ落ち着いてきたんですが、ぜひとも国に対してもワクチン、ワクチンと言うんだったら、ぜひとも十分なワクチンを市町村に供給するように要望していただきたい、このように思っております。ありがとうございます。

続きまして、国や県に頼っていてもという言い方ではないんですけど、美濃市独自の新型コロナウイルス感染症対策について質問いたします。

感染症の拡大を防止するためには、市民に対する定期的なPCR検査を市独自でやるのがいいんじゃないか、このように考えております。

新型コロナウイルス感染症を封じ込めるためには、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模な検査、十分な保障と生活支援の3本柱、この対策を強化することが求められております。

しかし、政府の施策はいずれも不十分で、感染拡大の波が繰り返されるごとに命が損なわれ、社会の疲弊が深刻になっていくのがこの間の現実でした。

岐阜県も、残念ながらコロナ感染者の入院・宿泊療養施設の受入れができず自宅療養者の急増となり、最近の感染状況は若い世代の感染と家庭内感染が顕著になっています。

美濃市では、新型コロナウイルス感染症対策の啓発で、マスクの全世帯配付、街頭・大型店舗での呼びかけ、防災無線を使った市長の訴えなどの取組が必死になって行われております。しかし、さらに踏み込んだ、市民を対象にした検査体制の充実をする独自の施策を取れないでしょうか。

集団感染が起きることで大きな影響がある高齢者、障がい者施設、保育園、病院での定期的PCR検査、また、ワクチン接種ができていない学校関係では、検査で早急に感染拡大を防ぐことが必要です。政府から検査キットを学校へ支給する、このように聞いておりますが、この検査を実施するにはハードルが高く、学校現場ではこれを有効活用することは非常に難

しいとお聞きしております。

そういった個別援助も含めた美濃市独自の予算で取り組めないかお聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の1点目ですが、感染症の拡大を防止するために市民に対して定期的なPCR検査を市独自で取り組めないかということですが、岐阜県はこれまでに高齢者の入所施設、通所・訪問系事業所、居宅介護支援事業所を対象に予防的検査を実施しておりました。

9月13日からの緊急事態措置延長を受けまして、早期発見を目的とし、これまで対象としてきた施設等のさらなる検査の徹底に加え、新たに大学生及び学習塾の先生、生徒を追加、また外国県民のクラスター多発地域の工場や学校に特化して検査を受けることの呼びかけをするなど拡充を行うとしております。

市としましては、こうした県の方針以上に独自で予防的検査を実施することは考えてはおりません。まずは基本的な感染症防止対策をしっかり行っていただくことで、感染防止対策につなげていただきたいと考えております。

なお、議員が申されました学校関係への検査キットの配布ですが、政府はその方針を表明しております。これにつきましては、その方針を基本とし実態に合わせて効果的に進めていくとしております。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） ちょっと残念ながら、美濃市独自のそういった大規模な検査はなかなか難しい、このように答弁されました。

次に、市内で実施される講座等における感染防止のために、講師の方などが市外からお見えになります。こういった方々の新型コロナウイルス陰性証明やPCR検査、講師の方が独自にやられる方もお見えになりますけれど、そういった費用を市が負担して安全な講座等をやることができる、そういった講座にできないか、このようなことで市が負担できないかというふうな質問です。

緊急事態宣言の中で、公共施設の利用者は美濃市民に限定するという方向が示されたため、他の市から講師の方々を招いて実施ができなくなる、こういった声があります。前回の緊急事態宣言でも同様なことが起こりました。そのため、市の関係者に市外からの講師、指導員への制限を撤回するよう要望し、その問題は解決しましたが、講師の方々などは自主的に陰性証明書などを自費でやられている方もお見えになるとお聞きしております。

感染防止のために、講師の方などの新型コロナウイルス陰性証明やPCR検査を依頼し、その費用を市が負担できないかお聞きいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部参事 辻幸子君。

○民生部参事兼保健センター所長（辻 幸子君） 御質問の2点目、市内で実施される講座等における感染防止のために、講師の方などの新型コロナウイルス陰性証明やPCR検査等の



費用を市が負担できないかということについてですが、公共施設の利用につきましては、市内外を問わず、広く皆さんに利用していただけることとしております。各種団体が利用されます場合は、基本的な感染防止対策として、3密を避ける、マスクの着用、手指消毒、こうしたことを行っていただき、十分な対策が講じられない場合、こうした場合は中止、延期の判断を含めて検討していただくことが最善と思っております。

まずは、利用されます全員の方に基本的な対策をしっかりと行っていただく、これが感染防止につながるとしておりますので、講師の方などに新型コロナウイルス陰性証明やPCR検査等を依頼する、またはその費用を補助するという事は考えておりません。

なお、この緊急事態宣言中につきましては、市外の方々によります利用は停止させていただいておりますので、この点につきましては御承知おきいただければと思います。

[3番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） なかなか納得できる答弁にはならないんですけど、新型コロナ感染症対策について答弁いただきましたけれど、緊急事態宣言がまだ解除されていない中で政府の対策は後手後手に回って、ワクチン効果と国民への自粛要請が前面に押し出されております。

私の感染防止などの提案などは、効果が分からないとか予算的に難しいというようなこともあると思うんですが、なかなか前向きな回答が得られませんでした。

教育現場に政府が支給する抗原検査の数が、美濃市全体で予定では10セットしか支給されない。岐阜県の各市町村の関係者からはアベノマスクよりもひどいんじゃないか、こういった落胆の声も上がっております。

美濃市において例年多くのイベントが開催されていきましたが、そのほとんどが中止となり、その予算をこの緊急事態宣言の中で、国・県の補助がつかないからできないではなく、市民の命と健康を守るためにぜひとも検討していただくことを最後に要望いたします。

続きまして、最後の質問になりますが、長良川遊水地について建設部長にお聞きいたします。

美濃市横越地区の遊水地計画は、2015年国土交通省木曾川上流河川事務所が地元自治会に行った遊水地計画の説明会から既に6年余が経過しております。その後、地元説明会等が行われ、概要と問題点などが明らかになってきましたが、新型コロナ感染症の広がり防止もあり、住民説明会の開催もこの間行われておりません。

遊水地の地元説明会で出された、命に関わる問題である左岸堤防への負荷、右岸の大谷川の排水、また環境問題などの疑問は払拭されないまま今日に至っております。

先頃、この遊水地計画地域を岐阜県の管轄から国の管轄に変更する旨が発表されました。遊水池計画が大きく動き出し、この計画の進捗状況は市民の注目するところとなっております。

そこで、建設部長に、遊水地計画の進捗状況と今後の計画はどのようになっているか国交

省にお聞きされたと思いますが、質問いたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長（伊藤 篤君） ただいまの御質問の長良川遊水地計画の進捗状況と今後の計画はどのようなについてお答えいたします。

長良川遊水地については、令和2年3月に木曾川水系河川整備計画が変更され、本市横越地区と関市池尻地区の2か所が整備箇所として位置づけられております。これを受け、長良川の関係機関の管理が県から国土交通省へと移管されたところでございます。

現在の進捗状況を国土交通省に確認しましたところ、これまでに国が管理する左岸道塚堤防の3断面で浸透破壊に対する安全性の評価を行い、安全性が基準を満足していることが確認されたという報告を受けております。

また、今後につきましては、引き続き地元住民の方の、皆様の御理解をいただきつつ事業を進める予定ということでございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 答弁ありがとうございました。

相変わらずというのか、国土交通省が地元の自治体及び関係者に明確な詳細の方向性をなかなか示してくれない、この間ずっとそうでした。

今回もいきなり、事前のお話はあったとは思いますが、岐阜県の直轄から国の直轄になったということとか、それから堤防の浸水破壊について、堤防のボーリング調査を、当初住民説明会では2か所しかやらないけど、住民説明会でそんな2か所じゃ少ないじゃないかと言って3か所にして、やっと3か所やっていただいたということですが、まだこれは浸透破壊に対する安全性が完了しただけで、先ほどの松嶋さんの質問にもあるように完全に堤防が安全であるということを証明したわけでも何でもないわけで、そのほんの一部が証明されたということだと思いませんか。

国土交通省木曾川上流河川事務所からは、引き続き地元住民の皆さんの理解をいただきつつ事業を進める予定、このような建設部長のお話でした。地元の切実な要望、疑問には本当に何ら答えないで事業への理解を求める姿勢は、国交省の諮問機関である木曾川水系流域委員会でも指摘している地元関係者への十分な説明と納得の上で進める事業、このように位置づけているのに、地元要望の中でこの数年の間で実現したのは、岐阜県が設置した左岸の監視カメラ1台と左岸の堤防の先ほどの浸透破壊に対する検査だけ、こういったものでした。

また、この6年間に河川行政の変化があり、河川そのものの改修だけでなく、その流域全体を視野に入れた氾濫、洪水対策の必要性が国交省のほうからも明記されております。

この長良川の横越地区遊水地は推定100億を超える事業規模だと、このようにお聞きしております。しかし、いまだにその概略と詳細案が出されないのは、地元の要望、疑問にはまともに応える対応をしていない、このように考えざるを得ません。

こういった市民の疑問、要望に直ちに答えるよう、美濃市から国交省へ要望をしていただ

く、このことを強く求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。本日の会議は、これにて延会したいと思います。  
これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会とし、明日17日の午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦勞さまでございました。

延会 午後3時01分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月16日

美濃市議会議長                      佐   藤   好   夫

署 名 議 員                      古   田                      豊

署 名 議 員                      太   田   照   彦



令和 3 年 9 月 17 日

令和 3 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 3 号）

## 議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 9 月 17 日 (金曜日) 午前 10 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 市政に対する一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 2 までの各事件

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

---

### 欠席議員 (なし)

---

### 説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

---

### 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	澤 村 浩	議会事務局 議事調査係長	内 藤 佳奈子
議会事務局書記	中 村 亘 輝		

## 開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いをします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため、一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇席及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行させていただきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

暑い折ですので、上着は適宜お脱ぎください。

開議 午前10時01分

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番 山口育男君、1番 松嶋哲也君の両君を指名いたします。

---

### 第2 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、市政に対する一般質問を行います。

昨日に続き、順次発言を許します。

最初に、9番 辻文男君より一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたので、これを許し、お手元に配付してありますので御承知をお願いします。

それでは、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして一般質問4項目、1. 喫緊の対応が必要とされる公共施設の将来負担を考慮した維持管理等への取組について、2. 限られた厳しい財源における住民サービスへの取組について、3. 地域産業活性化に向けての取組について、4. 地域の災害に対する意識を高め、被害を最小限にとどめる施策についてを一問一答にて行いますのでよろしく願いいたします。

質問に先立ちまして、この質問に使用する資料、先ほど議長のほうからお許しをいただい



て配付しておりますが、資料作成に当たりまして、それぞれのデータは公表されている、あるいは関係部署から提供していただいた数値を使用しておりますが、分類や表現については私、辻がこの質問のため独自に作成したもので、文責は私に帰するものであるということを御承知おきいただきたいと思います。

それでは、最初の質問、1. 喫緊の対応が必要とされる公共施設の将来負担を考慮した維持管理等への取組についてに入ります。

我が市において、昨年度は数ある公共施設のうち老朽化の進んでいた施設を統合し、新しい活動拠点となる健康文化交流センター、通称みのエネプラザが完成し、コロナ禍で運営に様々な配慮を講じながら利用が開始されました。また、本年3月には平成28年度に着手し、5年の歳月を要した美濃橋修復事業が終了したのに引き続き、昨年度に設計業務が完了した新給食センター建設事業も今年度スタートしております。来年9月からの供用開始を目指しているところであります。

これで公共施設の老朽化対策はもう大丈夫かといえば、まだまだ対策を講じる必要のある施設は建物ばかりではなく、道路や橋梁、上下水道などたくさんあります。当然のことですが、こうした取組を進めるには、計画はもちろんですが資金調達（財源）、これが必要となってまいります。

そこで、まず私が思いつく近い将来早期に対応が必要になるだろうと思われる公共施設の老朽化対応やインフラ整備をどのように考えているのか、教育施設と道路について現状把握しながら財源対策を考えてみたいと思います。

そこで、最初の質問になりますが、老朽化が進んでいる教育施設の中で、市体育館や廃校となっている美濃北中学校についてどのように考えているのか、教育次長に答弁を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、辻議員から御質問いただきました喫緊の対応が必要とされる公共施設の将来負担を考慮した維持管理等への取組についての1点目についてお答えをさせていただきます。

市体育館は、従前から利用者の方々から修繕や建て替えの要望をいただき部分的な改修を行ってきましたが、建築から49年が経過しており、施設全体の老朽化が著しく、これ以上の修繕での対応は困難な状況にあります。

このため、本年8月から美濃市スポーツ推進審議会での審議、スポーツ関係者等からの意見を聴取し、屋内でスポーツ等ができる施設整備に向けた検討を始めていただいております。

また、旧美濃北中学校は、御存じのとおり美濃中学校との学校再編成により、平成24年3月末に閉校となりました。校舎は耐震基準を満たしていないことから、使用することができませんが、財政的な面からも当面の間は現状のまま管理することとしております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番(辻 文男君) 体育館は整備に向けた検討を始めたところであり、旧美濃北中学校の校舎は当面は現状のまま管理をしていくとしながらも、財政的な問題を抱えているということも答弁をいただきました。

次に、道路についてですが、横越地区の長良川には国土交通省が大規模な遊水地を計画し、着々と実施計画に向けて詳細な準備、検討を進めてみえるという聞いております。これは、昨日松嶋議員や服部議員が一般質問した中での答えも含めて、そういう認識をしております。

そうなりますと、美濃病院の横を通過して岐阜美濃ゴルフ場から県道上野・関線へ続いていく都市計画道路段・西洞線や、山崎大橋から下渡橋の北詰を通過して新美濃橋に至る長良川右岸の市道は、当然遊水地工事に関連して交通量も出てきたりということで、いろんな協議の対象になるだろうというふうに考えられます。

そこで、2番目の小質問になりますが、長良川遊水地計画に連動する都市計画道路段・西洞線と山崎大橋から新美濃橋までの長良川右岸の市道改良計画など、道路インフラ整備への考えはどのようなか。建設部長に答弁を求めます。

○議長(佐藤好夫君) 建設部長 伊藤篤君。

○建設部長(伊藤 篤君) 皆様、おはようございます。

ただいまの2点目の道路関係の質問についてお答えいたします。

長良川遊水地に関する都市計画道路段・西洞線の計画については、現状におきまして事業化する予定はございません。また、新美濃橋から山崎大橋への長良川右岸市道については、十分な幅員がない箇所もありますので、できる限り2車線に改良していきたいと考えております。とりわけ、下渡橋から山崎大橋の間については、大型車の擦れ違いが困難な場所がございますので、交通安全上の観点から、遊水地計画に併せて2車線化を図ってまいります。

なお、都市計画道路を含む市全体の道路インフラ整備については、将来負担を十分考慮した道路計画を行ってまいりたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長(佐藤好夫君) 9番 辻文男君。

○9番(辻 文男君) ただいまの答弁によりますと、段・西洞線は事業化の予定がないということのようでございます。

私は、遊水地計画に相乗りすれば、遊水地内に係る橋梁の建設等に国土交通省の支援が得られるチャンスだというふうに考えていましたけれども、ちょっと残念に思いました。この都市計画道路の事業化に関しては、また改めて別の機会に検討したいというふうに思っております。

こうした公共施設を建て替えたり、修繕したり、あるいは取り壊し撤去する等の維持管理事業は、美濃市の予算規模からすれば、かなり大きな割合を占める予算を必要とする事業となります。財政規模が大きく潤沢な財源を持っている自治体でも、いざ取り組むとなれば、事業規模を算出し、その事業を賄うための財源を調達するわけですが、大きな借入れをすれば子供や孫の代まで返済が続き、将来に大きな負担を残すということになります。

お手元に配付しました配付資料1のグラフを御覧いただきたいと思います。

これは、貯金に当たる積立金残高と、借金と言われているところの地方債残高、あるいは個別の財政調整基金、あるいは主な特別目的基金の推移等を表したものであります。

平成23年度から令和2年度までの10年間のデータですけれども、一番上に、横にはほぼ平行的に並んでいる赤い折れ線グラフは借金に当たる地方債の残高で、そのすぐ下に延びています積み上げ式の棒グラフは、下の薄い緑色のほうは臨時財政対策債の現在高で、これは交付税措置が約束されているという借金で、実質的な市の借金ではないというふうには言われておりますけれども、借入れの利息等は市が負担をしているものであります。

その上の薄紫色の部分は臨時財政対策債を除いた地方債で、赤い数字で示されているのは純粋な市の借金に当たる地方債に当たりまして、これは元利償還が求められている部分でありまして、ここが将来負担として考えるところの借金になるというふうに思います。

下の横に並んでいる棒グラフは貯金に当たる基金で、緑色が使い道が限定されていない財政調整基金、途中から、24年度から3億円が始まっていますけれども、これは市民わくわくふれあい施設の整備基金ということで、現在の健康文化交流センター建設のために積み立てられました目的基金の推移を表しています。

平成27年度から始まっている紫色のあまりまだ伸びてきてはおりませんが、これは公共施設整備改修等の基金で、これも特別目的基金になります。

これに減債基金とその他の特定目的基金を加えた額が貯金の総額の積立金現在高で、ちょっと上から2番目になりますけど、オレンジで右肩上がりに来て、令和2年度には少しダウンしているというグラフになります。この表から分かるように、健康文化交流センター建設事業は、整備基金として積み立てられていたことで貯金高は減少したものの、いざというとき必要な財政調整基金等にはあまり影響が出ていないということがお分かりになると思います。

しかし、令和2年度の薄紫の棒グラフ、一番右の上の部分になりますけれども、ここは少し増加しておりますので、わくわくふれあい施設の整備基金を取り崩してもなお不足分が出たことで、市債として借金をしなければならなかったということが読み取れると思います。

ここで市債を起債せずに財政調整基金で賄うこともできたはずですが、ほかにいろんな意図があるということで、今回は借入れを選択されたんだなあということが推察できると思います。こうした検討によって、現状の財政をどう切り盛りするか、将来への負担をいかに軽減していくのか、こういったことで財源調達の方針が決まってくると思います。

このように、維持管理計画には、実施に当たって財源調達を裏づけた計画が必要であるということは明確だと思います。

そこで3番目の質問になりますけれども、教育次長も建設部長も答弁の中では財政的な問題点があり、あるいは将来負担を十分考慮してというようなことに触れられながら、教育施設や道路整備など、今後の考えを答弁いただいたところであります。このことを踏まえて、3番目として、将来負担を考慮し、財政状況を反映した公共施設の維持管理等の実施計画を

早急に作成すべきと考えるがいかがかという点で総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、辻議員の3点目の御質問、公共施設の維持管理等の実施計画の作成についてお答えをいたします。

平成28年度に公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、最適な状態で保有・運営・維持するための全体的な骨子となる美濃市公共施設等総合管理計画を策定しております。

このほかにも、橋梁長寿命化修繕計画、公営住宅等長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、水道事業経営戦略、公共下水道事業経営戦略、農業集落排水事業経営戦略、学校施設長寿命化計画などを作成し、これらに基づき計画的に事業を推進しているところでございます。

公共施設等総合管理計画では、今後40年間に建物系施設及びインフラ系施設の改修・更新・修繕などに係る費用は約1,000億円を超える投資が必要と推計されておりますが、現状の財政力では全ての施設を更新することはできないことから、施設の廃止や統合、規模の縮小などを行う必要があると考えております。

なお、将来負担を考慮し、財政状況を反映した計画を作成すべきとの御意見ですが、公共施設の更新や長寿命化などの施設整備については、これまでと同様、公共施設整備改修等基金などへの計画的な積立てや交付税措置のある有利な市債を活用し、今後の経済状況や本市の財政状況、国・県等の施策などを見据えながら、適切な維持管理に努めていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 適切な維持管理に努めるという答弁でございました。

私の質問は、財源措置を反映した計画を作成への取組ということについてただしたものですので、多額の費用を要する施設整備には、現在ある公共施設整備改修等基金に積極的に積み立て、起債に有利な補助金を活用できる機会を生かした取組とするというような答弁が当たり前の答弁かなあと感じていましたけれども、そうしたことはなく、具体性に欠けたちょっと大ざっぱな答弁ということで、ちょっと残念に思っております。

関連あるかないかと言えばちょっとまた問題があるかも分かりませんが、市長は体育館の老朽化対策として、目的を変えた施設をするなら補助率が大きくなって、そういったことを意識して今後検討するというようなことを一部の市民に説明されております。こうした方向性について、やっぱり答弁にいただけなかったということはちょっと残念で、有利な起債を採用しながらやっていくんだというあたりにこうした具体的な例があるなら、そういうものを答弁に付け加えていただけるとよかったかなあというふうに思っておりますが、取り組んでいただけるということですし、やはり基金として割り当てられる財源を常に持っているということは、いろんな有利な市債を採用するにおいても決してマイナスにはならない、むしろ

るプラスになることですので、これについてはやっぱり総合計画のスパンである10年ぐらいの中には、どこでそれを維持管理のための整備をしていくんだというふうなところはやっぱり位置づけるべきだというふうに思っておりますので、また今後の取組に期待をしていきたいというふうに思っております。

それでは、2番目の質問に移ります。

限られた厳しい財源における住民サービスへの取組についてということで質問をさせていただきます。

お手元に配付しました資料の2と3を御覧ください。

この資料2は、平成23年度から令和2年度までの決算資料から一般会計の歳入決算額と歳出決算額、歳入に当たる部分で市税、国庫負担金と国庫補助金を合算した国庫支出金、同じく県負担金と県補助金を合算した県支出金がそれぞれ前年度に対してどのように増減したのかという、そういった推移を歳入歳出決算額を折れ線グラフで、市税、国庫支出金、県支出金を棒グラフで表したものでございます。

御覧いただければ一目瞭然になるわけですが、歳入決算額の推移というのは、おおむね国や県の支出金の増減に大きく依存しているということが分かると思います。特に顕著なのは、昨年度コロナで国から多くの補助をいただいたということが如実にここに表れてきていると思います。当初から予算規模が30億円近く増えていることでも分かってくるのかなあと思っております。

支出金というのは使い道が決まって交付される財源ですので、市民サービスへの影響はありますけれども、市が独自にサービスを検討し、実施を計画する事業の財源にはほとんどならないというふうに考えられます。このほかには、公共施設に係る事業が実施される年度には当然大きく増加することは説明するまでもないと思いますが、この事業による財源の増も直接住民のサービスにはつながらないと思います。

資料3は、こういう予算の中で義務的経費の推移を内訳である人件費、扶助費、公債費とともに示したものであります。ほぼ横ばいの状態なんですけど、平成30年度以降は少しずつ増加の傾向を示していると思います。

昨年度から、自治体活動に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症も次々と変異種が出現して、ここしばらくは終息の気配を感じることはありません。人流の抑制が叫ばれる中では経済効果も薄くなり、当然のごとく税収の減少につながってくることは確実だと思います。コンパクトな予算から出発しても、令和2年ほどではないにしても、コロナ関連の補正配分によって予算規模が大きく膨れ上がることも想定されますが、先ほど申し上げましたように、直接市民サービスの向上につながるというふうにはならないと考えております。

また、資料3から読み取れるように、義務的経費は年々増加の傾向にあり、市が独自に提供できるサービスの財源は圧迫されつつあるというふうに推察されます。こういった資料3の中でも、緑色の棒グラフは公債費ということで借金の返済に当たる部分なんですけど、これもやはり将来負担を考えて多く返していこうとすると義務的経費がどんどん増えていきます

ので、余計に住民サービスに使えるような財源に圧迫度が増してくると思いますので、ここら辺りは6億6,000万程度のところでずうっと推移しているかなあというふうに思っております。

そういう厳しい財政状況の中でも市民サービスが求められ、少しでも満足感を得られる、そういう施策の提供に取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで、市民が求める事業や地域インフラの整備に満足感が得られる施策とするための取組はどのようなかについて総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、辻議員の2つ目の御質問、限られた厳しい財源における住民サービスへの取組についての御質問をお答えいたします。

これまで取り組んでまいりました美濃橋の修復、健康文化交流センターの建設、美濃小学校大規模改修、美濃病院健康管理センターの建設といった事業については、市民の皆様や利用者のニーズに対応するため、国・県の補助金や市債、基金を活用して事業を実施してまいりました。市民の生活に欠かせない施設については、確実に更新・長寿命化を実施していくことで、間接的にはありますが市民生活の満足感につながるものと考えております。

また、各自治会から毎年いただく自治会要望は、市民の皆様が必要と感じられる地域インフラ整備に関する事業ですので、御要望に応えることにより、市民生活の満足感につながるものと考えられますが、限られた財源の中で御要望の事業全てを実施することは困難であります。

こうしたことから、現在、道普請や地域の絆づくり事業などを活用していただき、住民自らによる地域づくりを行っていただいております。その例として、長瀬地区の助右衛門サのもみじライトアップ事業や大矢田地区の反洞川の蛍を守る活動、洲原地区のひまわりプロジェクト事業など、すばらしい事業に取り組んでおられます。

道普請事業など地域活動の事業費については、執行率50%ほどと、まだまだ余裕がございます。住民の皆様自らが補助金等を活用し、こうした事業に取り組んでいただくことで、満足感や達成感が得られるものと考えますので、引き続きこうした事業の活用を推進していきたいと考えております。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 答弁でもちょっと答えていただきましたけれども、令和2年度の決算書の2款 総務費、1項 総務管理費、14目 地域づくり支援事業費は、予算額750万円に対して支出済額411万5,000円、不用額385万5,000円ということで、執行率は約55%となっております。

答弁でも、一部の地域ではすばらしい事業として地域住民の満足度アップに寄与していることは承知しているところでありますけれども、予算の半分ほどしか使われていないという現実もあるわけであります。

自治会を含めた地域から要望が出てきても、全ては実施困難との答弁でしたけれども、どんな形であれ要望が可能になるなら、道普請や地域づくり支援事業の活用を指導することも大きな支援になると考えますが、どうでしょうか。

制度のあることを知らしめ、活用方法を指導すれば、市民、住民自らが進んで関与し、成果につながる事業を自助という形で実施し、指導方法や材料支給による公助ということにもつながり、共助によって地域の活性化とともにいろんな満足度も増えてくると、こんな構図ができるのではないかというふうに思っております。

今年度は、前回も一般質問でやりましたけれども、自治会要望の受付や実施の手順も変更になったこともあって、積極的な成果が生まれるように今後の指導に期待をして、この質問を終わりたいというふうに思います。

次に、3番目の質問でございますが、これは地域活性化に向けての取組についてであります。

ここ数年にわたって市内を訪れる観光客は、風情があり静かなたたずまいの魅力とともに古民家を活用したホテルや外資系ホテルも開業し、少しずつ滞在型へシフトしているように感じられます。昨日の代表質問の答弁の中でも市長がお話をされていたとおりであります。

美濃を訪れる観光客は、日本の手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産に登録された直後の平成28年にはV字回復の兆しを見せたものの、その直後にはすぐ減少が始まって、さらにコロナ禍による人流抑制施策が追い打ちとなって、加速度的に減少を続けています。お手元の配付資料4を御覧いただければ、そういった状況がよく分かるのではないかなあというふうに思います。

この中で、下のほうの3つのグラフは、それぞれ個別の施設とかエリアについての推移なんですけれども、和紙の里会館来場者や目の字を中心とした小倉公園も含めた町並みの観光客、これは意外と減少していないことが分かります。美濃にわか茶屋もそれほど大きな減少数を示しているわけではありません。やはり、美濃まつりとあかりアート、産業祭、こういったイベントへの観光入り込みが大きく減少していることが、この観光客の大幅な減少につながっているということが原因しているようであります。

ユネスコ無形文化遺産登録を前面に出して美濃市、美濃和紙を広くアピールしても、結果としてなかなか観光集客にはつながっていないという現実がこうして見えてきているというのは大変残念なことです。この質問の冒頭にも申しましたけれども、美濃市の観光産業が滞在型への対応が必要になっていると思われる、こういった現在では、まちの中の商いと観光を結びつけるということが今まで以上に不可欠になってくるのではないかなあというふうに思っております。

市のホームページで、各課の業務案内のところでは美濃和紙推進課のところには、観光交流と美濃和紙振興及び紙業振興が主な業務と紹介されています。同じく、産業振興部の産業課のところでは、商工業振興と農林業振興を主な業務と紹介されています。

観光には、商業がセットとなっているのが自然な流れだと思うのは私だけではないと思い

ます。観光客の方がお見えになれば、いろんところで消費につながるようなお土産であったり食事であったり宿泊であったりということになりますので、当然商業がセットになるというのは普通の流れだなあというふうに思うわけでございます。

商業と製造業が主体の工業では、施策の内容や事業支援の方法も全く異なりますので、商業と観光をセットにするように切り離れたほうが、より対策、方向を見るにはフットワークがよくなるのではないかなあというふうに考えます。観光と商業、工業と農林業、それぞれの分野を支援するには、こういった業務分掌を見直す必要があるのではないかなあというふうに思っております。

そこで、3番目の質問の1ですけれども、現在の美濃和紙推進課の業務分掌に商業振興を加え、観光と商業がセットになる支援体制を構築すべきと考えるがいかがかについて、産業振興部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの辻議員の美濃和紙推進課の業務分掌に商業振興を加えて支援体制をとという御質問についてお答えをさせていただきます。

美濃和紙推進課については、平成26年11月27日に日本の手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産登録を受けまして、市役所に和紙に関する歴史、伝統、産業、観光等の問合せが非常に多くなりました。当時、市で美濃和紙に関する部署が総合政策課の美濃和紙推進室、観光課の観光産業係、美濃和紙の里会館の紙業振興係、教育委員会人づくり文化課の文化財・町並み景観保全室と複数にまたがっておりまして、対応効率を改善するため、美濃和紙に関する業務を1つの課にまとめ、観光にも活用することとし、美濃市、美濃和紙を全国にアピールするため、平成27年4月に知名度のある美濃和紙をそのまま課名に採用し、市として発信しているものでございます。

現行の美濃和紙推進課においては美濃和紙の里会館も管理運営し、さらに観光関連産業、例えばお土産物店でありますとか飲食店、宿泊施設などといった、こうした観光関連産業の振興について担当をしております。

特に観光の取組については、現在、滞在型観光に向けて力を入れているところでございますけれども、その中で、例えば体験型コンテンツを考えようとした場合に、農産物の収穫体験、また工場見学といったようなものであれば、おのおの農業や工業の分野、また体験先によっては林業、水産業、その他の文教施設と、様々な分野等を調整する必要があったりします。

こうした体験型コンテンツを例にしましたけれども、担当するほかの事柄につきましても、必要に応じて産業課の農林業振興や商工業振興、教育委員会の文化振興など、その都度関連する担当部署と連携することにより、現行の組織体系での支援体制を取っていくことは十分可能であると思っておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

〔9番議員挙手〕



○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 地域産業の活性化は事業主の取組が主体であって、行政の役割は支援することではないかなあというふうに思っております。ものづくりの産業と観光客など人との交流が起点となる商業は、やはり本質的には異なるものではないかなあというふうに思っております。

コロナ禍が終息に向けて動き出せば、まず人の流れが活発になって、旅行や観光への動きから始まると言われています。経済効果につながる施策を進めていくには、美濃市のすばらしい資源を観光につなげ、観光と飲食や物販、宿泊などの商業的な分野をマッチアップすることで最善の策につながるのではないかと考えております。

また、製造業の皆さんからは、もっと支援をというようなお話も多く耳にしております。少人数では支援に限りがありますが、業務を明確にすみ分けすることによって、支援策に厚みを増すことにつながるのではないかとということも思っております。

美濃和紙推進課の課名と共に、観光という部分が表に出ることによって、こういった業務への理解も取組もより明確になってくるんじゃないかなあと思いますので、一回検討していただいていいんじゃないかなあというふうに要望しておきたいと思います。

蛇足になりますけど、美濃和紙ということにこだわりがあるということであるなら、美濃和紙推進課というよりも美濃和紙振興課のほうが何となく窓口として意味が通じるようにも思っておりますので、申し添えてこの質問を終わりたいと思います。来年の4月の機構改革あたりにはちょっと期待をして見守っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

地域の災害に対する意識を高め、被害を最小限にとどめる施策についてであります。

昨日もほかの議員さんが質問されておりますので、重複する部分があるかも分かりませんが、本年3月に作成されました美濃市洪水・土砂災害ハザードマップが各戸に配付され、避難に関する説明会を開催するという案内をいただきながら、その後、コロナウイルス感染症まん延防止措置の発令や緊急事態宣言によって、説明会に参加する機会を逸してしまった市民は大変多くの方がお見えになるのではないかなあというふうに思っております。

私もその一人ですけれども、最初に配付されたマップを見て、ちょっとびっくりしました。今までのマップからは考えられないような洪水範囲が示されていました。上牧地区のほぼ全域が浸水すると想定しているようなものでございました。びっくりして説明を求めましたら、この洪水マップは想定し得る最大規模の降雨による浸水を想定した浸水の深さを表したもので、今で言えば千年に一回あるかないかという程度の、そういったとんでもない洪水を想定しているということでした。

それを聞いて、これは避難じゃなくて脱出やなあというふうに家内と笑いながらこのマップを見直したのを思い出しております。避難所の場所も変わっているともお聞きしておりますので、しっかり理解していないと、いざ事が起きたらパニック状態になってしまう方もあ

るんだらうなあということも併せて思いました。

そこで最初の質問ですけれども、この更新されたハザードマップは、趣旨とか表現をしっかりと住民の皆さんに理解をしていただいて、その理解を深めていただくための取組が必要であると考えますが、この件につきまして総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） それでは、辻議員の4点目の御質問、ハザードマップについてにお答えをいたします。

更新したハザードマップの周知方法としましては、広報「みの」4月号と併せてマップを全戸配付し、また市のホームページにて地区ごとのハザードマップを掲載しております。

しかし、ハザードマップを配付するのみでは市民の皆様の防災意識の高揚やハザードマップに対する理解が不十分と考え、ハザードマップ説明会出前講座と称し、説明会を実施しているところでございます。土曜、日曜、夜間を問わず、自治会や各組などからの要請があった期日に職員が出向き、ハザードマップの見方や内容、避難情報や避難先などについて説明を行っております。

令和3年度におけるこれまでの実施状況については、10自治会で計14回開催し、193名の方に御参加をいただいております。なお、現在新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発令されていることから、10自治会については開催を見合わせる連絡をいただいております。ですが、大変重要な説明会と考えておりますので、室内の換気を十分行い、1会場で複数回実施するなど密を減らした上で早急に開催することはできないか自治会と現在調整しているところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） 今、説明会を出前講座という形で一生懸命やっただいていてということで、ハザードマップをつくる作業を経て、これを皆さんにしっかりと理解してもらうための浸透という付加価値をつけることによって大きな仕事につながってくるという、まさにこういうことが仕事なんだらうなあということを思っております。ぜひ早めにかような説明会がどんどん進んでいくようなことが実現できるように、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。

次に、昨今は想定外の災害という事案が全国各地で頻繁に起こっています。本市では、今年から今までと違ってメイン会場に集合し、セレモニーや実演などのショー的要素が多かった防災訓練が、本部機能、協力組織機能、防災グッズ紹介販売、地域訓練といった形に分類されて実施をされました。

コロナ禍もあって、地域訓練は各自治会によって開催の仕方にはばらつきがあったというふうに伺っています。美濃市は、市街地を除けばほとんどの地域が山に隣接をし、近くに谷川が流れ、避難所への経路にも様々な危険と隣り合わせになるような、そういった場所ばかりで、全く同じ要素を持っているところはないように思っております。高齢の方、障がいの

ある方、独居の方など、周りの助けを必要とする方も身近に数多くお見えになります。

災害に見舞われ、九死に一生を得た方々のほとんどが、市の避難指示や防災無線の呼びかけで行動を起こした方ではなく、隣近所の方からの声かけと一緒に避難して助かったんだと、こういうふうにおっしゃっている方が全国各地にお見えになります。これが、災害発生時に命が助かる一番の方法だとも言われています。

東北大震災のときに犠牲者を一人も出さなかった小学校では、避難訓練を頻繁に行い、避難行動そのものがもう身についていたことで速やかな避難につながり、犠牲者が出なかった、犠牲者ゼロになったんだという話はまだまだ記憶に新しいところであります。

声かけができる範囲という部分になりますと、本当に身近なところになるわけですが、そういった範囲では地形や危険要素というものが十分分かっているわけですから、これを皆さんで検証しながら避難訓練を小まめに実行する、こういうことでただいま申し上げたような、御近所が誘い合って避難行動に直結するんだと、こういうことにつながって人命の安全に直結するんだということになれば、こういった避難訓練を小まめにするということが最優先の施策ではないのかなあというふうに考えております。

そこで2番目の質問になりますが、災害の及ぶ範囲を想定して、地区ごとに避難訓練を実施すべきと考えるのがいかがか、引き続き総務部長に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、2点目の御質問、地区ごとの避難訓練の実施についてお答えをいたします。

議員の言われるとおり、各自主防災組織においては、自分たちの住んでいる地域の状況を把握し、年1回と言わず様々な場面を捉え、土砂災害、河川の氾濫、あるいは地震といった想定で避難訓練などを実施していただきたいと考えております。

土砂災害、河川の氾濫といった災害は、事前の気象情報等により一定の把握ができることから市からも避難情報などを発令することができますが、地震の場合はそれができません。そうしたことも踏まえ、各地区で自主的に訓練を実施していただきたいと考えております。

今後、市といたしましても、引き続きハザードマップ説明会などにより土砂災害や河川の氾濫といった危険箇所について周知を行うとともに、地域の状況に応じた避難訓練の実施を呼びかけてまいります。

〔9番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻文男君） そうですね、近所の皆さんが災害の種類や程度、危険箇所等を話し合っただけで情報を共有するところから始まって、定期的に避難訓練が実施できるようになれば、そういった支援、指導体制の確立を願うところです。

2番目に質問したのと絡めて考えるなら、危険箇所を確認する段階で、路肩の崩れであったり道端の雑草の繁茂が足元の危険につながることを、こういったことを皆さんで見つけたら、道普請で草刈りやあるいは路肩の補修などを自分たちの手でやりながら、危険箇所の確

認とともにやっぱりそういった安全意識を増やしていく、こういったことでやはり制度をうまく利用していただければ、逆に地域をよくできたという満足感とやっぱりその施策に関する感謝、こういったものがますます増えてくるんじゃないかなあというふうに思っております。

こういったことをどんどんこれから進めていっていただくということが、やはり少ない予算の中で、限られた財源の中で、市民の安全・安心を守るということに大きな寄与できる、そういった満足度の高い施策につながるのではないかなあということも併せて考えられるんじゃないかなあというふうに思っております。

市民の命を守るためには不可欠なる避難訓練をきめ細やかに実践をして、避難行動の重要性を認識することが被害を最小限にとどめるということを再度お伝えしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

---

再開 午前11時05分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 古田秀文君より、一般質問に先立ち資料の配付依頼がありましたのでこれを許し、お手元に配付してありますので御承知をお願いします。

それでは、7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 皆さん、こんにちは。

議長から発言のお許しをいただきましたので、私は2つ、民間活力による地域活性化についてと安心・安全なまちづくりについて、一問一答にて質問をしたいと思います。

まず1つ目であります。民間活力による地域活性化について、4点に分けて伺います。

まず最初の3点は、総務部長にお伺いをいたしますのでよろしく願いいたします。

地方創生とは、東京一極集中の是正とともに地方部の人口流出に歯止めをかけて、日本全体の経済活動の底上げを図ることを目的とした政策のことです。特に重要なのが、地方の人口流出を止めることです。日本全体で少子高齢化や人口減少が危ぶまれています。地方部のそれは都市部よりもはるかに速いスピードで進んでいます。ちなみに、美濃市もついに2万人を切りました。人口が減少すると、経済が回らなくなってしまうため税収も減少し、自治体の存続が困難となっていきます。その状態が続くと最終的に限界集落というものが生まれ、ますます立ち直れない状況となってしまうことがあります。

それを食い止めるために、地方創生総合戦略の一つとして、地域おこし協力隊が2009年に総務省の事業としてスタートいたしました。この地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援、また農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら地域の課題解決に寄与して、任期を終えた後もその地域に定住・定着することが目標とされる取組であ

ります。この隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年以上3年未満であります。令和2年度で約5,500名の隊員が、今全国で活動をしております。国は、この隊員数を令和6年度に8,000人に増やすという目標を上げています。この目標に向けて、地域おこし協力隊の強化を行うというふうにしております。

そこで、今回ようやくといたしますか、対象地域外であった美濃市が対象地域となって、地域おこし協力隊受入れ事業がいよいよスタートすることになり、私は大変期待するところを持っております。

そこで、質問の1つ目、今回の募集に当たり、応募方法と求める人材の内容、また業務概要並びに全国からの応募結果はどのようであったのかを伺います。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、古田議員の1つ目の御質問、民間活力による地域活性化についての1点目、地域おこし協力隊の募集内容についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊とは、平成20年に総務省が発表した地域力創造プランに基づき平成21年度に設けられた制度であり、その概要は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動した者を地域おこし協力隊として委嘱し、最大3年間地域協力活動に従事していただきながら、その地域への定住を図る制度でございます。

制度創設当初は、受入先が過疎、山村、離島、半島等の条件不利地域の場合、国からの財政措置があり、本市は財政措置の対象外でありました。そこで、市から国に働きかけを行った結果、東京、大阪、名古屋の3大都市圏内であって人口減少率の高い市町村も令和元年度から財政措置の対象とされ、本市も制度の活用が可能となりました。

市では、地域おこし協力隊について、募集人員を2名程度とし、5月10日から市のホームページ及びJOIN、これは一般財団法人移住・交流推進機構でございますが、そのホームページを通じて募集をいたしました。募集に際し、市が求める活動内容として、地域事業者と連携した新たな返礼品の開発等といったふるさと納税の推進に取り組む活動のほか、自身のスキルや経験などを生かした提案による地域活性化のための活動を要件といたしました。応募者について、市長とも面談をしていただいた結果、小椋唯さんと大谷一夫さんの2名を採用することといたしました。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

この事業は、本当に素晴らしい結果に結びついていくためには、現在募集してきたその2名の隊員の方の思いとか意気込み、また委嘱する美濃市の考え方が一致することが大変重要となってくると思います。JOINや総務省、県などから公式に得られる地域おこし協力隊の情報を調べますと、成功例というか、いわゆるまちおこしを楽しくやっていますよとか、言わば美談ばかりが紹介されているのが現実であります。

ところが、地域おこし協力隊という形で検索をしていきますと、こんなはずじゃなかった

など、今度はネガティブな情報があふれています。極端な例だと思いますが、協力隊になりたい理由が、起業や地方創生など本来の目的を見失って、盲目的に自分に合った求人を探し求めている人もいると聞きます。なぜ地域おこし協力隊になりたいのか、協力隊になってからどんなことを成し遂げたいのか、ここが大変重要となってきます。

そこで、質問の2つ目ではありますが、応募の動機、なぜ美濃市を選んだのか、また美濃市で取り組みたい活動や地域おこしへの考え方はどのようなかを伺います。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、2点目の御質問、応募者の動機や取り組みたい活動内容等についてお答えをいたします。

まず協力隊1人目の小椋さんにつきましては、祖父母が長瀬地区に在住していることから、幼い頃から板取川に親しんでおられました。大学卒業後は、県外で外国人技能実習生向けの日本語教師等に従事しておられましたが、板取川への訪問者による迷惑行為に地域住民が悩んでいることを知り、地域課題を解決し、川の美しさを守りたいとの思いから、地域おこし協力隊に応募していただきました。小椋さんが取り組みたい活動は、川への来訪者への注意喚起や川の清掃活動といった川の環境保全に関する活動のほか、ゲストハウス兼カフェを開業し、地域の憩いの場をはじめ、日本語教師の経験を生かした外国人と地域の方とをつなげる場を創出する活動でございます。

協力隊2人目の大谷さんにつきましては、夫人が美濃市の出身であることから美濃市を何度か訪問する中で、美濃市の自然、伝統文化、人のつながりに魅了されたということでございます。中でも、市内の地域活性化に取り組む方々と交流を重ねる中で、前職の商社や経営コンサルティング業で培った経験を生かし、美濃市の地域活性化に貢献したいとの思いを強くし、地域協力隊に応募していただきました。大谷さんが取り組みたい活動は、市内の空き家を活用した飲食店の誘致、市内のシェアオフィスへの企業誘致のほか、将来は美濃市のブランド商品の開発や販売を行う地域商社の設立も検討するなど、地域の企業と市外の企業と行政とを連携させ、地域の活性化に結びつける活動でございます。

このように、今回採用した2名とも、美濃市を選んでいただいた動機や美濃市で取り組みたい活動が明確であるとともに、美濃市が抱える課題を把握し、その解決への意欲があることから、今後の活動に大いに期待できるところでございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

本当に、内容を聞いていて物すごく期待をする思いがあります。特に、小椋さんあたりは長瀬で住まれる、本当に今年の夏もそうでしたが、長瀬橋の下の辺りのいろいろちょっと迷惑行為等があった、その川の清掃活動や環境保全に関する活動を行っていくということで、本当にあの辺がいいふうになるといいなあということを思っておりますし、大谷さんに関しては、本当に前職、商社とか経営コンサルティングをやってみえたということで、こういう

ことをぜひ地域の事業者にも広く広めて、大谷さんの持つ本当に高いポテンシャルを最大限に活用できるような仕組みもつくっていただきたいなということをちょっと要望として述べさせていただきます。

この地域おこし協力隊では、最長3年間の準備期間を経て起業にチャレンジでき、さらに任期終了後、この美濃市内で起業することによって、県からの補助金を活用できます。地域で活動した数年間を無駄にせずに次に生かしていただくために、美濃市としてのサポート体制というのは大変重要になってくると思います。

1つ例を出せば、例えば飛騨市ですが、地域おこし協力隊を対象とした起業支援補助金を創設して、飛騨市のまちづくりに貢献し、3年間の任期を終える隊員に対し、定住と起業を支援し、市民としてのさらなる活躍を後押しするという仕組みをつくっています。

そこで、質問の3つ目であります。

隊員の任期は、まずどのように考えているのか、また、各隊員の活動や、その活動の見える化、そして地域おこし協力隊員と住民との円滑な関係づくり並びに終了後の起業などに対し、市としてのサポート体制の考え方はどのようなか伺います。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、3点目の御質問、隊員の任期、そして活動の広報や起業に向けてのサポート体制の考え方についてお答えいたします。

地域おこし協力隊の任期は、制度上最長3年までと定められており、市としては地域活動に3年間従事していただくことを期待しておりますが、隊員が起業等により独立した活動を行うことも考えられるため、実情に応じた任期を考えております。

隊員活動の広報については、今月発行の「広報みの」において、地域おこし協力隊に関する特集記事を掲載し、各隊員の抱負や市民へ向けたコメントを紹介しております。今後も活動の進捗を踏まえ、各隊員の活動の様子や実績を市民へ紹介していきたいと考えております。

各隊員に対しては、着任前から活動の進め方に関する相談にきめ細かく対応するとともに、着任後は各隊員を連れて地域の方々へ紹介するなど、各隊員の活動が円滑にできるようサポートをしております。

各隊員の活動終了後は、小椋さんはカフェ兼ゲストハウスと外国人技能実習生を支援するNPO法人の運営、大谷さんは地域商社の運営を予定しているということでございます。協力隊の思いが実現するよう、議員をはじめ、広く市民の方々から応援していただけることを期待しております。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

地域を一生懸命活性化させていくのは、本当にそこに住む住民や事業者の活性化が全ての始まりとなると考えます。住民や事業者が活性化して元気なまちをつくるためには、その地域の歴史や伝統文化を踏まえた地域アイデンティティーが重要となるとともに、行政などに

よる各種の支援も必要となります。

美濃市は、今回の地域おこし協力隊のほかに観光づくりの推進を目的として、総務省の地域活性化起業人制度を利用し、民間企業の株式会社エイチ・アイ・エスから人材を受け入れて、現在産業振興部に美濃市地域連携マネージャーとして着任をさせました。派遣された高橋さんは、観光コンテンツの開発や提案、コロナ後のインバウンド事業などに対応すると伺っています。美濃市の観光事業をダイナミックに推進し、展開されることに大変期待をしておるところであります。

そこで、質問の4つ目であります。

元気で活力ある地域の構築に向けて、今回民間企業から初めて受け入れた美濃市地域連携マネージャーについて、どのように活躍していただくのか、これは産業振興部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 4つ目の御質問、美濃市地域連携マネージャーにどう活躍していただくのかについてお答えをいたします。

美濃市では、おかげさまで美濃市の手漉和紙技術がユネスコ無形文化遺産登録になって以降、観光客が少しずつ増えてまいりました。また、町なかにも空き家を使って新たにホテルや飲食店などを開業していただくなど、多くの皆様方に美濃のまちの魅力を感じていただけるようになってきたところでございます。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響で致し方ありませんけれども、今後の課題として、コロナ禍が収まった暁には、より一層既存の商店の方々や、こうした新しいお店の方々がお互いに連携して、美濃市を訪れる方に対応していただくことが重要でありまして、お住まいの皆様も含めて、町なか全体でおもてなしする雰囲気醸成ができれば、お客さんの満足度もますます上がって観光客の増加につながっていくと思っております。

今回、地域連携マネージャーとして招きました高橋正樹さんには、観光業界の最前線で多くの旅行客のニーズに触れられた経験を生かして、美濃市の観光コンテンツの検証や開発提案をしていただきながら事業者の皆さんの連携につきましてもお手伝いいただき、最終的には観光を通じて交流人口の増加につながるような活躍をしていただきたいと思いますと考えております。

いずれにしましても、着任してまだ1か月余り、一月半でございますので、現在は県や近隣市の観光部署でありますとか観光協会を訪ねていただいたり、市内の宿泊施設や飲食店などを営む事業者さんを回ったりしてもらいながら、意見交換などをしながら活動を始めていただいております。

課題解決は一朝一夕にはできませんので、じっくりと腰を落ち着けて慎重に対応していただけるようお願いしておりますので、議員の皆様をはじめ、関係者の皆様には御支援と御協力をいただければ幸いに存じます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。



○7番（古田秀文君） ありがとうございます。

私も大変期待しているところであります。

最後に、地域おこし協力隊に対して1つ要望を述べさせていただきます。

協力隊と自治体側のマッチングには、本当にビジョンの共有が欠かせないと思います。地域をどうしていきたいのか、自治体側と協力隊側がしっかりと議論をして、お互い対等に意見を言い合える場づくりをぜひつくってあげてください。隊員も主体的に動くことで初めて楽しく活動ができると思います。やる気を持ち続けてもらうためにも、お互いが歩み寄る姿勢をぜひ持ちながら活動をバックアップしていただけたらと思います。

また、先ほどの質問の最後に言いましたが、任期終了後のサポート体制です。起業や定住の支援、補助金をぜひ今から検討していただきたいと思います。頑張ってまちづくりに貢献し、定住や起業を支援することで、市民としてさらなる活躍を後押しできるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問に移りたいと思います。

安心・安全なまちづくりについてであります。

安心・安全なまちとは、犯罪が起りにくく、犯罪被害への不安感が軽減される環境、状況をつくり出すことで、それは子供から大人まで安全に安心して暮らしていけるまちであります。そのためには、地域の中の様々な主体が連携する必要があります。まちづくりの主役である地域住民やPTA、学校、それを支援する市や警察が連携することで効果的な防犯まちづくりが実現していきます。

私は、平成30年第4回定例会において、公共施設をはじめ、通学路などでの防犯カメラでのセキュリティー対策について質問をいたしました。答弁では、通学路灯や防犯灯を設置しているので、冬の暗くなる下校時間帯でも安心して通学ができる。防犯カメラについては、小倉公園に1基設置しているということでありました。また、防犯カメラを設置することによって地域の犯罪抑止力の向上を図ってはどうかという問いには、近年、子供を対象とした犯罪は発生していないので、当面見守りなどを中心に防犯活動を行っていくという答弁でありました。

そこで、質問の1点目であります。

昨年1年間に、この美濃市で起きた刑法犯の発生事例はどのぐらいあったのか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、古田議員の2つ目の質問、安心・安全なまちづくりについての1つ目、昨年1年間の刑法犯の発生事例についてお答えをいたします。

関警察署生活安全課に確認をいたしましたところ、昨年1年間に美濃市内で発生した刑法犯の総数は60件で、うち最も多かったのが窃盗犯の36件、次いで器物破損が13件、暴行の粗暴犯が4件、詐欺の知能犯が2件、住居侵入が2件などとなっております。一番多かった窃盗犯の内訳は、万引きが9件、車上狙いが7件、居空きなど侵入盗が4件でございました。

なお、過去10年間をしてみると、市内で刑法犯の発生が最も多かったのが平成24年の179件で、以後減少傾向にあり、昨年は最も少ない60件でございました。

[7番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 了解しました。

今、答弁にありました、昨年1年間で60件の刑法犯が発生しています。ところが、私調べました。今年は、7月時点で既にもう42件発生しております。窃盗犯に関していえば、昨年1年間で先ほど36件というお話がございました。これも今年7月、もう既に30件です。この数字からも明らかに犯罪発生率が上がっており、治安が悪化しているということが想像できるのではないかなと思います。ちなみに、今年に入り、子供と女性の安全に関する事案を岐阜県内で調べました。女子児童や女子生徒に対する声かけ、のぞき事案、不審者の出没だけで、7月までの間で県内で310件の事案がもう既に発生しておりまして、前年同期で72件の増加となっています。

この子供を巻き込んだ事件で思い出されるのが、2001年6月、皆さんも御記憶にあると思いますが、大阪教育大学附属池田小学校で起こった児童殺傷事件であります。実は、この池田小の事件後も学校侵入自体は食い止められずにいます。2003年には、京都府宇治市の小学校で男が1年の児童2人を負傷させました。2014年には金沢市の小学校で運動会の最中に刃物を持った男が侵入、2019年にはお茶の水女子大附属中学校で秋篠宮御夫妻の長男悠仁様の机に刃物が置かれる事件も起きました。

大阪教育大附属池田小の児童殺傷事件後、全国の学校で危機管理マニュアルの作成が義務づけられました。でも、侵入事件は各地で度々発生しておりまして、専門家は、学校現場の危機意識を高めることが重要だと指摘しております。

そこで、質問の2点目であります。

学校に防犯監視システムの一つとして防犯カメラを設置して危機管理に対応することはできないか、教育委員会の見解を伺います。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長 井上博司君。

○教育次長兼教育総務課長（井上博司君） 御質問の2点目についてお答えをします。

学校の防犯システムの現状ですが、夜間や休日における校内への侵入者を防止するため、特定の教室などに警報装置を設置し、警備会社が巡回警備を行っております。また、授業中の対策としては、全学校が不審者対応マニュアルを作成し、教職員が校内を巡回しております。なお、直近の10年間において、授業中に不審者が学校敷地内に侵入した事案は全校で確認しておりません。

このような状況から、防犯監視システムとしての防犯カメラの導入は現時点では考えておりませんが、防犯カメラは、犯罪の未然防止や事件・事故の早期解決につながるなど効果があることは承知しております。しかし、不審者等を監視するために防犯カメラを設置する場合、職員室等のモニターで監視し、不審者を発見した場合は迅速な対応ができるようにして

おくことが重要ですが、教職員が職員室に常時待機してモニターをチェックできないことや、そのために警備員を常時配置することも困難な状況でございます。また、児童・生徒も撮影されることから、個人情報を守るための運用方法や保護者の理解が必要です。

防犯カメラを活用していくためには、適正で効果的な運用をしていく体制を学校とともに協議しながら整えていかなければなりません。防犯対策は防犯カメラの導入だけではなく、保護者及び地域住民など地域が一体となって、児童・生徒を見守る体制を見直し、常に改善を図っていくことが大切だと考えております。

このため、今後は社会情勢の変化を考慮しつつ、防犯カメラの導入については注視してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 防犯カメラがつけられない理由を多々述べていただきました。後ほど意見と要望を述べさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

この防犯カメラは、3つの目的から設置、利用がされています。1つ、監視していることを示して心理的に犯罪を抑制する。2つ、犯罪や異常の発生を早期に発見し、報知する。3つ、記録を取ることで犯罪発生時の参考とする。このように、防犯カメラはそれを設置することによって犯罪の抑止効果を高めて、事件・事故の早期解決を図ることができるわけです。

先日、美濃市で唯一自治会独自で防犯カメラを設置した曾代の自治会長に話を伺ってきました。曾代地区では、以前から空き巣や盗難などの犯罪が発生しており、曾代の住民の安全・安心を守るため防犯カメラの設置を提案した。防犯カメラ設置の利用目的は、防犯目的並びに犯罪発生時の参考とするためと限定し、見るのは警察、捜査関係者のみとするなどの決め事をした。設置場所については、住民の賛同が一番であり、いわゆるプライベートの問題がありますので、7組あるそれぞれの組の住民がそれぞれの組で話し合い、合意する場所を決めて、そしてカメラの方向も一緒に考えて決定をしたそうです。結果、今年6月24日をもって7組全ての希望場所に設置をすることができたということでありました。

お手元の資料をちょっと御覧ください。

7か所のうちの4か所を撮影してきました。これらの防犯カメラ、今後のメンテナンスを含む費用は自治会で持つということです。1台につき一月約240円ほどの電気代がかかるそうです。自治会住民の安全・安心を考えたすばらしい取組ですが、防犯カメラの設置には大きな費用がかかったそうであります。必要な費用というのは、機材の費用と設置工事に係る費用ですね。曾代では、少しでもこの費用がかからないようにということで、住民の方々が協力して設置する場所にポールを立てたりして、自らで努力をされました。

そこで、質問の3つ目ですが、この曾代地区で今後毎月発生してくる防犯カメラの電気代であります。今後、他地区への防犯カメラの設置ですね、他地区への広がりも考えて、今現在あります防犯灯同様に電気代の補助ができないですか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、3点目の御質問、自治会などにおける防犯カメラの維持管理費の補助についてお答えをいたします。

現在のところ維持管理費の補助については考えておりませんが、防犯カメラの設置により、電気料金など維持管理費が必要になることは十分認識しております。今後は、市内全域での設置状況を勘案しながら検討させていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 一般的に、1台の設置平均費用は15万円前後であると言われております。防犯カメラの設置費用は決して高いものではないことがこれで分かります。こんなときに公的な助成があれば、防犯カメラ設置への大きな手助けとなるのではないかと思います。

実は、今年岐阜県警は、公園や路上など公共空間を撮影する防犯カメラの設置に対する費用の補助制度を初めて創設しました。5月6日から申請の受付を開始しております。自治会や商店街組合、様々なそういう方を対象として、本年度は県内全域で約80台の設置を目指しています。

生活安全総務課によりますと、昨年末時点で、県内では3万台を超える防犯カメラの設置が確認されていますが、大半が事業者、個人によるもので、撮影されているのは敷地内がほとんど。公共空間を写すために自治体などが設置した防犯カメラは1,100台であります。県警は、子供への声かけや女性を狙ったわいせつ事案など犯罪を抑止するために、機械の目は武器になるとして、公共空間を監視する防犯カメラの設置台数を増やしていく方針を固めています。補助制度はその一環で、防犯カメラと撮影していることを知らせる看板プレートの購入、設置費用の2分の1以内を補助で、上限は50万円であります。本年度の予算額に700万を使いまして、これを進めているわけです。

県内で既に、実は多分14市町だと思んですが、独自に防犯カメラ設置への補助制度をしております。それとの併用も可能だというふうにして言っております。例えば、この補助制度を利用した瑞穂市稲里の自治会の話が載っておりました。この地元の自治会では4台を設置したそうです。補助を申請した自治会長は、5年前に付近で掲示板が壊される被害があり、さらにこの周辺は小・中学校の通学路もあるので、治安が心配で設置しました。費用の半額を補助してもらいたいですと話していらっやいました。警察によると、既にもう100件を超える申請が寄せられていて、現在は一旦受付を中止しているそうですが、それだけ必要であるということが、これを見て言えるのではないのでしょうか。

そこで、質問の4つ目であります。

美濃市として、自治会や商店街組合などを対象とした防犯カメラの設置補助制度の創設ができないでしょうか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀨瀨敬久君。

○総務部長（瀨瀨敬久君） それでは、4点目の御質問、防犯カメラの設置補助制度の創設に

ついてお答えをいたします。

市内における防犯活動については、少年補導センターによる毎週1回の青色防犯パトロールや毎月1回の市内全域での声かけ運動、各地域ではPTAやシニアクラブなど、子ども見守り隊による地域ぐるみの防犯活動のほか、郵便局やコープ岐阜との応援協定に基づき、配達員の方には業務中、バイクやトラックによりパトロールを実施していただいております。また、警察においても市内一円のパトロールを行っていただいているところでございます。市といたしましては、こうした活動を継続していきたいと考えております。

御質問の防犯カメラの設置補助制度創設につきましては、現在のところ考えておりませんが、多くの自治会からの要望があった場合には、制度創設について検討してまいりたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 子供から高齢者まで、市民一人一人が本当に安全で安心で暮らしていることのできるという、この安全・安心の確保ということは、暮らしや社会経済の原点でありまして、誰もが暮らしやすい社会を創造するというユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを進める上で不可欠であります。

そのためには、防災、交通安全、生活衛生や食の安全・安心の確保などとともに、犯罪の起きにくいまちづくりを進めなければなりません。

そこで、最後の5つ目の質問であります。

今後、市内の公共施設や道路など、必要と思われる場所に防犯カメラを設置して、市民の安全・安心を守る考えはどのようなか、総務部長にお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 瀬瀬敬久君。

○総務部長（瀬瀬敬久君） それでは、5点目の御質問、公共施設や道路等への防犯カメラの設置についての御質問にお答えをいたします。

市内の公共施設や道路などにおいて、市民の安全・安心を守るための取組は当然必要であるとと考えております。

これまでの防犯の取組については、先ほど申し上げました少年補導センターによる青色防犯パトロールなどのほか、通学路灯の設置や自治会による防犯灯の設置とその電気料金の補助などを行っております。

御質問の公共施設へのカメラの設置については、美濃病院、みのエネプラザなど5施設に計54基の防犯カメラや施設管理モニターを設置しております。また、道路につきましては、本年4月に関警察署から犯罪の抑止や交通事故防止を目的に、防犯カメラの設置について協力依頼がありましたので、協議が調い次第、カメラを設置することとしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 古田秀文君。

○7番（古田秀文君） 御答弁ありがとうございます。

最後に、要望を述べて終わりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず教育委員会に対し、意見と要望を行います。

答弁では、防犯カメラが犯罪の未然防止や事件・事故の早期解決につながるなどの効果は認めるとしていただきました。ですが、現在は警備会社による夜間の巡回警備や、学校では不審者対応マニュアルを作成しているので導入は考えていないということでありました。

しかし、子供たちを巻き込む犯罪を未然に防ぐ手段の一つとして、この防犯カメラが設置してあるということは、大きな抑止力につながることは間違いありません。ここ10年、不審者が学校敷地に侵入した事案はないということですが、事案が発生して、万が一にも子供が巻き込まれてからでは遅いんじゃないですか。

また、設置に対する課題も幾つか上げられました。でも、これも一つ一つ考えれば解決の道はできると私は思っております。現に学校に設置しているところは幾つもありますよ。例えば関市、全小・中学校に設置してあります。お隣の郡上市、昨年をもって全校に配置をされました。

もちろん予算もかかります。少し調べてみました。参考になればと思います。例えば、こんな交付金がありますよ。文部科学省、国庫補助対象事業の中で、学校施設環境改善交付金というのがありまして、その中に大規模改造（質的整備）で防犯対策という項目があります。内容を紹介します。下限額1,000万円で、防犯対策の観点から必要となる防犯対策設備整備工事ができ、防犯監視システム、いわゆる防犯カメラや通報設備の設置に要する経費や関連工事がこれで行えるんです。

答弁では、今後社会情勢の変化を考慮しつつ、防犯カメラの導入については注視していくということでしたが、ぜひこのような補助金も活用して、またこの補助金、もう少し調べますと、実は門に鍵をかけたりとか、あと学校の周りのフェンスを強化したりということにも活用できるような感覚で私は読ませていただきました。今、学校の中で、本当に門扉できちっと鍵ができる場所は僕はないんじゃないかなと思います。そういう意味も含めまして、注視していただくだけでなく、ぜひ前向きに検討していただきたい、そして設置に向けて努力をいただきたいと思います。とにかく子供を守ることでですから、教育長、よろしく願いをいたします。

次に、総務部長の答弁に対して意見と要望を行います。

まず最後にお聞きしました道路について、警察との協議が調い次第カメラを設置するという答弁をいただきまして喜んでおります。ありがとうございます。

ただ、地域での防犯カメラ設置に関する提案の一つ、電気代などの維持管理費補助ですが、答弁では市内全域の設置状況を勘案しながらとおっしゃいました。そう言わずに、せっかく自治会が自ら地域の安全のためにとして活動しておることですから、せめて1台数百円ほどの電気代です。防犯灯同様に補助してあげていただけないでしょうか、いま一度御検討ください。また、カメラ設置補助提案に関しても、青パトや見守り隊の活動があるからいいとか多くの自治会が要望してきたら考えるというのではなくて、自治会が要望しやすいように先

に補助制度をつくるのが大切なのではないかなと思います。

ここでもちょっと近隣市の状況を報告します。例えば山口市、自治会などが行うカメラ設置に対して補助対象経費の2分の1補助。お隣の関市、またお隣の郡上市も同じです。経費の2分の1、美濃加茂市、経費の3分の2、それぞれ上限20万円でございます。このような制度をつかって、地域に協力を求めて、犯罪を未然に防ぐ努力をしているわけでありまして。いわゆるこれが抑止力であります。我々のふだんの生活からいえば、1つの例を言えば、例えばドライブレコーダーというのがありますよね。あおり運転事故で広く認識されて、事故の証明はもちろんのこと、車にカメラ設置の表示をして周りに知らせることによって事故を未然に防ぐ効果があります。本当にこれ抑止力です。私も前にいる近い車が、こういうのが後ろに貼ってありますと、あ、いかんいかんというふうにして自分を抑止する力に確かになります。

防犯カメラもそれと同様の目的であります。市長が次に行われます第6次総の基本理念にございますね、市民とともにつくるまち、まさにその具現化の一つにこれがなってくるんじゃないかなと私は思います。住民自ら、地域の安全は地域で守るという意識を高めるためにも、ぜひ防犯カメラ設置について前向きに検討していただけますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時51分

---

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆様、こんにちは。

私は、発問通告に従い、一問一答形式で一般質問を行います。

質問は、吉川土地区画整理事業についてです。

まず1つ目の質問です。

吉川土地区画整理事業は、旧美濃病院跡地を利用し、健康文化交流センター建設に伴う駐車場面積の不足を補うために、地元地権者に土地区画整理事業組合の立ち上げを依頼してスタートさせました。同時に、防災や交通安全の視点から、吉川と区画整理区域内とを結ぶ連絡道路建設が約束されました。ただ、このことは確約書類として文書には残されませんでした。そのために、後の取組に影響を及ぼすことになりました。

土地区画整理事業は再開発の一種で、一番の目的は、住みよいまちづくりのためのインフラ整備を目的とした事業とされています。つまり、土地の境界がいびつである場合、これは分かりやすく区画、つまり土地の境界を引き直し、地主たちに所有権を再配備し、まちをより新しく、より住みやすくすることが目的となっています。

所有者は平均33.3%の土地を提供し、市が土地開発基金でそれを買上げ、組合はそれを

資本にして区画整理事業を進める。市は事業費のうち10%を補助する。区画整理事業によって土地の活用が促されることになり、移住・定住の促進やまちのにぎわいを呼び戻すことにもなります。

今も収束を見ないコロナ禍によって、働き方にも大きな変化が出てきました。職業によっては、場所を特定しなくても自然に囲まれた広い田舎や離島などで、ITを活用した仕事に従事する若者世代の移住志向も、全国的に多く見られるようになりました。年度ごとに変化する社会情勢や、コロナ禍で激変する経済状況を併せて考えると、美濃市のにぎわいを取り戻すためにも、一刻も早い事業の完了が望まれます。

そこで、本事業のこれまでの取組と完了に向けての市長の見解はどのようなかお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さんこんにちは。

ただいま永田議員から、吉川土地区画整理事業についての本事業のこれまでの取組と、完了に向けて市長の見解はという御質問をいただきました。

本事業のこれまでの取組につきましては、皆様方のほうが御承知かと思えますけれども、私が約8年前に就任したときには、既に土地区画整理組合が設立され、事業計画がまとまっておりました。そんな中で、私も総会にも出席させていただきまして挨拶をさせていただきました。そのときには、先ほど永田議員が申されましたように、旧美濃病院跡地の有効活用ということと、あの地域全体の土地の整形ということが目的としてなされたことは十分知っております。計画どおり進められてきたと思っています。

市としましては、仮換地が完了した時点で保留地を購入し、健康文化交流センターの敷地として建てまして、本年3月に既に完成をしております。地域全体の土地の有効活用という面では図られたのではないかなあとと思っています。関係者の皆様の御協力に、あるいは御尽力に感謝を申し上げたいと思います。

先ほどまだ工事の完了という話がありましたけれども、実は、現地工事はもう既に完了していますので、市としては一刻も早い本換地というものをやるために、事業を進めていただくということを担っておるということでございまして、組合の活動の最終的なことだと思っています。もう既に工事は終わっております。こんな中でございまして、早急に清算・購入に向けて、本換地ができるような事務を進めていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 市民の健康増進、福祉の向上、文化の普及の拠点として、幼児から高齢者まで利用可能な健康文化交流センターは、2021年3月23日に竣工式が行われて以来、多様な機能を持つ施設として市民に知られるようになりました。5つの老朽化した施設の集約化のために、様々な側面から総合的に検討が重ねられ、今日の完成につながっています。こ



れまでの市長をはじめ、多くの皆さんの尽力によるものと思います。

市長挨拶にあったように、より多くの市民の生きがいや文化力の向上を目指す場所として活用されることを願っています。

また、さらに進む少子高齢化の市内情勢の変化に合わせ、引き続き使いやすい環境整備をお願いいたします。

次に、2つ目の質問です。

市議会では、平成28年3月の連絡道、市道210号線の認定以来、既に5年が経過しています。建設に向けての全ての関係者との調整が終わった段階で、建設に向けて予算化の対応をするという6月議会の答弁でした。一口に調整と言っても、簡単に進むものではなく、区画事業の難しさはここにあると言っても過言ではないようです。

もともと、個人所有の土地を供出してもらい、それを活用することで道が整備され、公共施設である健康文化交流センターや観光広場などを中心に人が集まりやすくなるまちづくりを進めるわけです。

地主にとっては面積が減る代わりに、提供後は土地の境界が整備され、土地の景観も新しくなり、地価の上昇も見込めることが期待されます。これが、土地区画整理事業のメリットだと言われています。

とは言え、土地の所有者の提供される分については、その持分である場所とか形状など一律ではなく、個別の条件の違いで調整には様々な事情が出てくるのは当然予想されることです。

参考までに、大矢田地内で進められた美濃西部土地区画整理事業の地権者だった方からも、当時を振り返ってお話を伺ってみました。土地を十分に管理できず、この先放置したままで所有していくよりは、土地利用を前向きに捉え、形を変えることによって利用される将来性に託す視点を持つことも大切だと言われました。個々によっては、割に合わない課題の人もあったけれど、話し合いを重ねることで方向性を探り、今に至っています。

この土地区画整理事業では、公園整備もなされて、県道の4車線化も進行中です。このような経緯を経て、大矢田、藍見地区をまたぐもみじが丘の世帯数は大きく伸びました。

土地整理区画区域内へつなぐ市道210号線建設に向け調整を進めてこられました。それについて、6月議会以来の進展はあったのか、また実情から何か視点を変えた調整が進められているのかなど、連絡道路の調整の遅延の実態や建設の道筋の見通しはどのように立てられているのか、島田参事に答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 皆さん、こんにちは。

2点目の連絡道路の調整の遅延の実態や、建設の見通しはどのように立てられているのかについてお答えいたします。

今年の6月議会にお答えしましたが、市道210号線につきましては、吉川町現道であります市道美濃158号線と、区画整理区域とを結ぶ連絡道であります。当初から一体的に実施す

ることが望ましいと考え、調整を進めてまいりましたが、この連絡道路事業は、美濃市吉川土地区画整理事業とは別の事業であります。その連絡道路の調整につきましては、今年の6月議会以来も関係者とお話をさせていただきましたが、現在も関係者の了解は得られておりません。引き続き、関係者の皆様の御理解と御協力を得られるよう努力してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 答弁中、引き続き議会と協力が得られるように調整が進められていると、こういう内容でありました。現在もまだ関係者の了解は得られていない。さらに、今後とも関係者の理解と協力を得るために、努力していく市としての姿勢は了解しました。

ただ、これまでと同じ方法で進められる限りでは、見通しが立たず、出口が見つからないこととなります。例えば建設着工、建設完了の時期を明示、しっかりお知らせして、理解や協力を得る方法を一考されてはどうかと思うのであります。

町内の、特に女性の中には、いつできるのかと期待と不安で待っておられる方々の声も届いています。また、市道認定が済み、道路計画が具体化されていく中で、関係者の中には経済的事情から一刻も早い建設着工を願っておられる方もいらっしゃいます。交通安全や防災の観点からも、安心・安全な生活につながる連絡道路の着工に向けた調整を推し進めてこぎ着けられることを要望いたします。

3つ目の質問です。

土地区画整理事業において、赤道、青道はどのように対応されているかについてです。

昔の美濃病院を思い起こすと、当時の周辺部の道は分かりにくく、特に病院裏側には耕作地もあり、田園風景が見てとれました。土地の起伏もあり、歩いて通る小道や水路も多くあったことが推察されます。見た目では捉えにくい、昔からの人の通り道や水の流れ道は、人が集まり、住み続けていれば必ずどんな地域にも残っています。赤道、青道と呼ばれる道のことだと教えられてきました。

道路や河川などは見て判別できますが、実際は地下に埋もれた水路や、通ることが少なくなってきた赤道は、誰が所有し、そして管理し、その公図などはあるのか。中山間地の多い美濃市には、相当存在していることは想像できます。土地区画整理事業では、この赤道、青道はどのように対応されているのかお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 3点目の土地区画整理事業において、赤道、青道はどのように対応されているのかについてお答えいたします。

本来、赤道や青道は、国及び県が管理する公共施設でありましたが、平成16年にそのほとんどが市へ管理移管されています。管理者である市としましては、個人であれ、開発等の民間事業主であれ、赤道や青道の機能は確保するものであります。

美濃市吉川土地区画整理事業におきましても、従来赤道機能や青道機能は土地区画整理区域内の道路や水路の配置により担保されておりまして、機能は確保されているものと考え

ております。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 吉川土地区画区域内では、緩やかながら土地に傾斜があります。特に、地下に埋もれてしまっている青道は、全国で発災している水害による土石流の視点から安全性が問われます。今回の答弁によって、これまでの対応について知ることができました。

美濃市では、ホームページで道路、水路を自費工事について対象となるもの、手続の流れ、注意事項等について、分かりやすく案内されていました。吉川土地区画区域内においてもこれに倣い進められてきたことが分かりました。河川区域内、急傾斜地区、砂防河川区域内での工事は県との協議が必要とあり、市だけではなく県との協議を要する場合もあることも分かりました。

4つ目の質問です。

土地区画整理事業のこれまでの工事の進捗から、赤道や青道の問題はあったのか。あれば、どのように対応されてきたのか。

土地開発事業でよく発生する赤道や青道の問題は、吉川土地区画整理事業の区域内においても起きていると聞きます。工事が進む中、これまでに発生した赤道や青道に関してどんな問題があり、それに対してどのように対応されてきたのか答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 4点目の御質問にお答えいたします。

赤道、青道につきましては、従来の機能が担保されるよう、組合が対応されましたので問題はありませんでした。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） これまでには問題はないわけではない。しかし、それは土地区画組合が対応している。質問は、組合側に尋ねる内容でここでは答えられないのだと、このように答弁を受け止めましたが、その背後には個々人が関係する諸事情もあるというふうを受け止められます。

美濃市も、組合の一員になって参加しています。担当されている皆さんは、この土地区画事業全般の仕事や事務処理の仕事等、内容が重なっているために、大変御苦労されていると推察します。特に、赤道や水路、青道の対応などは現場で裁量しなければならないことが多くあります。職員の現場での裁量権はどの範囲まで認められているのか、市内で進行中の事業との関連から市民の一人として知りたいと思っております。

5つ目の質問です。

令和3年6月議会の答弁では、平成25年の地権者集会で、土地区画整理事業と市道建設は同時に完成するように調整します。土地区画整理事業では、側溝ざらい、破損部の補修等の

雑工事を残し完了しておりますと述べられています。一方、組合は、市道建設の同時完成のみならず、地区界の一部が確定できない状態である。整地工事費が工事完了前に支払われていて、未整備地が残っている等の理由で活動の一時休止届を令和3年2月15日に正・副理事長連名で市長宛に提出され、そのまま今に至っています。

この日を境にして、全ての土地区画整理事業は動いていないということです。

両者が合意できない本質的な問題はどこにあるのか。信頼関係が損なわれていると思われる問題は何なのか。ここで、土地区画整理法の一部を参照してちょっと紹介させていただきます。

この土地区画整理法は、昭和29年法律第119号土地区画整理法の第2款、管理、総会の組織の第31条、総会の議決事項において、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。1. 定款の変更、2. 事業計画の決定、3. 事業計画または事業の基本方針の変更、4. 借入金の借入れ及びその方法、並びに借入金の利率及び償還方法、5. 経費の収支予算、6. 予算をもって定めるものを除くほか組合の負担となるべき契約、7. 賦課金の額及び賦課徴収方法、8. 換地計画、9. 仮換地の指定、10. 保留地の処分方法、11. 事業の引継ぎについての同意、12. その他の定款で総会の議決を経なければならないものと定めた事項、そしてまた総会の招集においては、理事は、毎事業年度1回通常総会を招集しなければならないとしています。そのほか細部にわたって様々な事項を定めています。

さて、そこで、令和2年10月8日に開催された「美濃市吉川土地区画整理組合」難題を相談する会、記録簿が問題の所在を知る手がかりにならないかと考え、調べてみました。この会議の参加者は、正・副理事長3名、幹事2名、事務局3名で進行しています。事業の何が終了していて、何がまだ完了していないのか。どこに問題が残されているのかを明確にして解決を図ることはできないものかと考えます。一日も早い事業の再開と、事業の完了に向けた活動へ努力していただきたく質問いたします。

この会議の議題は、整地工事費の支払いについてでした。当該年度に行われた工事の支払いです。問題は、その整地工事にあると記録簿から推察されます。令和元年度の出来高払である工事の完了は確認されないまま会計処理が終わっています。加えて、諸事情により境界測量も、それに伴うくい打ちも一部を残して完了していない。したがって、令和元年度の総会は開かれなままです。市長・副市長への当時の現状報告はされている。この相談会のやり取りをまとめてみました。

監事の見解では、会計処理の責任上、工事を完了したとみなして、市側が補助金を支払った。その会計処理は釈然としない。組合の庶務規定、会計規則、監査規定などの規定と市側の会計規則で裁くしかない。先払いで済まされた正当な理由を明確にしてほしい。市側は理事長と事務局との打合せの下に支払った。しかし、理事長は聞いていない。区画整理組合の会計上の理由があったのではないか。それなら、事務局が事前に説明をしていれば問題は発生しなかった。

令和3年6月議会の答弁から、市側と組合側は事業の完了について相互理解に至っていない

い。本質的にどこに問題が生じているのか、市側の考えについて答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） 5点目の令和3年6月議会からの答弁から、市側と組合側は事業の完了について相互理解に至っていない、本質的にどこに問題が生じているのかについてお答えいたします。

美濃市吉川土地区画整理組合は、吉川町現道である市道美濃158号線と区画整理区域内とを結ぶ連絡道路事業を土地区画整理事業の一部と捉えられているものと思われませんが、実態は市が行う事業であり、別事業であります。市としましても一体的に実施できればと考え、調整を進めてまいりましたが、現実的には一体的にできない結果となりました。

いずれにしましても、連絡道と土地区画整理事業とは別事業であることを組合側に御理解をいただければと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 根底にあるのは、連絡道路の建設が区画整理事業の一部であるという組合側の認識が相互理解に至らない理由であり、令和2年の難題を相談する会の記録簿の内容とは無関係であると、このように受け止めました。

そこで再質問なんです。令和2年10月8日の難題を相談する会の記録簿の内容、そしてさらにそれを受けた11月8日の役員会でのんまつ確認の内容と、答弁にある組合は連絡道路建設が区画整理事業の一部と考えられているということの関連性についてはどのようにお伺いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

市としましては、関連性がないものと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 今お言葉どおり受け止めました。

そして、6つ目の質問に入ります。

令和2年5月18日の美濃市会計管理者名で、組合通帳に令和元年度の補助金として132万円の振込がありました。間違っ振り込んだという理由で返還手続を求められています。それにも関わらず、組合側は今も精算に応じていません。その経緯は、さきの質問5で取り上げました理事2名、監事2名、事務局3名の出席によって進められた難題を相談する会の議題、整地工事費の支払いについての記録によって知ることができます。ただし、これは昨年の10月8日の会議であり、今日までに組合側では理事長中心に理事会や事案による相談会が幾度となく開かれています。

市側でも、内容に応じた対応がなされているようです。令和2年11月25日には役員会が開かれました。出席者は組合役員6名、市側からは3名の出席で進められました。

協議内容は、令和2年11月12日、正・副理事長から提出のあった令和元年度会計のてんまつについてでした。整地工事費では、予算額120万、支出額116万6,400円についての確認と、工事の完了していない土地の整地予定、出来形確定測量委託費では、予算額605万円、支出費563万3,100円の確認と、地区界の確定しなかった箇所の測量は、いつ、どのように行い、本くいはいつ誰が打つのか、また、面積確定はどのように行うかについてでした。

これに対して、市側は、参与と課長補佐のお二人が丁寧に答えて工事の予定も示しているのです。間違っ振り込んだからという市側の言われる間違いとは何なのか、市民目線でこれを捉えれば、強く説明責任が問われる行為であり、最も知りたいことです。何が間違っていたのか、また組合側はどんな理由で精算に応じようとししないのか。令和2年度の市の補助金の組合への概算払いについて精算がなされていない。組合側が応じない理由は何か、答弁願います。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） ただいまの御質問にお答えいたします。

美濃市の土地区画整理組合に対する補助金につきましては、組合の当該年度予算に計上された事業費の10%以内を交付しています。交付に当たりましては、年度当初に交付申請、交付決定手続を踏まえ、概算払請求に基づき交付、年度末に事業の進捗状況によりまして、精算手続をすることとしております。

美濃市吉川土地区画整理組合につきましても、組合設立以降、前述のとおり補助してまいりまして、令和2年度も組合の当初予算に基づき手続したものであります。その後、年度内に精算手続を行うこととなっています。補助金の精算がなされていない理由としましては、令和元年度の整地工事の完成払いについて、工事が完成していないという認識、令和元年度の確定測量業務委託の完成払いについて、業務が完了していないという認識や、さらには連絡道路の調整が遅れていることを理由に、組合側が事業を休止していることが補助金の精算に応じられない要因と考えられます。

なお、永田議員は、先ほど質問の中で、市が間違っ補助金を振り込んだと発言されました。どのような理由で市が間違えたと言われるのかお尋ねをしたいところですが、市としましては令和2年4月2日に交付申請を受け、4月3日に交付決定を踏まえ、4月8日の概算払い請求に基づき、5月18日に交付したものでありますので、間違っ振り込んだものではなく、事務的な遺漏はございません。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 事業の休止と、今参与はおっしゃってくださったんですが、それは願いと申しますか市長に事業休止の提出があったのは、令和3年2月15日のこととは違いますでしょうか。休止ということは、もう一つ前の年度のことでしょうか。事業休止というのはそのように2回、市長に出されたその時点のことなのか、さらに1年前の事業の途中で休止になったそのことをついていらっしゃるのか、私のほうはそれ以前の問題、つまり市長に

休止届を出された令和3年、今年ですね、2月15日の以前の問題というふうに受け止めますが、ちょっとその日時確定についてのずれがあることを再度私のほうでも間違っていると先ほど述べましたが、そのことについて振り返って調べてみます。もし間違っていたら、またおわび訂正に上がります。

令和2年10月8日と、それから11月8日の会議録に基づく確認事項が、実際に執行されたかどうかに応じられない要因と判断しておるのですが、約束をしながらも実行されない事情の裏には、今のように中止になってしまっている、その時点の問題があると思います。そしてまた、一人一人の市民に対する法的な立場にある行政の公平性とか複雑な市民間の心情の絡みなどがあるようにも思います。ここまでただしてきますと、どうも相互の信頼関係の脆弱さが浮き彫りになり、事業完了に向けての不安感は拭い切れません。

そして、最後の質問に移ります。

土地区画整理区内の土地利用について、健康文化交流センターの公園や東側道路などの設置に伴う計画変更はどのような手続を経て行われたか。吉川土地区画整理事業の計画書(3)の設計の方針、そのうちハの公共施設計画では、次のように記されています。

道路計画は、都市計画道路3・6・4段泉町線(11メートル)を幹線道路とし、既設道路を補助幹線道路として土地利用に考慮した区画道路(4メートルから5メートル)を計画する。また、観光ふれあい広場の南の現況道路を活用し、区画道路6メートルを計画し、地区東側へのアクセスの向上を図る。

公園計画は、本事業では整備はしないが、既存の地区南部の観光ふれあい広場を公園として利用する。排水計画は、道路側溝を活用して、地区外水路へ流出する。区域内の流出ゾーンについては、調整池を整備し、下流河川への影響を及ぼさない計画とする。

このように事業計画に盛り込まれているわけですが、そこで、土地区画整理区内の土地利用について、健康文化交流センターの公園や、東側道路などの設置に伴う計画変更はどのような手続を経て行われたのか答弁願います。

○議長(佐藤好夫君) 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長(島田勝美君) ただいまの7点目の土地区画整理区域内の土地利用について、健康文化交流センターの公園や、東側道路などの設置に伴う計画変更は、どのような手続を経て行われたかについてお答えいたします。

そもそも土地区画整理事業は、認可された事業計画に基づいて行われるものであります。事業計画にあります設計の概要や施工期間などに修正が生じた場合に、計画の変更手続を行うものであります。今回お尋ねの公園や東側道路は、いずれも市の所有敷地内で対応したものでありますので、そもそも事業計画に明記しているものではありませんし、変更を要するものでもありません。

[6番議員挙手]

○議長(佐藤好夫君) 6番 永田知子君。

○6番(永田知子君) さきに述べましたのは、事業計画書からの抜粋です。それを根拠にし

てお尋ねをしておるわけです。計画書を続けて(6)公共施設整備改善の方針、ハ、公共施設整備改善の方針でも公園について述べられています。つまり、私の認識が違っているのか、最初の平成25年の図を見せていただきましたところ、きちっと土地区画整理事業のくい打ちがなされた図面が残されております。今、参与がお答えいただいたその公園ですとか、それから最初から土地区画の中にはない、市のものであるからというお答えの中では、だからその計画変更というか、そういう手続は経なくてもいいと、こういう判断でお答えくださったというふうには受け止めますが、区画整理事業の範囲は、当初示されている図面が基本になっています。言ってみれば、変更に値するものではないと断定して、つまり、事業計画とは無関係であるという意味に捉えました。これでよろしいですね。

○議長（佐藤好夫君） 建設部参事 島田勝美君。

○建設部参事兼都市整備課長（島田勝美君） はい、そのとおりとなります。

〔6番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 平成25年の事業発足時から今日まで、多くの課題と向き合い、事業を展開されてきました。古い町並みと、区画整理による住みよい居住区が隣り合わせで並ぶ美濃市の一面を訪れてみたいと願う観光客が、一人でも多く増えることを市民の一人として期待しております。

しかしながら、1年延期をしながらもまだ完了されない現実を、このままでいいとは誰も願ってはおりません。美濃市に新しい空気を呼び込む、そのためには、将来に向けて明るい美濃のまちづくりを進めていきたいものです。市内では、現在もこうした事業が進められています。昭和58年に設立認可された中有知地区、続く笠神地区、美濃西部地区等々、吉川はその6つ目に当たります。最近では、大矢田・藍見地区もこれに加わりました。完了に向けての課題を、今ここで再度整理をしていただきたい。関係者の皆さん、そして、その下支えを預かる行政に係る皆さんに対し、市民は期待と希望を持って計画に沿った土地区画事業を推進していくことを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上を持ちまして、市政に対する一般質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、明日から9月29日までの12日間休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、明日から9月29日までの12日間休会することに決定いたしました。

---

### 散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月30日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付をいたします。本日は御苦勞さまでございました。



散会 午後 1 時40分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月17日

美濃市議会議長                      佐   藤   好   夫

署 名 議 員                      山   口   育   男

署 名 議 員                      松   嶋   哲   也

令和 3 年 9 月 30 日

令和 3 年第 4 回美濃市議会定例会会議録（第 4 号）

## 議 事 日 程 (第 4 号)

令和 3 年 9 月 30 日 (木曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 令和 2 年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 令和 2 年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 令和 2 年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 令和 2 年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 令和 2 年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 令和 2 年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 令和 2 年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第 10 議第 55 号 令和 3 年度美濃市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 11 議第 56 号 令和 3 年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 12 議第 57 号 令和 3 年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 13 議第 58 号 令和 3 年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 14 議第 59 号 令和 3 年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 15 議第 60 号 美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議第 61 号 美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 17 議第 62 号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議第 63 号 市道路線の認定について
- 第 19 議第 64 号 令和 2 年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 20 請第 1 号 美濃市健康文化交流センターの利用 (利用料金表の改定等) に関する請願

---

### 本日の会議に付した事件

第 1 から第 20 までの各事件

(追加日程)

市議第 5 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

市議第 6 号 こども庁の設置を求める意見書

---

### 出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君
7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君

11 番 太 田 照 彦 君  
13 番 佐 藤 好 夫 君

12 番 山 口 育 男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	小 森 誠 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	井 上 博 司 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	西 部 睦 人 君	秘 書 課 長	高 橋 保 雄 君

---

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	澤 村 浩	議 会 事 務 局 次 長	辻 美 鶴
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	内 藤 佳 奈 子		

## 開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

議場内の皆さんにお願いします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動して、間隔を広げて着席し、議場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演壇及び質問席にはアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演壇及び質問席の拭き取り消毒をいたしますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進めさせていただきます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時01分

---

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

### 第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番 須田盛也君、3番 服部光由君の両名を指名いたします。

---

### 第2 認第1号から第20 請第1号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、認第1号から日程第20、請第1号までの19案件を一括して議題といたします。

これら19案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務産業建設常任委員会委員長 松嶋哲也君。

○総務産業建設常任委員会委員長（松嶋哲也君） 皆さん、おはようございます。

今期定例会において総務産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきましては、去る9月21日午前10時からと9月22日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告申し上げます。

最初に認第1号 令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第3号 令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第4号 令和2年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第8号 令和2年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、総務産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第57号 令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第58号 令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第60号 美濃市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第61号 美濃市税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第62号 美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第63号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第64号 令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 須田盛也君。

○民生教育常任委員会委員長（須田盛也君） おはようございます。

今期定例会において民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去

る9月27日午前10時からと28日午前10時からの2日間にわたり、委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に認第1号 令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第2号 令和2年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第5号 令和2年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第6号 令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認第7号 令和2年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に議第55号 令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第56号 令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第59号 令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請第1号 美濃市健康文化交流センターの利用（利用料金表の改定等）に関する請願を議題とし、紹介議員から説明を受け、質疑・応答の後、討論があり、採択に反対・賛成の立場から5名の発言がありました。

反対の討論といたしまして、美濃市健康文化交流センターは、条例が令和2年6月と12月の市議会定例会で審議され、常任委員会、本会議いずれも全議員の賛成で可決されたところである。請願項目1点目については、市議会の中でも議論し可決されたものであり、請願項目2点目、3点目、4点目については、本定例会の一般質問の中でそれぞれの執行部から答弁がなされており、賛同することはできないことから反対するとの討論。また、請願は条例



に定めている条文の改定を具体的数値等で求められており、また当該施設の運用については、利用実績が十分でない状況である。こうした諸事情に即応することは大変難しく、段階を経ての対応が相応との考えから反対するとの討論がありました。

なお、意見として、市及び指定管理者においては、今後の利用状況等も考慮しながら、さらなるサービスの充実や向上を図るなど、よりよい施設運営に努めていただきたい。また、市議会としても、市民が利用しやすい環境となるよう時間をかけて考えていく必要があるとの意見がありました。

賛成の討論といたしましては、美濃市健康文化交流センターの運営が始まっていく中で、多くの方から使いづらいのではないかという声が出ている。また、当該施設の条例と規則については、料金設定の仕方に矛盾があり、このことはある程度当局も認め、修正する旨の答弁をしていることから、議会として賛同し、市民に伝えていくことが大事であると考え、賛成するとの討論がありました。

討論の後、採決の結果、賛成少数のため原案を不採択とすべきものに決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを順次許します。

最初に、3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 皆さん、おはようございます。

私は、請第1号、美濃市健康文化交流センターの利用に関する請願の賛成討論をただいまから行います。

健康文化交流センターの施設使用料と駐車料金の有料化は、市民の中で大きな関心を呼んでいます。これまで勤労青少年ホームなどを利用されている方が交流センターへ移行するために、施設の概要、見学など当局と折衝を重ねてきました。

そうした中で、大きな問題になってきたのが、施設使用料と駐車料金の有料化でしたが、担当部局は、事前の説明会で利用料金の減免等を検討している、また条例制定直前にも市議会議員に条例議決には間に合わないが、早急に減免等を考えている、この条例の議決には賛同してもらいたい、このような旨のお話がありました。

こういった経過の中で、条例は市議会で採択され、現在、健康文化交流センターは運用されていますが、運用開始から4か月以上経過したにもかかわらず、いまだに減免も補助も示されておられません。

この請願者2名と賛同された1,392名の方が署名をもって使用料、駐車料金の減免などを求めるのは当然のことであり、美濃市議会はその市民の声に率直に応えるべきではないでしょうか。

皆さん御存じのように、美濃市には2つの都市宣言があります。

1つは、1984年に宣言されました健康都市宣言で、私たちは市制施行30周年に当たり、人々の触れ合いを深め、地域の連帯感を高めて、健康づくりを推進し、活力に満ちた健康都市美濃市、これを築くことを決意し、ここに宣言します。

もう一つは、1995年に非核平和都市宣言で、平和憲法を持ち、非核三原則を厳守する立場から、全世界に対しあらゆる核兵器の廃絶と軍縮を推進するとしています。この宣言には、美濃市の豊かな自然、人々の触れ合いを深めることを記述しています。

美濃市健康文化交流センターは、その名が示すように、健康や文化を健やかに育てることだと思っております。文化を育むには、自由な知的交流とか様々な要素がありますが、この請願は、経済的なハードルを引き下げよう求めていく市民の切実な思いの籠もったものではないでしょうか。

請願者後藤さんは、この請願書面はお盆を挟んだ2週間ぐらいで集めました。盆休みでグループの練習も休みになったり、コロナ感染の急増で署名簿の配布や署名集め、回収が難しかったりの中での活動となりました。しかし、ダンスに取り組んでいる若い人たちやその親御さんたちが大きく署名を広げてくださったり、私たちが全く知らない方から署名をしたがどうしたらいいですかと電話があったり、本当に駐車場は無料にしてほしい、そうでないと使えない、応援しています、太鼓を置かせてもらえるようになったら練習できるようになるといいですねと署名を持ってこられる方が何人もおられました。

1名分の名前が書かれた署名が郵送で送られてきました。たった1人の署名ですが、大切に郵便切手を貼って送ってくださる、署名をされた方は自分一人ぐらい応援してもなあとはいって見えないことです。自分たち一人一人の意見が大切なんだと考えておられるわけです。そうした一人一人の思いを議員の皆さんに受け止め、しっかり考えてほしい、このように訴えておられます。

美濃市健康文化交流センターができ、指定管理者により運営されております。昨年から利用者向けに説明が行われ、駐車料金を含む料金の補助等が説明され、条例制定前には市議会議員も補助金等を検討しているということで条例は制定され、一方、コロナの問題で施設の一般の利用が制限されております。

しかし、この9月になっても、利用料金等の具体的な内容が示されず、市民からはこれでは利用できない、負担が大き過ぎるとして、その改善を求めて請願をされた経緯であります。これに対して市議会は応えることが必要ではないでしょうか。議員にとって大事なことは、市民の心を市に届けることだ、このように思います。

このことを訴えまして、賛成討論いたします。同僚議員の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程になっております請第1号、美濃市健康文化交流センターの利用に関する請願について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどの民生教育常任委員会の委員長報告でも述べられておりましたが、美濃市健康文化交流センターについては、その利用料金などを定める美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例が令和2年6月と12月の市議会定例会において審議され、常任委員会、本会議いずれも全議員の賛成で可決されたところであり、この点を踏まえまして、請願内容の4項目について意見を述べさせていただきます。

まず、1点目の多目的ホールの利用料金にフロア料金だけの料金設定を行うことについては、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例により、多目的ホールを含む施設の利用料金が定められており、フロアのみを利用する場合は施設の一部を利用する場合を想定したものであると思われまます。

請願の趣旨においては、従前まで利用していた公共施設に比べ利用料金が高いため、利用しやすい利用料金とするため、フロアだけの料金設定を行うことを要望されておりますが、利用料金については市議会の中でも議論し可決してきたものであることから、これに賛同できるものではありません。

しかしながら、施設の部分的な使用に関する利用料金は、その範囲内で指定管理者が定めることができるとなっております。多目的ホールについては、音楽公演などのイベントのほか会議などでの利用も想定され、フロア以外のステージや照明設備などを全く使用しない場合も想定されますので、まず指定管理者におかれましては、その利用状況等を見極めながら適切な料金設定をされることを期待するものであります。

次に、2点目の定期的利用の団体には利用料金の50%の減免を行うということですが、本定例会の一般質問の中で、これは民生部長から減免については施設の維持管理に対する公費負担の割合を拡大させるものであり、減免は災害時など特別な場合に限り行うこととし、それ以外は補助金を交付すると答弁があったことから、これに賛同するものでもありません。なお、減免に代わる補助制度については、年内中には公表される旨の答弁もありましたが、請願の趣旨でも述べられているよう、既に施設もオープンしていることから、速やかに制度設計をなされ、利用団体等を応援していきたいと考えます。

次に、3点目の多目的ホールの商業的利用の場合の基準を変更し、入場料3,000円未満の場合は利用料金の加算はなし、3,000円以上の場合のみ利用料金を2倍とすること、4点目の市健康文化交流センターを利用する場合には、駐車料金の減免あるいは駐車料金を3時間まで無料とすることにつきましては、これは先ほど申し上げました2点目の請願と同じく、本定例会の一般質問の中でそれぞれ答弁が行われておりますので、これにも賛同するものではありません。

以上のことから、美濃市健康文化交流センターの利用に関する請願については反対をさせ

ていただきます。

しかし、請願の趣旨において、健康文化交流センターの運営に当たっては、市民の文化的活動を応援するとともに、市民や地域の方が気軽に訪れ交流できるようにしてほしいという旨が述べられておりますが、この点につきましては理解できるものであり、市及び指定管理者におかれましては、今後の利用状況等も考慮しながらサービスのさらなる充実や向上を図るなど、よりよい施設運営に努めていただきたいと思います。

以上のことを意見として述べさせていただきます。

以上、請第1号に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、10番 古田豊君。

○10番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、無所属クラブを代表いたしまして、本議会に提出されました美濃市健康文化交流センターの利用（利用料金表の改定等）に対する請願書に対して、賛成討論を行いたいと思います。

昨年の6月議会では、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例について審議され、ここで全議員賛成の下に多目的ホールほか各会議室の料金が決定されました。また、昨年の12月議会では、美濃市健康文化交流センター駐車場の利用について審議され、利用は1台につき最初の30分間は無料、以後2時間を経過するごとに100円を加算し、上限を500円にするという決定がなされました。この議案に対しても、全議員賛成の下に決定されたものであります。

しかし、その後において、利用者の方たちから利用料金と駐車場料金が高過ぎるという声が上がリ、利用料金を改定していただきたいという請願書が提出されました。この請願書には署名簿もついておりまして、短期間のうちに約1,400名という署名数があり、これには大変重たいものがあります。この施設を利用される人たちが、利用料金が大変高いと感じられるならば、当然これを見直して改善していくべきだと思います。この美濃市健康文化交流センターを大いに利用していただいて、演劇や音楽、芸術、その他の活動も活発化してもらうことによって、人間の心の豊かさや心の栄養のようなものを保ってほしいと思います。

人々が社会の課題を認識し、行政に自発的に協力し、情報を提供してくださるようなことなしには、優れた政治運営は不可能ですので、これから行政への信頼が鍵となる時代に、利用料金が高過ぎて利用ができないというような使い勝手の悪い状況が生まれるとしたら、行政への不信と社会の亀裂が生まれるようなことになりはしないかと心配されます。

また、駐車場料金においては、民間のテナント経営やアパート経営をしている人たちは、大体車1台1か月3,000円ぐらいの駐車場料金ですので、1日に換算すると1日100円です。1日100円以上は取らないほうがよいと考えます。そして、この施設を大いに利用していただいて、一度衰えかけた美濃市を文芸復興で再び盛んにしていただきたい、以上意見を申し述べて私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） おはようございます。

私は、請第1号に関する請願につきまして、不採択の立場で反対討論をいたします。

今回提出されました美濃市健康文化交流センターの利用料金表の改定等を求める請願書につきましては、1,392名の署名を集めて提出されたことに対して大変重く受け止めているところでございます。

しかし、この請願書の趣旨には、美濃市健康文化交流センターの設置及び管理に関する条例に定めている条文の改定を具体的な数値等により求められております。また、当該施設の運用につきましても、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種会場として開始時期が3か月ずれ込み、なおかつ緊急事態宣言に伴う措置によって原則利用停止となっており、利用実績が十分でない状況にあります。

さらに、先頃、今議会におきまして、服部議員の一般質問には、今年度中には条例規則の不整合等に関する修正をしますという旨の答弁もされているところであります。また、運営管理面におきましては、指定管理者制度の適用によって既に契約された状況にあつて、請願を採択することにより契約の見直し等も必要になってくると考えられます。

こうした諸事情に即応対応するということには、しっかり協議をする時間が必要と考えますし、また議会としてもこれからの協議に積極的に参画をして、施設運営をはじめとする市民が利用しやすい環境構築に、少しでもお応えできるように取り組んでいかねばならないというふうにも考えております。こうした理由によりまして、今請願書を採択し、即応することは大変難しいところであり、現段階を経て対応が相応と考えております。

よって、当請願書につきましては不採択が妥当であるとして、反対討論をさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各常任委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各常任委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり認定す

ることに決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に議第55号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第55号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり

決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に請第1号について、委員長報告は原案を不採択であります。

したがって、原案について採決をいたします。

本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手少数であります。よって、請第1号は原案を不採択とすることに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

〔追加議案配付〕

休憩 午前10時46分

---

再開 午前10時48分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第5号及び市議第6号の2案件が提出されました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### 市議第5号及び市議第6号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 市議第5号及び市議第6号を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、市議第5号について、1番 松嶋哲也君。

○1番（松嶋哲也君） ただいま追加上程になりました市議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

意見書を朗読いたしまして提案といたします。



それでは、今配付されましたお手元の議案集、赤スタンプ8番の2ページをお開きください。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記、1. 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保されるとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、ほかの地方歳出に不合理なしわ寄せがされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源分配すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日、岐阜県美濃市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣でございます。

以上、審議をお願いしまして、御採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、市議第6号について、12番 山口育男君。

○12番（山口育男君） ただいま追加上程になりました市議第6号 こども庁の設置を求める意見書について、提案理由を御説明いたします。

文面を朗読いたしまして提案いたします。

それでは、お手元の議案集、赤スタンプ8番の5ページをお開きください。

こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子供たちの健やかな成長発達を力強く支援していくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が連携して取り組むべき課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が市民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は尽力しておりますが、国の一元的な窓口が存在しないため、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続が必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在協議されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考ええる。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記、1. 専任の大臣の下で、強い権限をもって子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり、自治体との調整を行うこと。

2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して、国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。

3. 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月30日、岐阜県美濃市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、規制改革・少子化対策を担当される内閣府特命担当大臣、国家公安委員会委員長でございます。

御審議をお願いいたしまして、ぜひ御採択をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） なお、本議案の質疑及び討論の通告は、休憩中に事務局へ御提出ください。

これより議案精読のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の2案件につきましては委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の2案件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

3番 服部光由君。

○3番（服部光由君） 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました市議第6号こども庁の設置を求める意見書議案に反対する立場から討論を行います。

子供の命や権利を守ることを政治の中心に位置づけることは極めて重要です。しかし、にわかに浮上した自民党の議論には、問題のすり替えという批判が上がっています。

子供をめぐる政策が大きく立ち後れているのは、歴代自民党政権が解決を求める国民の切実な願いに背を向けてきたからです。その姿勢に根本的な反省を示さず、組織改編を全面に押し出した議論は、子供が本当に大切にされる社会の実現につながりません。

この10年で児童相談所の虐待対応件数が4.38倍に増えたのに対し、児童福祉士は1.74倍の4,234人とどまり、受持ち件数がアメリカの2倍、1人40件を超えています。保育士、学童指導員などの低賃金、職員配置基準の低さが担い手不足となり、またケア労働を家事の延長とみなして専門性を評価せず、抜本的な改善策を取ってこなかった結果であります。

派遣労働、裁量労働制など、一連の規制緩和を進めてきた結果、労働者の実質賃金は97年比で、先進国は軒並み1割以上増加しているのに、日本のみ1割低下をしています。非正規雇用が4割に迫るところまで拡大してきたことも原因であります。

特に、社会を維持していくために不可欠なケア労働の担い手の多くが女性ですが、その56%はパートや派遣、契約社員などの非正規雇用です。しかも、女性の賃金は正社員同士で比べても男性の75.6%にすぎません。過労死を生み出し、家庭との両立を阻む日本の長時間労働は年間2,021時間と、ヨーロッパより500から700時間も多くなっており、女性の社会進出を拒んでいます。

子供の貧困でも、政府は子供の多い世帯ほど打撃が大きい生活保護改悪を強行するなど、逆行した政策を進めてきました。子供と国民に苦難を押しつけてきた政策を反省し、根本的に転換することこそが求められています。

この意見書議案は、一元的窓口がないことで要望や相談に適切な対応ができないケースが

あると述べていますが、真の課題は、以上指摘したように、子供たちと日々接する現場の脆弱な体制、マンパワーの不足、現場職員の劣悪な労働環境、子供と国民の貧困、そして財政的な制約、予算の少なさにあることは明らかであります。

菅首相の動機は、デジタル庁設置に続く縦割り行政打破の新たな目玉政策をつくるため、衆議院選のアピール材料にする狙いと報じるメディアも少なくありません。これらの問題は、縦割り行政のせいではありません。大企業のもうけを最優先にして、子供や子育て政策の拡充に必要な予算を確保してこなかった政治の姿勢こそ、厳しく問われるものではないでしょうか。そのことに無反省のまま、こども庁を持ち出しても期待は持てません。

また、菅首相は、こども庁案を語る中で、社会保障は今まで高齢者中心だった、思い切っただ変えなければと強調しております。しかし、日本の社会保障は、欧州諸国に比べ高齢化が進んでいるのに、給付費があまりに少ないことこそが問題です。こども庁議論で世代間の対立をあおり、高齢者の社会保障費削減に結びつけることは許されません。

昨年からのコロナ危機で、政治と社会のゆがみがあぶり出されました。安心して子供を産み育てることができる社会、8時間働けば当たり前前に暮らせる社会、お金の心配なく学べる社会、多様性と個人の尊厳を重んじるジェンダー平等の社会をつくっていくことこそが政治の役割であり、責任ではありませんか。

また、美濃市では健康文化交流センターの開設に伴い児童センターが廃止されましたが、このことにより、従来からの専門員が配置されない状況です。美濃市のこの現状を直視せず政府への意見書採択を提案することには強く反対いたします。

このことを訴えて、市議第6号に対する反対討論といたします。

同僚議員の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に市議第5号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、市議第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に市議第6号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、市議第6号は原案のとおり可決いたしました。

## 閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、この定例会の会議に付議された案件は全て議いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、令和3年第4回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時19分

---

## 市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

令和3年第4回美濃市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会におきましては、令和3年度一般会計補正予算、令和2年度一般会計歳入歳出決算、条例改正、人事案件などの議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認、議決をいただきました。誠にありがとうございました。

適正な事務事業の執行に努めるとともに、会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、十分検討の上、市政進展に生かしていきたいと存じます。

また、今ほどはコロナ禍における厳しい財政状況、こんなことも鑑みまして、地方税財源の充実を求める意見書の採択をいただきました。市の財政にとりましては非常に心強い意見書と承りました。さらには、少子化の中でありまして、子供を取り巻く環境というのは日々変わっております。そして、最近のマスコミ等々でもいろいろな課題が出てきます。そんな中で、こども庁の設置ということにつきましては、一元的に対応していくという面について非常に有意義であると思っております。これが採択され、国に提出なされますことにつきましては、皆様の大変ありがたいことだと本当に感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、第5波の緊急事態措置が本日で解除されます。ようやく少し普通の社会に戻れるのかなあと、こんなふうに思っておりますけれども、この間におきましては、自粛などの活動制限や飲食店における営業時間短縮など、感染防止対策に御協力いただきました市民、商店の皆様には感謝を申し上げたいと思っております。

岐阜県における感染者は、50人を下回る日が連続7日となるなど、ようやく落ち着いてまいりましたけれども、第5波の影響は秋の各種イベントの中止や延期、縮小などを余儀なくされました。美濃和紙あかりアート展は、昨年と同様分散開催とし、産業祭などの総合フェアは中止、美濃市で行う予定でありましたねりんピックのウォークラリー競技は中止になりました。経済、地域の活性化という面につきましては、大変残念な結果だというふうに思っております。

なお、本日で解除されましたけれども、市民の皆様には引き続きマスクの着用、手洗い、手指消毒、3密の回避、さらには小まめな換気ということにつきまして、引き続き御支援いただきますようお願い申し上げます。

さらに、外食等につきましては少人数で、そして、さらには感染防止対策を行っているお店、ミナモマークのついておるお店がありますが、こういったところを選ぶなど、感染予防に引き続き取り組んでまいりたいと思っています。

最後になりましたが、季節は巡り、反面、朝夕はめっきりと涼しくなってきました。反面、真夏日となるような日もあり、昼と夜との寒暖差により体調を崩されている方もお見えになるとお聞きしています。議員の皆様には健康に十分留意され、市民の福祉向上と市政進展のため、なお一層の御活躍を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここに全ての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げて閉会といたします。

本日は御苦労さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月30日

美濃市議会議長                      佐   藤   好   夫

署 名 議 員                      須   田   盛   也

署 名 議 員                      服   部   光   由

## 総務産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 3 号	令和2年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 4 号	令和2年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	令和2年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 5 5 号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 5 7 号	令和3年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 5 8 号	令和3年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 6 0 号	美濃市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 1 号	美濃市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 2 号	美濃市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決
議 第 6 3 号	市道路線の認定について	原案可決
議 第 6 4 号	令和2年度美濃市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決

令和3年9月22日

総務産業建設常任委員会委員長 松 嶋 哲 也

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様



## 民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

### 記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	令和2年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	令和2年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 5 号	令和2年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	令和2年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 7 号	令和2年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 55号	令和3年度美濃市一般会計補正予算（第6号）中、所管部に関する事項	原案可決
議 第 56号	令和3年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議 第 59号	令和3年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
請 第 1 号	美濃市健康文化交流センターの利用（利用料金表の改定等）に関する請願	不採択

令和3年9月28日

民生教育常任委員会委員長 須田 盛也

美濃市議会議長 佐藤 好夫 様